

令和4年3月29日
鹿児島県公報別冊

令和3年度

包括外部監査の結果報告書

及び結果の報告に添えて提出する意見

「県単独補助金に係る事務の執行について」

[目次]

I	監査の概要	1
1.	監査の種類	1
2.	選定した特定の事件	1
3.	事件を選定した理由	1
4.	監査の対象機関と対象年度	1
5.	監査の実施期間	1
6.	監査実施者の資格、氏名	1
7.	契約金額	2
II	県単独補助金の概要	3
1.	はじめに	3
2.	予備調査の実施と対象部局	3
3.	予備調査の回答に基づく集計結果	4
(1)	財源別、部局別の集計結果	5
(2)	補助の事象別、形態別の集計結果	6
4.	離島関連の補助金について	7
5.	外郭団体への補助金について	8
6.	補助金と「負担金」、「交付金」の区分	10
7.	補助金の交付等に関する規則について	11
III	監査の主な視点と対象とした県単独補助金	12
1.	監査の主な視点	12
2.	監査の対象とした県単独補助金 監査対象県単独補助金一覧	13
3.	検討の進め方	16
IV	監査の結果	17
1.	結果の総括と意見	17
(1)	補助対象経費と補助率について	17
(2)	長期補助金への対応について	18
(3)	交付終了年度（終期）の設定について	19
(4)	少額補助金について	19
(5)	概算払の必要性和あり方について	19
(6)	交付団体の財務状況と補助のあり方について	21
(7)	成果を測る評価シートの作成について	22
2.	指摘と意見	23
	指摘と意見の一覧	23

3. 個別の検討結果	24
総務部の補助金	25
総務部男女共同参画局の補助金	34
総合政策部の補助金	37
観光・文化スポーツ部の補助金	47
環境林務部の補助金	63
くらし保健福祉部の補助金	65
商工労働水産部の補助金	94
農政部の補助金	111
土木部の補助金	128
危機管理防災局の補助金	134
国体・全国障害者スポーツ大会局の補助金	136

I 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

「県単独補助金に係る事務の執行について」

3. 事件を選定した理由

補助金は、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもって、反対給付を伴うことなく個人又は団体に対して交付する金銭である。

法令上、地方公共団体は、「公益上必要がある場合」には補助をすることができるとされており（地方自治法第 232 条の 2）、県においても県独自の施策や事業を実施するための行政手段として多種多様な補助金が交付されている。

補助金が県民の福祉の増進や地域の経済活動の支援等において重要な役割を担っていることは言うまでもないが、その原資は税であるから、交付に当たっては、公益性とともに公平性が強く求められる。また、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないことから（同第 2 条第 14 項）、交付された補助の額に見合う効果が得られるものでなければならない。

補助金に求められるこのような性質に鑑み、その交付のあり方等を検証することは有意義であると判断し、このうち、県が独自の判断で交付する県単独の財源による補助金を特定の事件として選定した。

4. 監査の対象機関と対象年度

対象機関 知事部局本庁各課

対象年度 令和 2 年度（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで）

5. 監査の実施期間

令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 2 月 21 日まで

6. 監査実施者の資格、氏名

包括外部監査人 公認会計士 通山 芳之

監査補助者 弁護士 西 達也

公認会計士 木野田 仁

公認会計士 工藤 篤

公認会計士 松枝 千鶴

監査の対象とした事件について、県と包括外部監査人及び監査補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

7. 契約金額

13,443,000 円（予算上限額）

適用法令、規則等について

法令、規則等は、令和2年4月1日現在のものによっている。

また、文中で引用した主な法令、規則等の名称と条項は、次のように略表記している。

(例) 地方自治法第232条の2 … 自治法 232 の2
地方自治法施行令第162条第2号 … 自治令 162 II
鹿児島県補助金等交付規則第2条第1項第1号 … 交付規則 2 ① I
鹿児島県会計規則第82条第4項 … 会計規則 82④

金額表記について

文中又は各表で円単位以外の単位（千円、百万円など）で表記している補助金等の額は、原則、単位未満の端数を切り捨てている。

(例) 10,402,827,300 円 … 104 億 282 万円
5,029,719,055 円 … 5,029 百万円
441,808,823 円 … 441,808 千円

Ⅱ 県単独補助金の概要

1. はじめに

補助金の法的な定義はないが、県では『特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの』としている。

これには、財源の面から、国の施策に基づき県が国から補助金を受け間接的に補助する場合と県が独自の判断によって直接補助する場合とがある。

また、交付の根拠の面から、法令に基づくものと予算措置によって行われるものがあり、いずれも憲法第 89 条¹又は地方自治法第 232 条の 2 に定める公金支出の制限に反しない限り支出することは可能であるとされている（「会計事務の手引-支出事務ハンドブック-」令和 3 年 4 月鹿児島県出納局会計課より）。

この監査で対象とした補助金は、県が独自の判断によって直接補助するものであり、県単独の財源で賄われるものになる。また、交付の根拠は、予算措置によるものになる。

2. 予備調査の実施と対象部局

監査実施にあたり、令和 2 年度に交付された補助金の概況を把握するため、知事部局本庁各課を対象として予備調査を実施した。

なお、知事部局には本庁各課のほか、出先機関として鹿児島、南薩、北薩、姶良・伊佐、大隅の 5 地域振興局と熊毛、大島の 2 支庁があるが、これら部局まで検討範囲を広げるのは、作業に無理があるので、調査の対象からは外している。

(知事部局本庁各課)

総務部の各課
総務部男女共同参画局の各課
総合政策部の各課 ※
観光・文化スポーツ部の各課 ※
環境林務部の各課
くらし保健福祉部の各課
商工労働水産部の各課
農政部の各課
土木部の各課
危機管理防災局の各課
国体・全国障害者スポーツ大会局の各課
出納局の各課

¹ 憲法第 89 条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

※ 令和3年度の組織機構改編で、それまでの「企画部」に総合政策課、デジタル推進課を設置して「総合政策部」に、「PR・観光戦略部」と総務部の内局であった「文化スポーツ局」を統合して「観光・文化スポーツ部」に編成されている。このため、予算主務課が令和2年度の事務執行時とは必ずしも同じではないものもある。

調査は、「補助金概況調べ」を作成して各課に回付し、令和2年度に交付された補助金の件数、金額について回答を求めるとともに、県単独の補助金について明細（補助金（補助事業）の名称、交付先（補助事業者）、金額、補助金の区分、交付要綱の有無、交付開始年度等）を作成してもらう方法により行った。

補助金の区分（分類）については、補助の対象者による区分などがあるが、この監査では補助の内容による区分を検討の入り口とし、補助の事象（何に対して補助するものか）と補助の形態（どのような補助の仕方が）とで次のような区分とした。

補助の事象による区分

- ・ 運営費補助金… 公益性のある団体等に対してその運営に必要な経費を補助するもの
- ・ 事業費補助金… 団体等が行う公益性のある事業に対して必要な経費を補助するもの
- ・ 扶助費補助金… 扶助目的（社会福祉施設等の利用者負担の軽減を図るものなど）
- ・ その他… 上記のいずれでもないもの

補助の形態による区分

- ・ 定額補助金… 一定額を交付する補助金
- ・ 定率補助金… 所要額に一定の率を乗じた額を交付する補助金
- ・ その他… 上記のいずれでもないもの

3. 予備調査の回答に基づく集計結果

以下、予備調査の回答に基づく集計結果である。

令和2年度に交付された知事部局本庁各課所管の補助金は、総額で716億4,074万円、うち、県単独の財源によるものは104億282万円（14.5%）である。

また、補助の事象では「事業費補助金」が、補助の形態では「定率補助金」が件数、金額とも最も多いものとなっている。

(1) 財源別、部局別の集計結果 (件数：件、金額：千円)

部局	財源		国と県		その他		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総務部	69	405,133	119	6,663,401	-	-	188	7,068,535
総務部男女共同参画局	20	28,766	45	67,144	-	-	65	95,910
総合政策部	74	2,240,479	36	582,689	-	-	110	2,823,169
観光・文化スポーツ部	19	80,775	90	1,367,804	-	-	109	1,448,579
環境林務部	38	84,030	52	455,230	-	-	90	539,262
くらし保健福祉部	328	2,359,600	3,058	36,806,849	662	769,858	4,048	39,936,247
商工労働水産部	143	3,579,500	7,408	7,176,404	93	533,463	7,644	11,289,366
農政部	74	702,230	200	3,090,745	29	2,287,643	303	6,080,619
土木部	33	415,188	39	1,310,955	4	110	76	1,726,254
危機管理防災局	4	52,611	10	26,062	-	-	14	78,673
国体・全国障害者スポーツ大会局	140	454,509	23	99,622	-	-	163	554,132
出納局	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	942	10,402,827	11,080	57,646,905	788	3,591,074	12,810	71,640,746
構成比		14.5%		80.5%		5.0%		100%

⑨ 件数は交付先の数。

県単独補助金を金額ベースで見ると、商工労働水産部、くらし保健福祉部、総合政策部の順に多く、この3つの部で78.6%を占めている。

商工労働水産部の補助金は、商工政策や産業立地に関する補助が主なものであり、小規模事業経営支援事業費補助金や企業立地促進補助金などが大きい。

くらし保健福祉部は件数も多いのでかかる金額となっているが、老人福祉施設対策事業や地域介護基盤整備事業に係る補助金などが大きなものである。

総合政策部の補助金は、離島航路補助事業、離島航空路線維持整備対策事業、地方バス路線維持対策事業など離島振興、交通政策に係るものが主なものであり、離島を多く抱える鹿児島県の地理的特徴を反映している。

また、この部は地域振興に資する施策の統括を主な業務とする組織であることから、他の部局に比べて県単独補助金の比率が高いのが特徴的である。

国体・全国障害者スポーツ大会局も県単独補助金の比率が高いが、このうち最も大きい額のもの、新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で開催が令和5年に延期となったが、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に向けた競技力向上対策事業の補助金である。

なお、予算科目上、「補助金」は歳出の「19 負担金補助及び交付金」の科目(節)に計上されている。県の財政において補助金がどの程度の重みがあるのかを見る上では、県の歳出合計との比較で県全体の補助金の交付額を示せればよかったが、あいにくと補助金だけを拾い上げた資料は作成されていない。

比較としてはあまり参考にならないかもしれないが、令和2年度の「歳出」と「19 負担金補助及び交付金」の決算額を示すと、次のとおりである。

「歳出」と「19 負担金補助及び交付金」（金額：千円）

項目	一般会計	特別会計	合計
歳出	884,975,599	404,810,782	1,289,786,381
19 負担金補助及び交付金	232,066,815	184,465,454	416,532,270
		知事部局本庁各課の補助金	71,640,746

④「歳出」は「決算に関する調書」より、「19 負担金補助及び交付金」は会計課から入手したデータを記載。

一般会計の歳出は、新型コロナウイルス感染症対策等に係る「補助費等」が大幅に増えたこともあり、前年度比 11.1%の増となっている（その分、歳入も「国庫支出金」の増加で 13.2%の増となっている。）。

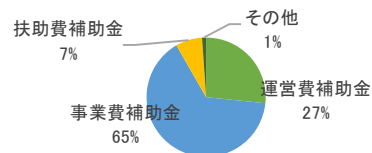
特別会計は、歳出に占める「19 負担金補助及び交付金」の割合が高いが（45.5%）、そのほとんどは「国民健康保健事業特別会計」のものであり、このうち、「保険給付費等交付金」（項）で 1,536 億 8,683 万円、「後期高齢者支援金等」（項）で 222 億 60 万円が計上されている。

補助金と「負担金」、「交付金」の区分については後述。

（2）補助の事象別、形態別の集計結果（件数：件、金額：千円）

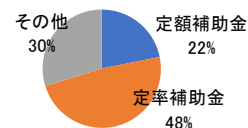
補助の事象

区分	件数	金額
運営費補助金	26	2,776,297
事業費補助金	116	6,763,653
扶助費補助金	5	742,623
その他	5	120,255
合計	152	10,402,827



補助の形態

区分	件数	金額
定額補助金	48	2,278,385
定率補助金	89	5,033,746
その他	15	3,090,696
合計	152	10,402,827



④ 件数は、補助金の名称ごとに 1 件としており、同じ補助金が複数の先に交付されている場合（「外 16 法人」など）も「1 件」としてカウントしているため、前ページの件数とは一致しない。

事象別区分の「その他」は、「漁業共済赤潮特約事業費補助金」（共済契約者掛金の一部補助）、「がん診療施設設備整備事業補助金」などが主なものである。

また、形態別では、同種の補助金が複数の事業者に交付されているが補助率（補助金額）はそれぞれ同じではないような場合（離島航路補助事業など）などが「その他」に区分されている。

4. 離島関連の補助金について

離島を多く抱える県²では、離島の振興や活性化等を図るための補助金が交付されており、県単独補助金の約 15%は離島に係るものである。

離島関連の補助金（件数：件、金額：千円）

補助事業	件数	金額	交付先
特定離島ふるさとおこし推進事業	14	377,917	市町村又は民間
離島航路補助事業 など	6	1,201,013	市町村又は民間
計	20	1,578,931	

④「特定離島ふるさとおこし推進事業」は、総合政策部離島振興課が全体の取りまとめを行っているが、同課から入手した「実績調書」（市町村・事業細目・離島別に事業費・県費・市町村費の最終実績額を集計したもの）では、県費分は 81 件、867,915 千円（前年度からの繰越 4 件、83,735 千円を含む。）となっている。

特定離島ふるさとおこし推進事業は、県の離島の中でも特に自然条件等が厳しい小規模離島及び離島の属島を対象とした事業であり、産業の振興、生活基盤の整備、みんなの参加・島づくり対策（ソフト対策）の三分区で構成される。事業は平成 2 年度から実施されている。

対象地域は、獅子島（長島町）、桂島（出水市）、甑島（薩摩川内市）、口永良部島（屋久島町）、南西諸島（三島村、十島村）、加計呂麻島・請島・与路島（瀬戸内町）の 6 地域、事業主体は市町村又は知事が適当と認める団体とされている。

国庫補助事業として採択されない事業を原則とし、市町村の財政力から判断して市町村単独では実施が困難な事業等に対し、市町村と協議の上、事業費の 10 分の 7 以内又は 10 分の 8 以内³を県が補助している。

離島航路補助事業は、県本土と離島とを連絡する航路や離島相互間を連絡する航路等のうち、所定の基準を満たす航路を補助の対象とするもので、離島航路整備法等に基づき、補助金を交付してその維持が図られている。

補助金の種類としては、運航費の欠損額の一部を補助する「離島航路運営費等補助金」と離島航路の維持・改善のために行う調査に関する費用や代替船建造費の一部を補助する「離島航路構造改革補助金」がある（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 29 条、第 40 条）。

² 「県勢概要（令和 3 年 4 月）」によれば、県の離島面積は 2,474 km²（全国 1 位）、離島数は 27 島（全国 4 位）となっている（離島関係特別法が適用される有人の離島面積及び離島数）。

³ 市町村以外の団体が事業主体となる場合には、市町村が当該団体に対して 10 分の 7 又は 10 分の 8 以上を補助するときを補助の対象とし、この場合における市町村への県の補助率は 10 分の 7 以内又は 10 分の 8 以内の補助率に 10 分の 8 を乗じた率。

5. 外郭団体への補助金について

外郭団体は、県の組織の外にありながら、県から出資や補助金等を受け、県の補完的な業務を行っている団体である。「公益法人」（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年6月2日 法律第49号）第2条第3号に定める公益法人）の形態を採っているものが多い。

外郭団体への補助金に対する県の取組

県では、平成17年3月に県行政と密接な関係にある公社等外郭団体の意義・役割や必要性、経営状況、組織・人員のあり方等について絶えず検証を行い、その廃止・統合や県からの財政的支援・人的支援についての更なる見直しに取り組むとして、「公社等外郭団体見直し方針」⁴を策定している。

この中で、財政的支援（補助金）について、団体の経営は原則として事業の収益、自助努力によって行われるべきであるとの考えから、次のような方針を示している。

- 事業の収益のみでは経営が困難な事業を実施する必要がある団体に対しては、公共性、公益性の観点から、県の関与の度合いに応じて運営費補助を行うことにより経営の維持を図ることとする。
- 運営費補助については、事業の全部又は一部が県の事務事業と密接な関連を有する団体であり、かつ、その人員、運営のあり方等を精査した上で、なおその団体の収益のみでは人件費や運営事務費を捻出できないものに対して行うこととする。
- 財政的支援を行う場合は、団体の財務内容を客観的に点検し、効率的経営を図ることにより、必要最小限の支援にとどめるように留意することとする。

この方針に基づき、漸次、運営費補助の縮減が行われてきており、平成16年度から令和2年度までの削減額は、約1億1,300万円となっている（当初予算比較ベース）⁵。

予備調査の結果との比較で言えば、運営費補助を受けている団体は4団体、交付額は合計で3,537万円となっており（次ページ）、平成16年度が13団体、2億2,300万円だったので、団体数、交付額ともかなり削減されていることがわかる。

全体から見れば、事業費補助金、扶助費補助金も含め、件数、金額とも多いわけではないが、従前から継続して補助を受けている団体がほとんどであり、補助のあり方が注視される。

⁴ [41288_20140903160451-1.pdf \(pref.kagoshima.jp\)](#)

⁵ [スライド 1 \(pref.kagoshima.jp\)](#)

県がホームページで公表しているもの⁶とは出先機関の分もあるため、一部整合していないところはありますが、予備調査での回答から得られた外郭団体への県単独補助金の交付状況を示すと、次のとおりである。

外郭団体への補助金の交付状況（金額：千円）

No.	外郭団体の名称	補助金額	区分
6	公益財団法人鹿児島県文化振興財団 外6団体	75,600	事業費
8	鹿児島県青少年育成県民会議	1,586	運営費
9	同	1,222	事業費
11	同	589	事業費
24	肥薩おれんじ鉄道株式会社	79,846	事業費
27	公益社団法人鹿児島県特産品協会	23,744	事業費
30	同	28,542	事業費
31	公益社団法人鹿児島県観光連盟	7,110	事業費
32	同	16,000	事業費
34	公益財団法人鹿児島県国際交流協会	960	運営費
40	公益財団法人鹿児島県環境整備公社	2,867	事業費
45	公益財団法人鹿児島県林業担い手育成基金	5,166	運営費
58	公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会	4,024	事業費
59	同	1,728	事業費
102	公益財団法人かごしま産業支援センター	27,667	運営費
118	公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	6,001	扶助費
122	同	5,349	事業費
135	一般社団法人鹿児島県種豚改良協会	3,298	事業費
151	公益財団法人鹿児島県体育協会	58,785	事業費
計		350,084	

④1 県では、次のいずれかに該当する団体を「公社等外郭団体」としている。

- (1) 県が25%以上出資している団体
- (2) 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、県が職員を派遣している団体で、県内に主たる事務所を有するもの
- (3) 公の施設の管理を委託している団体（地方公共団体を除く。）

④2 「No.」は、「監査対象県単独補助金一覧」（13～15 ページ）のNo.と連動している。

⁶ 「公社等外郭団体一覧」の「県からの補助金」41288_20211224112759-1.pdf (pref.kagoshima.jp)

6. 補助金と「負担金」、「交付金」の区分

予算科目上、一括りにされている「負担金」と「交付金」について、補助金との区分を明らかにしておきたい。

「会計事務の手引」では、負担金、交付金を次のように解説している。

負担金

『法令上特定の事業について、地方公共団体が当該事業から**特別の利益を受けること**に対し一定の金額を支出する経費である。このほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成している場合において、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が、**取り決められた費用**を支出するときも本節から支出される。

負担金の例としては、直轄道路事業負担金、児童手当負担金、各種協議会負担金、研修負担金等がある。』

交付金

『法令又は条例等により、他の地方公共団体又は組合等に対して、地方公共団体の事務を委託している場合（委託契約という形をとっていないもの）に、当該事務処理の**報償**として交付する経費をいう。

委託料が法令の規定又は私法上の契約による、行政事務執行の委託であるのに対し、本節はもっぱら報償として**一方的に交付**される点において異なるものである。

交付金の例としては、都道府県が市町村に対して交付する外国人登録市町村交付金、自衛官募集市町村交付金、特別徴収義務者関係交付金等がある。』

負担金、交付金とも事業又は事務の**対価として支出する経費**である点で補助金と異なる。

また、（県単独）補助金が県の裁量で交付するか否かを定められるものであるのに対し、負担金、交付金は法令等に基づいて交付される**義務的な経費**である点でも異なる。

類似の予算科目（節）も含め整理すると、おおむね次のように区分することができる。

補助金、負担金、交付金等の区分

対価性の有無等 事業の実施主体		対価性なし	対価性あり	
		交付額は県の規則・基準等で決定	交付額は合意・契約等で決定	
県が行うべき事業		扶助費	交付金	委託料
公益上必要がある事業	県に一定の義務・責任がある	補助金	報償費	負担金（分担金）
	県に義務・責任はない			

④ 「補助金の基本的な考え方」（令和2年3月 富山県高岡市）に掲載の分類表を参考に作成。

7. 補助金の交付等に関する規則について

地方自治法には補助金の交付等に関する具体的な事項は定められていないため、各自治体では独自の規則や要綱等を設け、補助金に係る予算の執行の適正化や事務処理の合理化等が図られている。

県においては「鹿児島県補助金等交付規則」⁷（以下、「交付規則」という。）がそうであり、補助金の交付に関する事項のうち、基本的、共通的な事項を一般的に規定したものとなっている。

また、「鹿児島県補助金等交付規則の施行について（通知）」（以下、「交付通知」という。）で交付規則の適用に当たっての解釈・留意事項等が示されている。

交付規則は全 25 条からなるが、具体的な規定の仕方は、定義、補助金の交付の申請、交付の決定、交付の条件、交付の決定の取消しなど、国の「補助金等適正化法」⁸をおおむね踏襲した形となっており、法令、条例又は他の規則に特別の定めがあるもの以外はこの規則に則って事務を執行することとされている。

ただ、交付規則自体は補助金の交付申請から精算までの一般的な手続を定めているに過ぎず、補助の趣旨（目的）や補助対象経費、補助率等の具体的な事項は個々の交付要綱又は実施要領に定めるところとなっている。

なお、交付規則でいう「補助金等」の「等」には、「利子補給金」と「その他相当の反対給付を受けない給付金であって別に定めるもの」⁹が含まれるが（2①）、これらはこの監査では対象外としている。

⁷ [鹿児島県補助金等交付規則 \(pref.kagoshima.jp\)](http://pref.kagoshima.jp)

⁸ 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号) [tekkahou.pdf \(jac.go.jp\)](http://tekkahou.pdf(jac.go.jp))

⁹ 交付通知第 2 条関係（定義）

1 「利子補給金」とは、県が金融機関等をして利子を軽減して資金の融通をさせ、その軽減された部分の利子の全部又は一部に相当する金額を、県が金融機関に対して補給するものをいう。

2 「その他相当の反対給付を受けない給付金」とは、売買契約等におけるような対価の観念が成立しないもの、すなわち、給付金の交付等の利益が当該給付金を受けた者に帰属し、実質的には補助金と何ら変わりのない性格のものをいう。したがって、予算科目上は、負担金又は交付金となっても、それが実質的意味において補助金と同一性格のものであれば、当然この規則が適用されるものであり、「別に定める」とは個々の補助金等交付要綱を定めることにより行うものである。

Ⅲ 監査の主な視点と対象とした県単独補助金

1. 監査の主な視点

補助金は『特定の事業、研究等を育成、助長するために…』とされていることから（「会計事務の手引」）、本来、補助は、設立間もないなど事業の基盤や研究の環境等が脆弱な初期段階の支援措置として、団体等が自立できるまでの一定期間について行われるべきものである。

このため、特に、長年にわたり継続的な補助が行われているような事業又は団体等に対しては、当初の理念や目的との適合性はもとより、補助の効果の有無、補助を続けることの是非等が問われるところである。

また、このような団体等においては、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちで、結果として補助金に強く依存し、定められた事業や活動に終始した運営となってしまうことも懸念される。

このような問題意識を踏まえ、主に次のような視点で検討を進めた。

- 公益性が客観的に認められるものか
- 補助の目的は明確にされているか
- 県が果たすべき役割であるものか、又はその範囲内か
- 受益者が特定の者に偏っていないか
- 補助が既得権化していないか
- 施策の浸透、普及等により事業目的がすでに達成されているものでないか
- 補助対象経費、補助率（又は補助金額）は明確にされているか
- 交付先の収支や財務の状況に照らし補助の必要があるか、又は補助の額は適当か
- 会費を徴収するなど自主財源の確保に努めているか
- 補助金の使途及び会計処理は適切か
- 補助の目的、効果が検証されているか
- 交付期間の終期を設定しているか
- 補助金ではなく、他の予算科目で措置すべきものではないか など

2. 監査の対象とした県単独補助金

予備調査で回答を得た 152 件のうち、交付の相手方が県内市町村であるもの 38 件（「特定離島ふるさとおこし推進事業」に係るものが多い）を除いた 114 件（87 億 9,503 万円）を監査の対象とした。

検討に当たっては、可能な限り多くの補助金を網羅できるよう意を払い、部局、金額の多寡にはこだわることなく作業を進めたが、時間の都合その他事情により検討に着手できなかったものも少なからずある。

以下、監査対象県単独補助金の一覧である。

なお、このうち、財源の一部又は全部が国庫で賄われているもの（地方創生臨時交付金など）が 3 事業ほどあったが、検討を進める過程で判明したことから、今回の監査結果に含めたことをお断りしておく。

監査対象県単補助金一覧

No.	部局	課	補助事業(金)の名称	補助金額 (千円)	区分		記載 ページ	
					事業	形態		
1	総務	学事	私立高等学校入学金・授業料補助(入学金)	3,350	事業	定額	25	
2			私立学校退職金補助	128,741	事業	定率	27	
3			私立学校退職金補助	10,000	事業	定額	30	
4			日本私立学校振興・共済事業団掛金補助	137,771	事業	定率	—	
5			私立専修学校運営費補助	33,221	運営	他	—	
6		財政 税務	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金	87,050	事業	定額	32	
7			ゴルフ場利用税交付金	5,000	運営	定額	—	
8	男女	青少年	県青少年育成県民会議補助金	1,586	運営	定率	34	
9			県青少年育成県民会議補助金	1,222	事業	定率	34	
10			かごしま地域塾推進事業(公募型)補助金	1,115	事業	定率	—	
11			かごしま子どもリーダー塾事業費補助金	589	事業	定率	△	
12		人権	鹿児島県人権啓発活動等促進事業	24,254	事業	定額	35	
13	総合	地域	半島特定地域「元気おこし」事業	10,000	事業	定率	△	
14			エネ	燃料電池自動車導入支援事業	1,600	事業	定率	37
15				再生可能エネルギー加速化支援事業	7,952	事業	定率	38
17		離島	ふれあいアイランドの形成推進事業費補助金	1,749	事業	定率	39	
19		交通	離島航路補助事業	597,925	運営	他	41	
21			地方バス路線維持対策事業	371,372	事業	定率	△	
22			運輸事業振興助成対策事業	265,234	事業	定率	△	
23			離島航空路線維持整備対策事業	594,773	事業	定率	133	
24			肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業	79,864	事業	定額	45	
25			鉄道駅バリアフリー化推進事業	33,748	事業	定率	△	
26			ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業	2,999	事業	他	△	
27			観光	PR	特産品振興対策事業	23,744	事業	定額
28		伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(大島紬振興対策事業)			579	事業	定率	48
29		伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(薩摩焼需要開拓事業)			840	事業	定率	49
30	特産品振興事業補助金(鹿児島ブランド支援センター事業)	28,542		事業	定額	51		
31	観光	観光振興事業補助金		7,110	事業	定額	53	
32		観光連盟事業補助金		16,000	事業	定額	55	
33	国際	鹿児島県私費外国人留学生奨学金補助金	2,400	扶助	定額	57		
34		在外県人会等育成費補助金	960	運営	定額	59		
35		鹿児島県海外移住家族会協力活動費補助金	100	運営	定額	61		
36		ブラジル鹿児島県人会館改修費補助金	500	事業	定額	62		
37	環境	廃り	産業廃棄物処理施設整備促進補助金	30,993	事業	定率	△	
38			産業廃棄物処理施設計量器整備事業費補助金	10,720	事業	定率	△	
39			不法投棄等原状回復促進事業費補助金	294	事業	定率	—	
40			鹿児島県産業廃棄物処理施設整備等に係る補助金	2,867	事業	定率	—	
42		自然	みんなの生物多様性サポーター支援事業	500	事業	定率	63	
45		森林	森の研修館かごしま運営事業(林業労働力確保支援センター管理運営事業)	5,166	運営	定率	—	
46	くらし	か材	林業・木材産業構造改革事業	239	事業	定率	—	
47		保健	精度管理指導補助事業	820	事業	定額	65	
48			離島緊急医療施設運営費補助	2,669	運営	他	67	
51		社会	県社会福祉協議会運営費補助金	26,664	運営	定率	—	
52			県社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金	17,930	運営	定率	—	
53			社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	526,381	事業	他	68	
54			福祉施設経営指導事業費補助金	1,811	事業	定率	—	
55			介護福祉士修学資金等貸付事業	4,586	事業	定率	—	
56			一般財団法人鹿児島県遺族連合会に対する補助金	870	運営	定額	69	
58		健康	臓器移植推進費補助金	4,024	事業	定額	70	
59			臓器移植対策推進費補助金	1,728	事業	定額	70	
60			HLA検査センター設置費補助金	903	事業	定額	—	
61			鹿児島県原爆被爆者協議会運営費補助金	356	運営	定額	72	
62			がん診療施設設備整備事業補助金	20,940	他	定率	—	
66		障害	精神福祉推進会運営費補助事業	252	運営	定額	74	

No.	部局	課	補助事業(金)の名称	補助金額 (千円)	区分		記載 ページ	
					事象	形態		
67	くらし	障害	障害者支援施設等におけるオンライン面会支援事業	8,684	事業	他	△	
69			障害者福祉団体活動費助成事業	20,126	運営	定額	76	
70			鹿児島県手をつなぐ育成会補助事業	4,621	運営	定額	78	
76		薬務	薬物乱用防止推進事業	801	事業	定額	79	
77			子ども	母子寡婦福祉対策事業補助金	5,011	運営	定額	81
81				地域医療介護総合確保基金事業(医師勤務環境改善等事業(産科医等確保支援事業))補助金	22,421	事業	定率	—
82				地域医療介護総合確保基金事業(医師勤務環境改善等事業(新生児医療担当医確保支援事業))補助金	95	事業	定率	—
85		子育て	子ども食堂新規開設支援事業	1,851	事業	他	83	
88			私立学校運営費補助(小規模園対策補助)	1,585	事業	他	△	
89			私立学校運営費補助(魅力ある私立学校づくり事業費補助)	42,296	事業	定率	85	
90			私立学校等退職金基金関係社団補助	70,000	事業	定額	87	
91		高齢	介護保険苦情処理体制整備事業	1,000	事業	他	89	
92			すこやか長寿社会運動推進事業	24,677	事業	定額	—	
93			高齢者友の会運営費補助金	50	運営	定額	91	
96			老人福祉施設対策事業(軽費老人ホーム事務費減免額補助)	729,459	扶助	定額	92	
97			商工	商工	中小企業連携組織対策事業費補助金	112,105	運営	他
98	小規模事業経営支援事業費補助金	1,757,125			運営	他	96	
99	産業	企業立地促進補助金		780,582	事業	定率	98	
100		鹿児島臨空団地企業立地促進事業		345,907	事業	定率	100	
101		生産設備投資促進補助金		371,545	事業	定率	102	
102		下請企業振興事業費補助金		27,667	運営	定率	103	
103		起業家スタートアップ支援事業費補助		25,736	事業	定率	△	
104		雇用		高齢者就業機会確保事業	8,900	運営	他	△
105	労働者福祉促進補助事業			951	事業	定額	105	
106	水産			新規漁業就業者定着推進事業	645	事業	定率	△
107		環境にやさしい養殖生産事業		300	事業	定率	107	
108		食害生物被害緊急対策事業		1,850	事業	定率	△	
109		豊かな海づくり広域推進事業		32,179	事業	定率	△	
112		漁業共済赤潮特約事業費補助金		80,571	他	定率	108	
113		漁協合併推進支援事業		80	事業	定率	△	
114		漁船海難遺児救済費補助金		30	事業	定額	109	
115		漁協経営改善促進事業		4,008	他	定率	△	
118		農政		農政	地域農業経営構造確立支援推進事業費補助金	6,001	扶助	定額
119	かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農作物等輸出商社支援事業				15,789	事業	定額	113
120	経営		未来を抱け!女性農業者活躍応援事業(女性農業者ビジネスチャレンジ)	750	事業	定額	114	
121			担い手確保・推進事業	901	事業	定率	△	
122			鹿児島県新規就農者強化支援事業	5,349	事業	定率	115	
123			農産	指定野菜価格安定対策事業補助金	111,575	事業	定率	116
124	県単野菜価格安定対策事業補助金			14,118	事業	定率	116	
125	契約野菜安定供給事業補助金			5,208	事業	定率	116	
126	県産たばこ産地再構築事業補助金			850	事業	定率	118	
127	畜産		肉用子牛価格安定対策事業	36,759	事業	定率	120	
128			肥育牛価格安定対策事業	9,037	事業	定額	122	
131			乳用牛群検定普及定着化事業	3,223	事業	定率	124	
132			乳用後継牛確保対策支援事業	3,300	事業	定率	124	
133			酪農振興総合対策事業	1,087	事業	定率	124	
134			豚改良増殖対策事業(うち「かごしま黒豚」優良増殖確保対策事業)	75	事業	定率	▲	
135			系統豚適正管理事業	3,298	事業	定額	126	
136			肉豚価格安定対策事業	80,189	事業	定率	△	
137			鶏卵価格安定対策事業	25,125	事業	定率	—	
138			ブロイラー価格安定対策事業	99,251	事業	定率	—	
139			新交雑鶏生産体制整備事業(うち地鶏生産出荷体制整備事業)	424	事業	定額	—	

No.	部局	課	補助事業(金)の名称	補助金額 (千円)	区分		記載 ページ
					事象	形態	
140	農政	畜産	地域畜産振興促進事業(うち みつ源増殖補助事業)	1,728	事業	定率	—
141			ASF 侵入防止緊急対策事業	262,034	事業	定率	△
142	土木	河川	海岸クリーンアップ事業	4,999	事業	定額	128
144		港湾	志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業	1,939	事業	定率	130
145			鹿児島県空港保安施設検査業務補助金	80,719	事業	定率	132
147	危機	消防	消防職・団員充実強化事業	1,000	事業	定率	134
151	国体	競技	競技スポーツ強化対策事業	58,785	事業	定額	136
152			「燃ゆる感動かごしま国体」に向けた競技力向上対策事業	336,044	事業	定額	136
計				8,795,037			

④1 補助事業(金)の名称で同じものがあるが、補助事業者等は異なるものである。

④2 時間の都合その他事情により検討に着手できなかったものは記載ページ欄に「—」で示している。ひと通りの検討は行ったが指摘や意見がないもの、その他報告すべき事項がないものについては掲載しなかったものも多い。これらについては「△」で示している。「▲」は、主務課との意見の調整がつかなかったため、報告を見送ったものである。

3. 検討の進め方

検討に当たっては各交付要綱を判断の拠り所とし、必要に応じて主務課に質問又はヒアリングを行った。

報告書は各補助金の要点を画一的に示し、他の補助金との比較をし易くするため、共通フォームとして下記様式の表を作成し、これに基本情報を埋めていく形で記載している。

表中、「必要書類の確認」は、交付規則第3条以下に定める提出又は作成が必要とされる基本的な書類の有無、整備状況等を確認したものであり、交付手続等の規則準拠性の監査結果を兼ねている。確認の結果、不備等が見受けられなかったものは「○」で示した。

また、必要に応じて補助事業に係る収支又は財務状況の要約を付表として添付した。この表は、県の補助金が補助事業者の事業の収支又は財務に対してどの程度の重みがあるのかを見るものである。

No.××	補助事業名又は補助金名				部局名	
					主務課	
事象	形態	開始年度			終了年度	
補助事業者	※事業者が複数ある場合は、「外○○者」としている。					
交付の根拠	※交付要綱の名称を記載している。					
補助金の額 (交付確定額)			交付申請額			
			概算払の額			
補助の目的	※交付要綱第1条(趣旨)を抜粋して記載している。					
事業の内容	※実施要領、事業計画書等に記載の内容を記載している。					
補助対象経費	※交付要綱第2条に記載の対象経費を記載している。					
補助率	※交付要綱第2条に記載の補助率(補助金額)を記載している。					
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書

収支又は財務状況の要約(金額:円又は千円)

支出	金額	収入	金額
		県補助金	
合計		合計	

「補助対象経費」とされる主な費目とその内容

- ・報酬 … 委員報酬、非常勤職員報酬 など
- ・報償費 … 報償金、講師謝礼、記念品代、各種表彰用品代 など
- ・旅費 … 乗車券・乗船代、駐車場代、宿泊費 など
- ・需用費 … 文具代、被服費、光熱水費、会議用弁当・お茶代、印刷製本費 など
- ・役務費 … 電話代、切手・ハガキ代、広告料、手数料、火災保険料 など
- ・使用料及び賃借料 … 会場使用料、有料道路通行料 など

IV 監査の結果

1. 結果の総括と意見

個別の検討結果を踏まえ、最初に結果の総括とこれに対する意見を記載する。

(1) 補助対象経費と補助率について

補助金は公益目的を達成するために交付されるものであるから、用途が特定されていなければならない。用途は「補助対象経費」として特定されるが、各交付要綱を見る限り特定の仕方が曖昧なものが多く、具体的に何を補助の対象としているのかがわかりにくい。「報償費」、「旅費」、「需用費」など具体的な費目で明記しているものもあるにはあるが（これが本来のあり方だと思う。）、『次に掲げる事業に要する経費』、『総合的な振興対策に要する経費』、『…に必要な事務費及び事業費』など、総じて対象事業を記載しているに過ぎない事例が多い。

補助の目的、事業内容はそれぞれ同じではないので、必ずしも同じような用途の特定の仕方を求めるものではないが、補助の公平性や透明性を高める観点から、補助対象経費は可能な限り明確に示しておく必要がある。そうでないと、実効性ある用途の検証はできないはずである。

なお、個別事項になるが、経費に交際費（慶弔費を含む。）や団体の上部組織等に対する会費・負担金等が含まれている事例がいくつか見受けられた（金額はいずれも僅少）。これらの経費は、通常、事業や運営には直接関係がないので補助対象外とすべきと考えるが、取扱いについて、県として統一的な考え方を示しておくことが必要である。

また、収支予算書・精算書で「予備費」の費目を使用している事例も見受けられたが、この費目は内容が明確でなく、用途も特定されないため、県への報告に使用させるのは適当ではない。

補助率（又は補助金額）については、補助対象経費とともに、交付要綱に下記のように明記することとされている。

補助金等交付要綱準則その1及びその2（抜粋）

鹿児島県〇〇補助金交付要綱	
：	
(補助対象経費及び補助率)	
第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率〔又は補助金額〕は、次のとおりとする。	
補助対象経費	補助率〔又は補助金額〕
〔〇〇〇〇〇〇〕	〇分の〇〔又は金〇〇〇円〕
〔注 必要に応じて別表としてもよい〕	
：	

これに沿って補助率（補助金額）を明記（別表によるものを含む。）しているものもあるが、『知事が別に定める額』として交付要綱には具体的に示していないものも多い。

このような運用となっているのは、

- 県の予算制度が原則として会計年度単位であり、毎年事情（査定）が変わることがある。
- 定額補助の場合、予算額が変われば補助件数が制限されることもある。その場合、全ての補助申請に応じられなくなる（対応するには補正予算が必要）。
- 予算の範囲内（上限）で執行できるので、幅を持たせることができる。

など予算確保が不安定であることが背景にあるようである。

「別に定める額」を実施要領で定めているものもあるが、総じてどこに定めてあるのかがわからない。積算とも関係するが、特に、古くからの補助金においては、現行の補助率（補助金額）の根拠について主務課でもよく把握できていないというものもある。担当者は替われども補助金の額は変わることなく、前例踏襲で事務が引き継がれている実情が垣間見える。

補助率（補助金額）が明瞭に示されないのは、全額補助なのか一部補助なのかがわからないため、補助の公平性、透明性の点から好ましいものではない。また、補助の長期化、固定化にもつながることになる。補助対象経費と同様、明瞭かつ具体的に示すべきである。

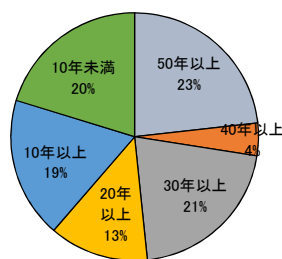
（2）長期補助金への対応について

152 件の補助金について、「交付開始年度」からの経過年数を 10 年単位で分類・集計すると、金額ベースでは、30 年以上経過しているもの（50 億 2,971 万円）と 30 年未満のものとおおむね同じ割合となっている。全部が同じ相手方に同じ補助が続けられているわけではないと思うが、総じて補助が長期化していると言ってよい。特に 50 年以上の超長期のものが、件数は多くないが、金額では最も多くなっているのは注目される。長期化しているものの多くは、社会情勢や行政需要の変化により、補助の必要性や期待される効果などは当初と同じではなくなっているはずであり、見直しが求められる。

これらの中には国の制度と併せて交付されているものもあり、県の判断だけで見直しをできないものもあるが、そうでないものについては、必要性・効果について客観的に見直しを行い、廃止すべきもの、整理すべきものを明らかにする必要がある。

交付年数別の補助金の状況（件数：件、金額：千円）

交付年数	件数	金額
50 年以上	16	2,418,082
40 年～49 年	10	441,808
30 年～39 年	29	2,169,827
20 年～29 年	25	1,350,810
10 年～19 年	27	1,913,912
10 年未満	45	2,108,384
計	152	10,402,827



④「交付開始年度」は、予備調査で各課から回答された「年度」であり、「交付年数」はその年度から令和 2 年までの経過年数としている。

(3) 交付終了年度（終期）の設定について

152 件のうち、交付終了（予定）年度を設けているものが 18 件、令和 2 年度単年度のものが 8 件、令和 2 年度で廃止のものが 1 件で、これら以外の 125 件は交付終了年度を「なし」とする補助金である。

交付終了年度が設けられていない補助金については、補助の実効性を高めるとともに、補助の既得権化を防ぐため、終期を設定すべきである。多くの補助金において終期の定めがないことが、上で示したような補助の長期化、超長期化を招いている大きな要因であると判断される。

終期の期間については特に基準があるわけではないが、補助の効果を測ることができる最短期間としては 3 年程度が適当である（県では 5 年を基本としているようである。）。もちろん、終期は自動的な補助の終了を意味するものではなく、ゼロベースから見直す機会とし、補助の効果や必要性等を評価の上、継続することが妥当と評価されたものは更新すればよい。

また、今回の補助金の中には財源の一部が国庫であるものがいくつかあったが、これらについては、国の制度の終了と合わせて終了する等の旨を交付要綱に明記しておけばよいと思う。

(4) 少額補助金について

交付額 50 万円以下の少額補助金が 18 件、4,157 千円あったが、このうち、4 件、758 千円が「運営費補助金」である。いずれも長期の「定額補助」であり、扶助費的性格のものもあるが、最も古いものは昭和 37 年度から交付が行われている。金額を考えれば、団体が補助金でできることも限られると思うが、僅少なながらも既得権化している。

終期の設定とともに、補助の必要性、継続の是非について検証する必要があるが、公益の観点から当面の必要を認めるのであれば事業費補助、定率補助への転換を図るべきである。

(5) 概算払の必要性とあり方について

補助金の交付は「精算払」が原則であるが¹⁰、政令で概算払（前金払）をすることができることとされており（自治法 232 の 5②、自治令 162③、163②）、県においても交付規則で『知事は、特に必要があると認めるときは、補助金等の交付決定額の範囲内において、補助金等を概算払又は前金払により交付することができる。』と定めている（16②）。これを受け、多くの補助金において交付要綱で概算払することができる旨が定められており（会計規則施行指針 47①）、実際にこれに則って概算払している場合がほとんどである。

何をもって『特に必要がある』とするかは明確な基準が示されていないので、必要性の認定は専ら主務課の判断によるところになるが、概算払の理由を見ると『財源が乏しい』、『自主財源がない』、『十分な収益をあげることが困難』など総じて相手方の資金事情を配慮しているものとなっている。

財源が乏しいと公益上必要な事業も十分にできないのは確かであるが、本当に財源が乏しいかどうかは交付先の財務内容と補助事業以外の事業も含めた収支の全容を見ないとわからないと思う。たとえば、県の外郭団体（公益法人）への補助金も概算払されているものがいくつかあるが、公表されている団体の貸借対照表、正味財産増減計算書を見ると、補助金の額を大きく上

¹⁰ 交付通知第 16 条関係（補助金等の交付）第 1 項

補助金等の交付は、原則として補助金等の額の確定がなされた後に補助事業者等の請求に基づいて行うものである。

回る資金（現金預金）を持っている団体もある（21 ページの「公益法人への県単独補助金と財務状況の対比」を参照）。このような団体が概算払を受けないと事業の遂行又は運営に支障を来すとは考えにくい。

現状では、交付申請の際の添付書類が『補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類』とされており（交付規則 3 II）、収支の情報だけであるため仕方がない面もあるが、少なくとも概算払の請求を受けた際は、たとえば、前年度の決算書を見る、事業又は運営資金として使用している預金通帳の写しを徴求する、など財源や経営の状況確認がされてよい。収支の一部だけを見ても、財源があるかないかの正しい判断はできないと思う。概算払申請書の理由を見ていると、あまりにも相手方の言い分が通り過ぎている感がある。

そもそも、財源が乏しいとする団体等に対しては、自主財源確保に向けての努力を促すのが県としての役目でもあると思う。いつまでたっても他人の財布をあてにして事業や運営を続けるとするのは補助の理念にそぐわないものである。

概算払している相手方の多くは長年にわたり補助を受けている先であり、これらにおいては、概算払を受けることが常態化している又は概算払を受けることを前提に事業が実施されていると言ってよい。概算払の必要性について個別に検証し、あり方を見直すべきである¹¹。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で計画していた事業が予定どおりに実施できずに終わった事業者も少なくない。このため、実績額が交付申請時の予算額をかなり下回る結果となっている事例が見受けられた。この場合、精算払であれば精算額をもって交付確定額とすればよいので特段問題になることはない。また、概算払されていて、精算額が概算払額より少なかった場合はその差額を返還させればよい。

しかし、これらの中で、概算払額が精算額を超える結果となっていたにもかかわらず、執行伺で『概算払額と精算額とが同額である。』として、過払い分（金額は軽微又は僅少である）の返還手続がとられることなく事務が終了している事例がいくつかあった。相手方はいずれも長期にわたり補助が行われている先である。

今回の事例は、コロナ禍によるイレギュラーなものであり、例年であれば、精算額が概算払額を下回るようなことはないのだと思う。しかし、県も相手方も概算払でのやり取りが慣例化しているためか、収支精算書の中身が十分に吟味されることなく、例年どおりに手続されたため、かかるような事務になったものと判断される。

概算払は、住民監査請求（自治法 242）の対象となるので、事務の執行に当たっては慎重な判断が求められる¹²。

¹¹ 交付通知第 16 条関係第 2 項

…補助金等の交付時期については、補助金等の目的、効果等を十分検討の上、その適正な執行を図るよう特に留意されたい。

¹² 概算払による公金の支出は、支出金額を確定する精算完了手続を待つまでもなく、住民監査請求の対象となる。よってその監査請求は、本条 2 項（筆者注：自治法 242②）により概算払による支出の日から 1 年を経過するとできなくなる。（最判平 7・2・21 判時 1524・31）

(6) 交付団体の財務状況と補助のあり方について

補助金は財政的支援であるから、財政基盤が安定し資金的に余裕のあるような団体等に対しては、本来、補助など不要のほうである。

下記は交付団体のうち、県と関わりの深い公益法人への県単独補助金と各法人の財務の状況とを対比して示したものである。「財務」は、法人の活動の原資である「現金預金」(資金)と活動を通じて内部に留保された「一般正味財産」(財産)で見ている。

表が示すとおり、補助金の額を大きく上回る資金と財産を持っている法人もあり、総じて財政基盤は安定した団体が多い。

金額は年度末における時点数値であるため、単年度だけを見て判断するのは必ずしも適当ではない面はあるが、少なくとも、毎年の補助金の額を上回る資金が確保されている団体や安定した収支余剰(繰越金)が発生しているような団体については、補助の効果と必要性を検証の上、補助のあり方について検討を行うべきである。

また、長期にわたり補助が続けられている団体もあるが、これらについては公平性の観点からも問題がないか検証する必要がある。これは公益法人だけに限ったことではない。

公益法人への県単独補助金と財務状況の対比(金額:千円)

公益法人名	現金預金	一般正味財産	補助金		経常収益
			県補助金	事業収益	
(公財)鹿児島県文化振興財団	292,045	503,533	45,800	1,471,013	1,541,186
(公社)鹿児島県特産品協会	135,321	19,153	52,286	103,364	229,822
(公社)鹿児島県観光連盟	69,150	31,784	23,110	139,106	199,851
(公財)鹿児島県国際交流協会	56,032	51,618	960	61,499	75,256
(公財)鹿児島県環境整備公社	558,065	△615,243	2,867	834,197	971,755
(公財)鹿児島県林業担い手育成基金	31,295	40,889	5,166	61,120	142,468
(公財)鹿児島県移植医療アイバンク推進協会	7,703	7,254	5,752	—	11,723
(公財)かごしま産業支援センター	73,287	120,526	27,667	2,644	422,593
(公財)かごしま豊かな海づくり協会	115,929	1,156,123	32,179	142,312	379,125
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	2,054	9,389	11,350	45,566	86,342
(公社)鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会	21,383	23,767	130,902	186,209	210,178
(一社)鹿児島県種豚改良協会	58,384	36,313	3,298	141,782	146,988
(公社)鹿児島県畜産協会	151,906	390,668	479,315	81,707	13,423,490
(公財)鹿児島県体育協会	45,951	71,270	58,785	10,393	479,723

(各法人の貸借対照表、正味財産増減計算書より。金額は令和3年3月31日現在。)

- ④1 (公財)…公益財団法人、(公社)…公益社団法人、(一社)…一般社団法人
- ④2 「豊かな海づくり協会」、「青果物生産出荷安定基金協会」、「畜産協会」以外は、県の外郭団体である。
- ④3 「現金預金」は、貸借対照表の流動資産に計上されている現金、普通預金、定期預金の合計額であり、基本財産又は特定資産(退職給付引当特定預金など)で保有する預金は含まない。
- ④4 「事業収益」には県からの受託事業収益(委託料)を含む。
- ④5 青果物生産出荷安定基金協会の経常収益は県補助金と事業収益の合計額より少ないが、理由等は調査していない。
- ④6 畜産協会は県からの受取補助金を指定正味財産の部に計上しているものもあり、預金も特定資産で保有されているものが多い。ちなみに、指定正味財産残高は2,044,585千円、基本財産を除く特定資産残高は1,641,507千円である。

(7) 成果を測る評価シートの作成について

補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書に所定の書類を添えて知事に報告しなければならないとされている（交付規則 13）。この実績報告は、補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合するか否かを審査するため提出させるものであり（交付通知 13①）、審査（及び必要に応じて行う現地調査等）により、その成果が適合すると認めるときには補助金の額の確定がなされる（交付規則 14、交付通知 14①）。

審査の結果（所見）は「検査調書」に記載されているが、各所見を見る限りでは、その書きぶりは主務課によって微妙な違いはあるものの、『適正に処理されている。合格。』、『適正に執行されている。合格。』、『検査の結果、適正と認める。合格。』など、総じて収支精算書の内容や事務処理の適否の確認にとどまっていると判断されるものが多い（主に概算払されている補助金に見られる特徴である。）。そもそも、何をもって「適正」としているのかがわからない。

審査における判断の過程と責任の所在を明らかにしておく意味でも、また、担当者が替わっても情報を継続して共有化できるよう、たとえば、下記のような補助事業の成果を測る評価シートを作成し、検査調書の付表又は別添として残しておくのも有用ではないかと思う。

補助事業の成果（効果）の評価、判定シート（イメージ）

補助事業評価シート				主務課			
事業名(補助金名)						年度	
						実施日	
概要							
交付根拠				分類	<input type="checkbox"/> 運営 <input type="checkbox"/> 事業 <input type="checkbox"/> 扶助 <input type="checkbox"/> その他		
財源	国庫	一般		その他			
開始年度	終了年度		区分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続		
事業者名				自主財源	事業収入		
補助金額					剰余金等		
補助率	<input type="checkbox"/> 全額 <input type="checkbox"/> 定額 <input type="checkbox"/> 定率（ 分の ） [上限：]						
評価							
測定方法							
成果（効果）	<input type="checkbox"/> 十分な成果が認められる <input type="checkbox"/> 一定の成果が認められる <input type="checkbox"/> 成果が認められない <input type="checkbox"/> その他			(理由)			
判定							
<input type="checkbox"/> 現行のまま継続 <input type="checkbox"/> 補助金額見直し <input type="checkbox"/> 補助率見直し <input type="checkbox"/> 整理・統合 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> その他		(実施時期等)					
(備考)							

2. 指摘と意見

事務が法令・規則等に準拠していない、又はその適用・解釈に誤りがあるもの、その他手続の不備等については〔指摘〕として記載している。

有効性、効率性、経済性、その他の観点から事務の見直しや工夫が必要、又は検討すべきと判断されたものについては（意見）として記載している。

指摘と意見の一覧

〔指摘〕 4件

指摘番号	No.	内容（指摘の表題）	記載ページ
1	12	補助金の交付確定額について	36
2	61	補助金の交付確定額について	72
3	76	実績報告書の経費計上額について	79
4	96	補助対象経費の過大報告について	92

（意見） 70件

意見番号	No.	内容（意見の表題）	記載ページ
1	1	補助金交付事務の簡素化について	25
2		他の就学支援補助金との申請事務書類の統合について	26
3	2	目的達成後の補助金交付について	28
4		実績報告について	28
5		概算払の理由について	28
6		退職事業積立資産の資産構成について	28
7	3	公益目的支出計画策定団体に対する退職資金造成目的補助金の必要性について	30
8		実績報告について	31
9		概算払の理由について	31
10	6	事業継続支援事業費について	32
11	8・9	予算額と実績額との乖離が大きい場合の確認について	34
12	12	実績報告のあり方について	35
13		補助対象経費の明確化について	36
14	17	収支予算書の財源内容の明記について	40
15	19	補助対象経費の明瞭記載について	44
16	27	概算払の理由について	47
17	28	補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて	48
18	29	補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて	49
19	30	概算払の理由について	51
20		補助金の整理又は統合について	52
21	31	経費の内容と実績額の確認のあり方について	54
22		補助金の整理又は統合について	54
23	32	事務局の運営に係る経費補助と収支報告のあり方について	55
24		概算払の理由について	56
25	33	奨学生の卒業後の進路等の情報把握について	57
26	34	補助対象経費の明確化と実績報告のあり方について	60
27		補助金での事務の執行について	60
28	35	補助対象経費の明確化について	61
29	42	事業の周知について	64
30		参加者数を制限する場合について	64
31	47	交付要綱の名称と補助対象経費について	65
32	56	交付目的の明確化について	69
33	58	実績報告書（収支精算書）の記載について	71
34		交付要綱の文言について	71

意見 番号	No.	内容（意見の表題）	記載 ページ
35	58・59	補助金の統合について	71
36	61	補助対象経費と補助率の明確化について	73
37	66	収支報告のあり方について	74
38		積算根拠の明確化について	75
39	69	交付要綱の文言について	76
40	70	補助金交付による効果の測定について	78
41	76	少額執行残の取扱いについて	80
42	77	概算払申請書の添付書類の記載について	81
43		収支精算書の記載について	82
44	85	交付申請書に添付する領収書について	83
45		補助金上限額の増額要件について	84
46	89	外国人教員の人件費の補助対象経費要件について	85
47		補助金交付先と補助対象経費支払先について	86
48	90	実績報告について	87
49		概算払の理由について	88
50		退職事業積立資産の資産構成について	88
51	99	交付要綱との要件適合性について	98
52		補助金の統合又は整理の検討について	99
53	100	補助金の手法による効果について	101
54	101	交付決定審査について	102
55	102	支援センターの事業費のあり方について	104
56	105	完了検査及び記録について	105
57		参加者の募集方法について	106
58		補助の有効性等の評価について	106
59	107	調査結果の分析について	107
60	114	補助事業者と補助金の受領者が異なる場合の確認について	109
61	119	補助率の明確化と実績報告のあり方について	113
62	120	概算払の理由について	114
63	124	実績報告のあり方と基金の決算書について	117
64	126	補助の必要性について	119
65	131	補助の効果の検証について	125
66	135	補助率の明確化と概算払の理由について	126
67	142	交付金の配分割合の現状適合性等について	129
68	144	補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて	130
69	147	補助金上限額の算定根拠の明確化と実績報告の確認について	135
70	152	強化指導員配置事業費の予算措置について	137

3. 個別の検討結果

以下、個別の検討結果である。

なお、文中又は表中の「予算書」（又は「予算」）は、補助事業者が補助金の交付申請の際に事業計画書とともに提出する「収支予算書」のことであり、「予算額」は収支予算書に記載の予算の額である。

総務部の補助金

No. 1	私立高等学校入学金・授業料補助（入学金）					部局名	総務部		
						主務課	学事法制課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 58	終了年度	なし		
補助事業者	学校法人時任学園 外 15 者								
交付の根拠	鹿児島県私立高等学校入学金軽減費補助金交付要綱								
補助金の額 (交付確定額)	3,350,450 円				交付申請額	3,350,450 円			
					概算払の額	—			
補助の目的	経済的理由により、私立高校への就学が困難な者に対し、入学金、授業料の一部を補助し、もって保護者の経済的負担の軽減を図る								
事業の内容	低所得世帯の入学金につき、県立全日制高等学校入学金（以下、「県立入学金」という。）以上の金額を減免した場合に、その一部を県が補助								
補助対象経費	県立入学金 5,650 円×補助金の対象となる生徒数								
補助率	—（各学校の減免額によって異なる）								
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書			
	○	○	—	○	○	○			

（意見1）補助金交付事務の簡素化について

本補助金交付に係る事務において、学校法人と県とで交わされた紙面文書は下表のとおりである。交付申請以降の文書は交付要綱に従って適正に発行され、かつ、全ての書類において詳細な二重チェックの証跡もあり、事務手続の不備は見られなかった。

一方で、書類 B・E、書類 A・D・G はほぼ同一の内容であるため、15 法人総額約 3 百万円の補助金交付のために何度も同じ内容の書類を作成—郵送—照合する双方の事務コストを考えると、当初提出書類内容から変更のある学校法人のみ再提出すれば事足りるのではと考える。

一般的な補助金は計画と実績が当然異なるが、本補助金は、上半期で金額がほぼ確定する《入学金の減免》を補助対象とする案件であり、実際に交付申請と事業実績報告の件数、金額とも全 15 学校法人で一致していることから、事務簡素化を考慮した交付要綱の見直しが望まれる。

補助金交付に際して交わされる紙面文書

時期、目的	提出書類（学校法人→県）	通知（県→学校法人）
7～8月	事業計画書提出	
9月8日	事業内訳総括表-A 事業計画書-B	補助金の内示について(通知)
9月	交付申請	
10月19日	補助金交付申請書-C 事業内訳総括表-D 事業計画書-E	補助金の交付決定について(通知)
12月3日	事業実績報告	
12月3日	補助事業実績報告書-F 事業実績報告内訳書-G	補助金の額の確定について(通知)
12月9日	補助金支出	
	請求書-H	

（意見2）他の就学支援補助金との申請事務書類の統合について

学校教育分野での経済的支援策は、本入学金補助のほかに、授業料や(授業料を除く)教育諸経費の支援制度がある。これらの補助対象家庭及び支給対象事業年度はおおむね重複しているが、申請手続は別である。

このため、保護者は課税所得証明等の申請資料を都度準備する必要があり、申請窓口である学校や県の交付事務所管課においても、同じ資料を何度も照合する作業が必要となるなど、煩雑な申請書類準備作業の負担は大きいものと憂慮される。各補助金の支給要件や財源の違い等により補助金要綱の統合は実務上難しい面もあるが、少なくとも申請書添付書類は重複提出不要とできないだろうか。

交付申請書類等の一元化に関して、主務課からは『それぞれの補助金の支給要件等が異なることから一元化は困難である。ただし、マイナンバー利用により一部申請書類の提出省略が令和4年度より予定されている』との回答であった。県ではDX¹³戦略を策定中であり、本補助事業においてもDX化を推進し、更なる事務効率化を検討されたい。

種類 要件等	入学金軽減費補助金 (本件)	高等学校等就学支援金	鹿児島県私立高等学校 奨学給付金
財源	県単独（一部国庫）	国庫 10/10	国庫 1 / 3、県 1 / 3
補助対象経費	入学金	授業料	授業料以外の教育費
支給要件（次のいずれも満たす者）	県内の全日制私立高校に通い、保護者が県内に在住する者 生活保護世帯、住民税の非課税世帯、住民税が均等割のみの世帯	県内高等学校等に通う者 年収約 910 万円未満世帯	私立高校等に通い、保護者等が鹿児島県内に在住する者 生活保護世帯、住民税非課税世帯
生活保護世帯	○	○	○
非課税世帯	○	○	○
均等割世帯	○	○	—
申請事務	①申請書：保護者⇒学校で資料確認及び取りまとめ⇒県 ②入学金減免：学校⇒保護者 ③補助金交付：県⇒学校	①申請書：保護者⇒学校で資料取りまとめ⇒県 ②授業料減免：学校⇒保護者 ③補助金交付：県⇒学校	①申請書：保護者⇒学校で資料取りまとめ⇒県 ②支給決定通知：県⇒学校⇒保護者 ③振込：県⇒保護者又は学校が代理受領し授業料以外の学納金と相殺
申請書及び添付書類	申請書や課税証明書等	申請書及びマイナンバーカードの写し	申請書や課税証明書等 ※令和4年度よりマイナンバーの導入予定のため、課税証明書は原則不要

¹³ DX(デジタルトランスフォーメーション)：日本語では「デジタル技術を用いた変革」などと訳される。デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず、社会や暮らし全体がより便利になるよう、大胆に変革していく取組を指す。

No. 2	私立学校退職金補助					部局名	総務部	
						主務課	学事法制課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 42	終了年度	なし	
補助事業者	一般社団法人鹿児島県私立中学高等学校退職金基金社団							
交付の根拠	鹿児島県私立学校等退職金基金関係社団補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	128,741,000 円			交付申請額	128,741,000 円			
				概算払の額	128,741,000 円			
補助の目的	私立学校教職員の身分の安定と長期の勤務を奨励するため							
事業の内容	基金社団が会員に給付する退職資金の造成に要する資金の一部を助成する							
補助対象経費	基金社団が会員に給付する退職資金の造成に要する資金							
補助率	27/1000							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支状況及び財務状況の要約 (金額：千円)

支出	金額	収入	金額
退職事業支出	348,182	県補助金	128,741
管理費支出	8,821	会員負担金収入	504,617
事業活動収支差額	352,261	特定資産運用収入	75,906
合計	709,265	合計	709,265

資産	金額	負債	金額
現金預金	94,801	退職事業引当金	5,746,283
その他流動資産	49,391	正味財産	862,833
退職事業引当資産	6,441,003		
その他固定資産	23,920		
合計	6,609,116	合計	6,609,116

(1) 県が本事業を補助する理由

県は、私立学校教職員の身分の安定と長期の勤務を奨励することを目的として、公立学校教職員の退職金支給率に準じて退職金を支給するため、一般社団法人鹿児島県私立中学高等学校退職金基金社団（以下、「基金社団」）が会員に給付する退職資金の積立ての一部助成として補助金を交付している。本補助金は地方交付税交付金が措置されており、補助率の高低はあるが全都道府県で同様の補助金が交付されている。

(2) 補助金額の算定

$$\text{加入者数} \times \text{標準給与月額} \times 12 \times 27/1000$$

地方交付税措置率 36/1000 を考慮しながらも、基金保有率(退職事業積立金残高÷退職事業引当金残高)、会員負担率を基に、平成 19 年度より段階的に補助率を引き下げている。

県補助率及び会員負担率の推移 (千分率)

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
県補助率	31	31	31	28	27
会員負担率	115	105	105	105	105

(意見3) 目的達成後の補助金交付について

本補助金の目的は、前述のとおり「基金(退職事業積立金)の造成の一部助成」であるが、令和2年度末の基金団体の積立状況は、

退職事業積立資産 6,441 百万円 > 退職事業引当金 5,746 百万円 (資産超過 695 百万円)

と、既に基金造成目的は達成されていると言える。

私学振興が県の私学助成の目的であるならば、目的を達成した退職基金造成事業ではなく、それ以外の私学事業に補助金を交付した方が、より有用なのではないだろうか。

(意見4) 実績報告について

交付要綱において実績報告書の添付決算書は収支報告書のみであり、貸借対照表は報告対象外としている。しかしながら、補助の目的は単年度の支出経費補助ではなく「基金(退職事業積立金)の造成の一部助成」、つまり《資産形成》であるため、補助の結果である退職事業積立金及びそれに見合う負債である退職事業引当金を表す貸借対照表の報告が必要である。

(意見5) 概算払の理由について

基金団体は、概算払申請理由を「資産の効率運用」としている。しかし、

- 県本体の資金運用実績よりも基金団体の資金運用実績の方が良い(年度末まで県本体で運用するよりも、概算払先の当社団で運用した方が効率的(=利回りが良い))
- 年度末の補助金交付時期ではなく、今この時期でなければ利回りの良い金融商品を購入することができない

等、「資産の効率運用」の具体的な理由は明記されていない。

概算払を可能とする要件は、『特に必要があると認めるとき』(交付規則 16②)であることから、概算払を必要とする理由は具体的に明記すべきである。

なお、仮に概算払の理由を「資金繰り」とする場合においても、基金団体の令和2年度収支予算書上、

- ① 事業活動収支差額が補助金 128 百万円を超える 194 百万円の黒字
- ② 退職事業引当資産支出は当社団の資産を特定資産に振り替える支出であり、年度中に概算払が必要な対外的支出とは言えない
- ③ 期首退職積立資産のうち 870 百万円は普通預金であり、期中の退職金支給見込額 479 百万円に十分対応可能

より、概算払の可否につき「特に必要があると認められる」か、慎重な判断が必要と考える。

(意見6) 退職事業積立資産の資産構成について

令和2年度末退職事業積立資産のうち 960 百万円は「仕組債」、99 百万円は「事業債」で運用されているが、県は本補助事業の成果である退職事業積立資産を構成する当該債券のリスクや基金団体の金融商品管理方針について把握していなかった。

仕組債とは、デリバティブが組み込まれた債券であり、為替・株価等により利息や元本が変動する特徴を持つ。仕組債の保有自体は否定しないが、商品によっては評価損や償還損が発生する可能性があるため、商品自体のリスク及び法人のリスク管理体制の把握が重要となる。加えて、

国債地方債よりリスクが高い事業債についても、基金団体の運用方針（投資可能な債券の格付、ロスカットルール等）は把握しておくべきと考える。

資産運用に関する法人の判断はもちろん尊重されるべきであるが、

- ① 積立資産の一部として令和2年度 128 百万円、累計 6,857 百万円と多額の補助金を交付していること
- ② 本補助事業によって積み立てた退職事業積立資産は、交付規則第 21 条に定める財産の処分の制限の対象であること
- ③ 交付要綱第 10 条に当基金事業を適正に管理する旨定めていること¹⁴

より、単なる渡し切り資金としての管理ではなく、補助の成果である積立資産が目減りするリスク及びそれを防ぐ法人の管理体制のモニタリングが必要と考える。

¹⁴ 鹿児島県私立学校等退職金基金関係団体補助金交付要綱

第 10 条 基金団体等は、県からの補助により実施する基金事業を、他の事業と区分して適正に管理するものとする。

第 11 条 規則第 21 条第 3 号の規定により知事が定める財産の種類は、補助事業により積み立てた基金資産とする。

No. 3	私立学校退職金補助				部局名	総務部		
					主務課	学事法制課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平元	終了年度	なし	
補助事業者	一般社団法人鹿児島県専修学校協会							
交付の根拠	鹿児島県私立学校等退職金基金関係社団補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	10,000,000 円			交付申請額	10,000,000 円			
				概算払の額	10,000,000 円			
補助の目的	私立学校教職員の身分の安定と長期の勤務を奨励するため							
事業の内容	専修学校協会が会員に給付する退職資金の造成に要する資金の一部を助成する							
補助対象経費	専修学校協会が会員に給付する退職金資金の造成に要する資金							
補助率	定額							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支状況及び財務状況の要約 (金額：千円)

支出	金額	収入	金額
退職資金給付支出	102,419	県補助金	10,000
その他事業活動支出	9,747	会員負担金収入	69,717
事業活動収支差額	△28,700	特定資産利息収入	3,588
		その他	160
合計	83,466	合計	83,466

資産	金額	負債	金額
現金預金	285,562	流動負債	272
その他流動資産	5,464	退職給付引当金	843,975
退職事業引当資産	640,000	一般正味財産	89,968
その他固定資産	3,190		
合計	934,216	合計	934,216

一般社団法人鹿児島県専修学校協会(以下、「専修学校協会」)は、県内の専修学校が、その社会的使命を十分に遂行し得るように専修学校間の協調と結束を図り、自主的にその公共性を高め、もってわが国の学校教育の発展と文化の高揚に寄与することを目的とする団体である。専修学校協会において金額的に最も重要な事業は、本補助金対象の退職手当資金事業であり、令和2年度経常収益及び費用の約95%を占める。

(意見7) 公益目的支出計画策定団体に対する退職資金造成目的補助金の必要性について

① 専修学校協会は、公益法人から一般社団法人に移行する際に公益目的支出計画¹⁵を策定し、

¹⁵ 公益目的支出計画：公益法人法に定める従来の公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合に、これまで公益法人として寄附や税制優遇等を受けて形成してきた財産が、事業内容や残余財産の帰属が法人自治に委ねられる一般法人に移行することにより無制限に公益以外に費消されることは適当ではないとの趣旨より、

- 純資産が残っている法人は「公益目的支出計画」を作成(行政庁の認可が必要)
- 公益目的財産額に相当する金額まで、公益を目的とする支出(公益に関する事業や他の公益法人、社会福祉法人、国・地方公共団体等への寄附)の実施が求められている。

現在も計画遂行中である。専修学校協会は、令和2年度末現在約9千万円の純資産(正味財産)を計上しており、公益目的支出計画完了予定達成見込みは令和26年3月としている¹⁶。

- ② 専修学校協会の退職資金の造成状況は、「75.8%」(退職事業引当資産÷退職給付引当金×100)であるが、現金預金を含めると「109.7%」((現金預金+退職事業引当資産)÷退職給付引当金×100)であり¹⁷、退職給付債務に見合う資金の造成は、ほぼ達成されているものと考えられる。

本補助金の目的は、「単年度の退職金支出の補助」ではなく、「退職資金の造成」であるため、①、②の状況下において、なお当団体に補助金を交付する意義について、より慎重な判断が必要と考える。

(意見8) 実績報告について

No.2に記載の内容と同じである。

(意見9) 概算払の理由について

No.2に記載の内容と同じである。

¹⁶ 令和2年度公益目的支出計画実施報告書より

¹⁷ 現金預金は退職事業以外の事業分も含むが、これらは経常費用の5%未満と僅少であるため考慮していない。

No. 6	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金				部局名	総務部		
					主務課	財政課財産活用対策室		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	令 2	終了年度	令 2	
補助事業者	公益財団法人鹿児島県文化振興財団 外 21 者							
交付の根拠	鹿児島県公の施設指定管理者支援事業費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	87,050,000 円			交付申請額	87,050,000 円			
				概算払の額	-			
補助の目的	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う利用者の減少等により、施設運営に係る深刻な影響が生じている公の施設の指定管理者の事業継続等を支援し、もって施設の適切な管理運営を図るため。							
事業の内容	-							
補助対象経費	(1) 感染症対策支援事業 公の施設における感染防止対策のために必要な用品購入（非接触体温計、手指消毒液等）その他の対策に要する経費 (2) 事業継続支援事業 利用料金を定める施設の指定管理者に対し、公の施設の適切な管理運営の確保及び事業の継続に要する経費 (3) 県外修学旅行誘致促進事業 県外修学旅行生入館料等免除施設の指定管理者に対し、県への修学旅行の誘致を促進するための県外からの修学旅行生等の入館料等を免除する取組に要する経費							
補助率	(1) 感染症対策支援事業 1 施設当たり 100 千円 (2) 事業継続支援事業 本文参照 (3) 県外修学旅行誘致促進事業 1 施設当たり 50 千円（基本額）							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	-	-	-	○	○		

⑨「指定管理者」とは、地方公共団体が公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のことである（自治法 244 の 2 ③～⑩）。

本補助金は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（国庫）を活用した支援となっている。

事業継続支援事業費（補助対象経費の（2））は、令和 2 年度における事業の収支差額がマイナスとなる施設に対して、有料利用者割合（施設利用者数に占める有料利用者数の割合）に応じた所定の額（「基準額」）を支援するもので、交付額のうち 8,300 万円はこの補助金である。基準額は、1 施設当たり 2,500 万円～500 万円（令和 2 年 4 月 1 日から新たに指定管理者が指定されている施設は 250 万～50 万円）とされている。

（意見 10）事業継続支援事業費について

単年度の補助金のため、以後の事務に影響するものではないが、事業継続支援事業費について交付額の算定、支援のあり方等について述べたい。

事業継続支援金が交付された施設は 13 あったが、このうち交付額 200 万円以上の施設（10 件、11 施設）について収支の状況と支援の金額とを見比べてみた。

支援金は、過去 3 年間（平成 29 年度～令和元年度）の収支差額の平均（「標準事業収支」）から令和 2 年度の収支差額（「事業収支」）を差し引いた額（「差額」）と基準額との比較で算定されている。差額が基準額の 10 分の 5 以上の場合は基準額を、未満の場合は基準額に一定割合を乗じた額が交付されている。収入だけでなく、「支出」も算定要素に含められていることから、損

失補填的な支援の色合いが濃いものと言える。この点、「事業収入」（売上高）の大幅な減少（前年同月比 70 パーセント以上減、50 パーセント以上減など）を要件とした県内事業者への事業継続支援金とは支援の厚みが違う。

下記に示すとおり、事業収支のマイナス分を上回る支援がなされている施設が多く（7 施設）、県内事業者への支援金と比べると不公平感が否めない。「支援」というのであれば、交付額は最大でも損失（赤字）額を限度とすべきである。

減収幅も「県文化センター」と「霧島アートの森」以外は軽微であり、コロナ禍による影響は限定的であったことが見て取れる。両施設を含め、深刻な影響が生じて事業継続が困難であったとはとても言い難い。そもそも「上野原縄文の森」については、有料利用者割合が極めて低く、他の施設とは事情が同じではないので、利用者の減少と収入の減少とを関係づけて判定するのは適当ではないと思う。

事業継続支援金交付額 2,000 千円以上の施設と事業収支等の状況（金額：千円）

施設名	有料利用者割合	標準事業収支	事業収支	支援金	減収幅	指定管理者	区分
県文化センター(宝山ホール)	100	-7,525	-25,176	25,000	-23.4	県文化振興財団	外
霧島アートの森	73.62	1,818	-10,206	15,000	-18.1	同	外
フラワーパークかごしま	70.19	-2,150	-14,382	15,000	-5.3	県地域振興公社	外
上野原縄文の森	9.07	803	-3,322	5,000	-1.1	県文化振興財団	外
奄美パーク	56.10	2,089	-428	5,000	-7.4	奄美群島広域事業組合	
屋久島環境文化村センター	31.08	-1,941	-9,356	5,000	-8.3	屋久島環境文化財団	外
屋久島環境文化研修センター							
県民健康プラザ健康増進センター	46.68	-1,292	-7,428	5,000	-5.4	県民総合保健センター	外
県立サッカー・ラグビー場	65.39	420	-1,280	2,000	-3.8	セイカスポーツセンター	
県青少年会館	57.13	925	-928	2,000	-2.6	県青少年育成県民会議	外
障害者自立交流センター	66.06	-	-1,743	2,000	-9.2	県身体障害者福祉協会	

④1 「有料利用者割合(%)」は、令和元年度の利用者数に基づいて算出されている。

④2 「事業収支」は、令和2年度の各月の収支差額の合計であるが、令和3年3月分については見込み額が使用されている。

④3 「減収幅(%)」は、(令和2年度の事業収入－過去3年間の事業収入平均)×100 で算出している。

④4 「区分」の「外」は、指定管理者が県の外郭団体であることを示す。

④5 「障害者自立交流センター」の過去3年間の事業収支は、いずれの年度も収支差額「ゼロ」(収入＝支出)とされているが、令和2年度は支出超過で報告されている。

公の施設を健全に運営できるよう指定管理者に補助金を交付することに公益上の必要があることは異存ないが、基準額や交付限度額等の設計が適当であったかどうかの検証はしておく必要があるかと思う。併せて、支援金が交付された施設の令和3年3月の収支実績を確認しておくことが必要である。

総務部男女共同参画局の補助金

No.8 No.9	鹿児島県青少年育成県民会議補助金				部局名	男女共同参画局	
					主務課	青少年男女共同参画課	
事象	運営/事業費	形態	定率	開始年度	昭 52	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県青少年育成県民会議						
交付の根拠	鹿児島県青少年育成県民会議補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	1,586,000 円(運営費)		交付申請額	2,808,000 円			
	1,222,000 円(事業費)		概算払の額	2,808,000 円			
補助の目的	青少年の健全育成を図るため						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成運動推進事業（研修会の開催、広報普及活動など） ・県民会議運営事業（総会開催、表彰選考委員会開催など） 						
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成県民運動に関する事業に要する経費 ・その他の青少年育成に関する事業に要する経費 						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支等の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
報償費	396,940	県補助金	2,808,000
需用費	1,634,282	預金利息	8
役務費	559,179		
旅費 外	217,607		
合計	2,808,008	合計	2,808,008

鹿児島県青少年育成県民会議（以下、「県民会議」）は、青少年の健全育成を図ることを目的として昭和 42 年 3 月に設立された団体で、県や地域青少年育成推進協議会、青少年育成市町村民会議など 230 団体で構成される（令和 2 年 6 月現在）。会長は知事である。

交付額 2,808 千円のうち、507 千円は国庫支出金（地方創生推進交付金）が財源であり、事業費（県民運動推進事業）は「家庭の日」の作品募集、展示に要する経費に、運営費（県民会議運営事業）は主に常任委員会、総会開催に要する経費に充てられている。

国庫分の 507 千円が運営費又は事業費のどちらに充てられているのかは明確ではないが、事業費より運営費の方に補助が多いのは特徴的ではある。

（意見 11） 予算額と実績額との乖離が大きい場合の確認について

事業計画では、県民会議運営事業の「需用費」（総会資料印刷、事務局経費等）の予算額は 221 千円であったが、実績額は 1,048 千円とかなりの超過となっている。逆に「旅費」（総会出席者旅費、地域総会等出席旅費等）は 854 千円の予算額に対し、実績額 71 千円とかなりの未消化となっており、旅費の予算分が需用費に充てられた格好である。

検査調書では、『適正に処理されている』ことをもって合格としているが、本件のように予算額と実績額との乖離が相対的に大きい場合は、処理の適正性だけでなく用途の適正性を確認した上で可否の認定を行うべきである。

なお、予算書の金額が千円単位で作成されているが、円単位での作成とさせるべきである。

No.12	人権啓発活動等促進事業補助金				部局名	男女共同参画局	
					主務課	人権同和対策課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 51	終了年度	なし
補助事業者	部落解放同盟鹿児島県連合会 外 2 者						
交付の根拠	鹿児島県人権啓発活動等促進事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	24,254,000 円			交付申請額	24,254,000 円		
				概算払の額	24,254,000 円		
補助の目的	同和問題をはじめとする人権問題の解消に向けた啓発活動等の促進を図るため						
事業の内容	人権問題の解消に向けた啓発活動事業 外						
補助対象経費	1 同和問題をはじめとする人権問題の解消に向けた啓発活動等を推進する団体の活動に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 啓発活動、相談活動及び調査・研究に要する経費 (2) その他前号に掲げる業務に付帯する業務で知事が、必要と認めるものに要する経費 2 鹿児島県隣保館連絡協議会が隣保館の振興と相互の連絡協力を図るために要する経費						
補助率	1 (1) に掲げる経費： 10 分の 10 以内 1 (2)、2 に掲げる経費： 2 分の 1 以内						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

各団体への交付確定額と概算払額、精算額及び予算額の状況（金額：千円）

交付団体	交付確定額	概算払額	精算額	予算額
部落解放同盟鹿児島県連合会	15,630	15,630	16,738	17,200
全日本同和会鹿児島県連合会	8,000	8,000	7,440	10,810
鹿児島県隣保館連絡協議会	624	624	1,108	1,544
計	24,254	24,254	25,286	29,554

⑨「精算額」、「予算額」は、部落解放同盟鹿児島県連合会、全日本同和会鹿児島県連合会は補助対象経費である「啓発活動（等）経費」の額を、鹿児島県隣保館連絡協議会は補助対象経費が不明確なため支出の合計額を記載している。

事業の公益性、県が果たすべき役割のものであることについては、異存はない。

令和 2 年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で事業が予定どおりに実施できなかったこともあり、費目によっては予算と実績との乖離が大きいものが見受けられる。

（意見 12）実績報告のあり方について（部落解放同盟鹿児島県連合会）

「県内行動費」の精算額 4,700 千円のうち、「役員の部落問題の調査・研究に関わる行動費」として 3,449 千円が、「事務局の各支部の調査・研究・連絡調整費」として 669 千円の使用が報告されている（旅費は別途）。啓発活動が事業の中心であるため行動費が多いのはわかるが、誰が（誰に）いくら、どこでどのような調査・研究を、などが具体的に報告されていないため、使途の正当性を検証しにくいものとなっている。事務局の行動費は 4 月から 3 月まで毎月 55,800 円が、役員の行動費は毎月の額は一定ではないものの、各月で経費が計上されており、場合によっては、個人に対する経済的利益とも認定されかねない。

このほか、「資料費」（研修会資料等の印刷製本費・購入費）が予算（2,300 千円）の 3 倍近い実績（6,578 千円）となっているが、研修会がほとんど実施できなかった事情に鑑みれば、増加したことの説明などがあってよい。

予算額と実績額の比較説明を含め、もう少し具体的な内容での報告を求めるべきである。

追記：「県内行動費」の主な内訳（金額：円）

実施事業名	経費合計
役員の部落問題の調査・研究に関わる行動費	3,449,000
事務局の各支部の調査・研究・連絡調整費	669,600
部落問題の調査・研究に関わる高速代	257,620

〔指摘1〕 補助金の交付確定額について（全日本同和会鹿児島県連合会）

予算で大きな割合を占めていた研修関係の支出（研修旅費等外 4,595 千円）がゼロであったため、精算額は予算額から 3 割ほど少なくなっており、結果、概算払額の方が多くなっている。

当該超過額（560 千円）については、本来、返還を求めなければならないものであるが（交付規則 18②）、本件も含め、3 件とも概算払額がそのまま交付確定額とされているため、かかる手続はとられることなく、事務は終了している。

また、交付要綱で補助率は啓発活動等に要する経費の「10 分の 10 以内」とされているが、結果として 10 分の 10 を超えた補助率となっており、要綱との整合性も問われるところである。

（意見 13） 補助対象経費の明確化について（鹿児島県隣保館¹⁸連絡協議会）

この団体に対する補助対象経費・補助率は前二者と同じではなく、また、予算書・決算書における支出の内容、項目の区分の仕方が異なるため、どの費目が補助対象経費であるのかわかりにくい。「分担金」（上部団体への拠出額）、「予備費」の取扱いなども含め、補助対象経費をもう少し明確にする必要がある。

また、本件も精算額が予算額より 3 割近く少ないものとなっている。補助金の額からして予算額全体が補助の対象であると思われるが、結果的に補助率（2 分の 1 以内）を超える額が交付されている格好となっており（1,108 千円×1/2 < 624 千円）、要綱との整合性、交付確定額の妥当性が問われるのは全日本同和会への補助金と同様である。

全日本同和会、隣保館連絡協議会ともコロナ禍によるイレギュラーな事例であり、例年であれば精算額が概算払額を下回るようなことはないのだと思う。

いずれにしろ、検査所見、交付確定額が適当であったかどうかについては確認しておいていただきたい。

¹⁸ 「隣保館」（りんぽかん）とは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした社会福祉施設のことであり、同和事業の一環として設置されているものが主である。

総合政策部の補助金

No.14	鹿児島県燃料電池自動車導入支援補助金					部局名	総合政策部		
						主務課	エネルギー政策課		
事象	事業費	形態	定率	開始年度	令元	終了年度	令2		
補助事業者	鹿児島リース株式会社 外2者								
交付の根拠	鹿児島県燃料電池自動車導入支援補助金交付要綱								
補助金の額 (交付確定額)	1,600,654円				交付申請額	1,600,654円			
					概算払の額	-			
補助の目的	水素社会の実現に向けて燃料電池自動車の普及を促進するため								
事業の内容	-								
補助対象経費	燃料電池自動車の購入費用								
補助率	車両本体価格(税抜)と基準額との差額の1/3以内。上限金額100万円								
必要書類の確認 (規則3~)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書			
	○	○	-	○	○	○			

交付額の内訳 (金額:円)

項目	鹿児島リース株	九州高压株	株白木建設	
車両本体価格	7,318,181	7,152,619	6,958,164	
基準額 ※	5,588,000	5,588,000	5,451,000	
基準額との差額	1,730,181	1,564,619	1,507,164	
交付額	576,727	521,539	502,388	1,600,654

※基準額は、経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金で定める基準額と同額。

国では、2050年カーボンニュートラル(温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする)の実現に向けて、環境性能に優れたクリーンエネルギー自動車の普及を進めている。本補助金は、国の取組に合わせ、導入初期段階にある燃料電池自動車(FCV)について購入費用の一部補助を通じて初期需要を創出し、普及を促進するものである。

補助の対象となる燃料電池自動車は、経済産業省が実施している「クリーンエネルギー自動車導入事業」において認定された車種である。各都道府県で同様の補助が実施されている。

事業の実施に当たっては、記者発表を行うとともに、県の公式ホームページにて補助対象者を広く募集した上で補助対象要件を満たす全ての事業者に対し補助が行われており、公平性において問題はない。

No.15	再生可能エネルギー加速化支援事業				部局名	総合政策部		
					主務課	エネルギー政策課		
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 30	終了年度	令 2	
補助事業者	株式会社東洋開発コンサルタント 外 4 者							
交付の根拠	鹿児島県再生可能エネルギー加速化支援事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	7,952,500 円			交付申請額	7,952,500 円			
				概算払の額	-			
補助の目的	安定した発電が期待できる再生可能エネルギー源（バイオマス、水力、地熱）を利用した発電の導入を加速するため							
事業の内容	下記参照							
補助対象経費	メタンガス醗酵ガス化事業の基本設計、地熱発電事業及び小水力発電事業の導入可能性調査と基本設計に係る旅費、謝金、原材料費及び委託料等							
補助率	2 分の 1 以内（上限額 450 万円）							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調査書		
	○	○	-	○	○	○		

補助事業者、事業内容、事業費、交付額の明細（金額：千円）

補助事業者	事業内容(実施場所)	事業費	交付額
株東洋開発コンサルタント	牛糞等を利用したバイオガスプラントの基本設計(天城町)	4,980	2,490
株ECO	小水力発電導入可能性の導入可能性調査(曾於市)	4,300	2,150
福地産業(株)	小水力発電事業の導入可能性調査及び基本設計(霧島市)	4,061	1,910
大福コンサルタント(株)	小水力発電導入可能性の導入可能性調査(曾於市)	1,885	942
株インテレクト	地熱バイナリー発電所の基本設計(霧島市)	920	460
計		16,146	7,952

県は平成 30 年 3 月に再生可能エネルギー施策の指針となる「再生可能エネルギー導入ビジョン 2018」を策定し、自然条件に左右されず安定的な発電が期待できるバイオマス、水力、地熱などによる発電の導入を促進している。本事業は、再生可能エネルギー設備の導入に資する経費に対し支援することで、その導入を加速しようとするものである。

国も再生可能エネルギーの普及に注力しており、県が独自財源で再生可能エネルギーの導入を促進させることは、地域の活性化を図る意味でも有効である。

事業の実施に当たっては、県のホームページで広く募集を行い、外部有識者の意見を参考に審査を行って補助金交付候補者を選定していることから、公平性が認められるものである。

事業開始初年度の平成 30 年度は、地熱発電に対して 1 事業者、小水力発電に対して 1 事業者が選定され、8,415 千円の総事業費に対して 4,100 千円の補助が行われている。令和元年度は、バイオマス発電に対して 1 事業者、小水力発電に対して 3 事業者が選定され、19,717 千円の総事業費に対して 8,923 千円の補助が行われている。また、補助事業者の事業結果は県のホームページにて公表されている。

本事業は令和 2 年度で補助終了となっているが、「再生可能エネルギーの導入促進」という目標を達成するためには、効果を測定する期間を設けてもよかったのではないかと考える。

No.17	ふれあいアイランドの形成推進事業費補助金				部局名	総合政策部	
					主務課	離島振興課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 14	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県離島振興協議会						
交付の根拠	鹿児島県ふれあいアイランドの形成推進事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	1,749,000 円	交付申請額		(変更後)2,025,000 円			
		概算払の額		1,000,000 円			
補助の目的	鹿児島県の島々の自然、個性的な風俗・文化、特産品など、島々に関する情報を発信し、定住・交流人口の拡大、観光客誘致や特産品の販路拡大を通じて、人・物・情報等が活発に行き交う活力あふれる地域の形成を図るため						
事業の内容	・インターネット等を用いた離島出身者等との総合的交流連携ネットワークの整備 ・島々の豊かな自然・文化を利用した大学等高等教育機関の学外教育活動（アイランドキャンパス）の推進及び誘致促進						
補助対象経費	事業主体である団体が負担する左に掲げる事業（筆者注：補助対象事業）に要する経費のうち知事が認めるもの						
補助率	2分の1以内						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額	(支出の事業別区分)
需用費	1,390,781	県補助金	1,749,000	・しまのサポーターネットワーク形成事業：2,703,380
委託料	1,249,600	負担金	1,749,967	・アイランドキャンパス推進事業：749,530
助成金	747,660			・事務局経費：46,057
役務費	110,926			
合計	3,498,367	合計	3,498,967	

鹿児島県離島振興協議会（以下、「協議会」）は、県の離島にある市町村及び離島を有する市町村をもって組織される団体で、市町村相互間の緊密なる連絡提携と和衷協力により、離島の開発を促進し、併せて島民の生活・福祉の向上を図ることを目的としている。事務局は鹿児島県町村会事務局内（鹿児島市鴨池新町）に置かれている。

本事業の事業主体は協議会で、特別会計（「かごしまふれあいアイランド形成推進事業特別会計」）を設けて事業が実施されている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で「アイランドキャンパス推進事業」の採択校1校の事業が中止となり、また、「かごしまの島々フェア」も開催が中止されるなど実績額は予算額（変更後）に対し13.6%（551千円）少ないものとなっている。この結果、県補助金は276千円の執行残となっている。

事業実績書では、「しまのサポーターネットワーク形成事業」で、離島移住希望者への空き家情報発信及び相談窓口設置の成果として、空き家情報を延べ521件、雇用情報延べ974件、施策情報延べ910件を発信し、延べ37件の移住相談があったとの報告がなされている。事業の成果が具体的に説明されており、報告のあり方としては良いと思う。また、移住による離島の人口増加は離島の振興と活性化に寄与すると思われ、このような取組に対して交付される補助金は意義の認められるものである。

(意見 14) 収支予算書の財源内容の明記について

県に提出されている収支予算書(当初予算)では、収入に県からの補助金と構成 21 市町村による負担金のほか「その他」95 千円が計上されている。

一方、協議会の歳入歳出予算書では、歳入に補助金、負担金のほか、前年度繰越金 1,000 千円が調定されており、県への報告のものと見比べた場合、収入の額が異なったものとなっている。

主務課の説明では、収支予算書の「その他」は前年度繰越金 1,000 千円の中の 95 千円が充てられているとのことであるが、財源の内容が明らかでないため、誤解を招きかねない。そうであるならば、その旨を明記するよう、協議会と調整していただきたい。

収支予算書(按粋)と歳入歳出予算書の比較(金額:千円)

収支予算書(当初)		歳入歳出予算書		
収入	予算額	歳入	予算額	
負担金	2,165	負担金	2,165	
県補助金	2,260	補助金	2,260	
その他	95	その他	1,000	前年度繰越金
計	4,520	合計	5,425	

歳出	予算額	事業費内訳
事業費	4,420	・しまのサポーターネットワーク事業:3,370
事務局費	1,005	・アイランドキャンパス推進事業:1,050
合計	5,425	

※歳入歳出予算書は、協議会の「令和元年度通常総会提出書類」に添付のものから作成。

No.19	離島航路補助事業				部局名	総合政策部	
					主務課	交通政策課	
事象	運営費	形態	その他	開始年度	昭 27	終了年度	なし
補助事業者	甌島商船株式会社 外 7 者						
交付の根拠	鹿兒島県離島航路補助金交付要綱 鹿兒島県離島航路運賃割引補助金交付要綱 鹿兒島県離島航路船舶建造費補助金交付要綱 外						
補助金の額 (交付確定額)	597,925,337 円			交付申請額	597,925,337 円		
				概算払の額	—		
補助の目的	(離島航路補助金交付要綱、運賃割引補助金交付要綱) ・離島航路の維持改善を図ることにより離島地域の振興及び離島住民の民生の安全と向上に資するため。 (離島航路船舶建造費補助金交付要綱) ・離島航路に就航する船舶の近代化を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の民生の安定と向上に資するため。						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	本文参照						
補助率	本文参照						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	—	○	○	○	

今回の 152 件の中で、交付開始年度が最も古い補助金である。

「離島航路」とは、本土と離島とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路、その他船舶以外には交通機関がない地点又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路のことをいう。また、離島航路のうち、所定の基準¹⁹を満たす航路を「補助対象航路」とし、国が補助金を交付してその維持を図っている（離島航路整備法第 1 条、第 2 条、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 29 条）。

補助金の種類としては、運航費の欠損額の一部を補助する「離島航路運営費等補助金」と離島航路の維持・改善のために行う調査に関する費用や代替船建造費の一部を補助する「離島航路構造改革補助金」があり（地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 29 条、第 40 条）、県においても、「欠損補助」、「運賃割引補助」、「建造費補助（離島航路船舶建造費補助）」の 3 つの補助制度が設けられている。

¹⁹ (主な基準)

- 一 離島振興法第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- 二 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ 同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の港を異にし、終点が同一の市町内にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 三 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- 四 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- 五 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が 25 万円以上であることが見込まれること。

各補助の概要は、次のとおりである。

県の離島航路補助制度の概要

制度	概要		財源
欠損補助 ※	離島補助航路補助	国庫補助航路の航路事業者(三島村・十島村を除く)の欠損額のうち、国が確定した検査後の欠損額から国庫補助額を除いた全額	国、県
	特殊航路補助	国庫補助航路の航路事業者のうち、三島村、十島村の船舶交通事業特別会計(歳入には国庫補助金を含む)における欠損見込額の全額	国、県
	指定航路補助	国庫補助対象外の航路で、地域住民の通勤・通学・通院及び生活物資の購入など日常生活に関係が深い生活航路で、知事が指定する航路事業者の欠損額のうち、県の検査後の欠損額の4分の3以内	県、地元市町
運賃割引補助	国庫補助航路事業者が協議会の決定により離島住民に対しての旅客運賃の割引を行う場合に、割引運賃減収額の4分の1に相当する額		国、県、地元市町
建造費補助	国の指定を受けた補助航路に就航している船舶の更新建造について建造費の10パーセント以内		国、県

(交通政策課作成の資料より)

※ 欠損補助には、事業者による事後的な補助申請に対し詳細な監査を行った後、補助金を確定する「事後欠損補助方式」と標準的な賃率や経費単価に基づいて算定する「標準欠損方式」(実質的な補助率は40%程度)があるが、本補助金は「事後欠損補助方式」のものである。

交付確定額の597,925千円はこれらの合計であり、このうち、欠損補助金が最も大きなものである。補助金別の補助事業者と交付額は、次のとおりである。

離島航路補助事業補助金の内訳(金額:千円)

区分	補助事業者	交付額
欠損補助金		513,387
(1)離島補助航路補助金	甑島商船(株) 外2町2事業者	412,152
(2)特殊航路補助金	十島村	89,911
(3)指定航路補助金	(有)獅子島汽船 外1事業者(個人)	11,323
(4)運賃割引補助金	瀬戸内町、天長フェリー(株)	2,037
(5)建造費補助金	屋久島町	82,500
	合計	597,925

(1)離島補助航路補助金

「離島補助航路」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第35条の規定により国土交通大臣の認定を受けた生活交通確保維持改善計画に掲載されている離島航路をいう。

本補助金の補助対象期間は、国・県とも補助金交付申請年度の前々年の10月1日から前年の9月30日までであり、令和2年度の補助対象額は平成30年10月から令和元年9月までの期間における欠損の額となる。

令和2年度は航路事業者(5事業者、6航路)の欠損額1,134,773千円に対し、国庫補助金722,621千円を除いた412,152千円を県が補助している。欠損額合計に対する県の負担割合は36.3%であるが、航路別で見れば県の負担割合が90%を超えているものもある。直近5期間(平成26年度~30年度)の補助実績と比べてみても、負担割合、補助の額とも最も多くなっており、状況については今後も注視されることである。

欠損額と補助金の交付状況（金額：千円）

補助事業者	申請欠損額	監査後欠損額	国庫補助金額 (令和元年度実績)	県補助金額 (令和2年度予算)
甑島商船(株)外	△1,134,184	△1,134,773	722,621	412,152

④「監査後欠損額」は、国・県合同監査後の確定実質欠損額である。

(2)特殊航路補助金

「特殊航路」とは、鹿児島郡三島村営の鹿児島・三島・枕崎航路及び同郡十島村営の鹿児島・十島・名瀬航路をいう。

補助対象事業者は三島村と十島村の2自治体であるが、三島村については令和2年度の決算見込みが黒字であったことから、十島村にのみ補助金が交付されている。交付額の89,911千円は同村の船舶事業収支における欠損見込額と同じである。

十島村の令和2年度船舶事業特別会計決算見込要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額	繰越金の内訳
運航費用	773,508	運航収益	274,949	・離島航路補助 135,074
営業費用	194,500	営業・営業外収益	18,639	・消費税還付金 29,095
		国庫支出金	416,615	営業費用の主なもの
欠損額	△89,911	繰入金・繰越金	167,893	・元金 134,385
合計	878,097	合計	878,097	・税金 13,416

離島航路補助金交付要綱で、補助対象経費は船舶事業特別会計の「欠損見込額」とされているが、補助金額（補助率）については『当該航路の特殊性及び関係地方自治体の財政状況等を考慮して知事が定める額』とされている（第6条第1項）。書類からは十島村の財政状況等がどの程度考慮されているのか明確ではないが、実務は欠損見込額がそのまま交付額となっており、交付要綱の規定と整合が取れていることになるのか気になることである。

(3)指定航路補助金

「指定航路」とは、離島補助航路、特殊航路以外の離島航路のうち、航路に関する基準、運行計画及び航路整備計画に関する基準により、毎年、知事が指定する航路をいう。国庫補助金の対象航路となっていないため、赤字に対する補填は県と地元市町の負担で行われている。

欠損額は「収益」から「費用」を差し引いた額(マイナス)で算出されており、この額を基礎として県が4分の3以内(75%)の額を補助している。ただし、獅子島汽船については、航路(幣串港(獅子島)～水俣港)を管轄する長島町と水俣市との間にて合意した負担割合である65.7%の補助となっており、交付額11,323千円のうち10,081千円が同社に対するものである。

欠損額と補助金の交付状況（金額：千円）

補助事業者	申請欠損額	監査後欠損額	補助対象欠損額	補助金額
(有)獅子島汽船 外	△17,001	△17,001	△17,001	11,323

(2)で記載の内容とも重なるが、交付要綱で補助金額は『当該航路の運航の実績及び経営の実績を考慮して知事が定める額』とされている。しかし、「交付決定額表」を見る限り、運航の実

績（便数、旅客数、月別の運航データ等）などの情報は示されていないため、交付額の決定に当たりこれらがどの程度考慮されたのかが明確でないところがある。

(4) 運賃割引補助金

補助事業者の瀬戸内町と天長フェリー（長島町）には、離島補助航路補助金も交付されており、欠損補助と運賃割引補助（瀬戸内町は2航路のうちの1航路）の二つの支援を受けている。それぞれ別の補助金であり（「離島航路運営費等補助」という点では同じであるが）、交付には問題はない。

運賃割引補助と離島補助航路補助の状況（金額：千円）

事業者	運賃割引補助		離島補助航路補助		
	総事業費	補助金額	監査後欠損額	県補助金	
瀬戸内町	3,314	828	△77,124	64,010	航路:瀬相～古仁屋～生間
天長フェリー(株)	4,835	1,208	△7,075	6,434	航路:天草～長島
計	8,150	2,047	△84,200	70,445	

(意見 15) 補助対象経費の明瞭記載について

交付要綱で、補助対象経費は『航路運賃と協議会で決定した運賃との差額に、離島住民の利用人数を乗じた額』とされているが、「運賃割引補助金交付決定及び交付確定額表」では、これが「総事業費」として一括されており、運賃差額や離島住民の利用人数、運賃割引が運航収益に対してどの程度の影響なのか、などがわからない。

国との合同検査で実績報告どおりの割引が行われていることを確認した旨の記載が添えられているが、そうであればその実績を記した調書等を添付するなどの工夫があつてよい。

(5) 建造費補助金

屋久島町が運航している「フェリー太陽」（航路：宮之浦～口永良部・島間）の代替船舶建造に係る建造費の補助金である。総建造費 1,650,000 千円（税抜）のうち、令和2年度の実績額 825,000 千円（税抜）に対し 10 パーセントの補助を行ったものである。

なお、新船舶（「フェリー太陽Ⅱ」）は、令和3年3月26日より就航している。

(まとめ) 欠損補助について

離島を多く抱える県において、本補助金の果たす意義と役割は少なくないものがあると思うが、超長期にわたる交付期間の長さや県財政への負担等に鑑みれば、毎年の欠損額に対し機械的に補助の額を確定・交付するだけでなく、構造的な欠損の要因を中・長期的観点から分析するとともに、欠損抑制に資する構造改革等の支援策の策定を図るなど、県として方向性を示しておくことも説明責任を果たす上で必要かと思う。

No.24	肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金				部局名	総合政策部	
					主務課	交通政策課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平 26	終了年度	なし
補助事業者	肥薩おれんじ鉄道株式会社						
交付の根拠	肥薩おれんじ鉄道経営安定化支援事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	79,864,062 円	交付申請額		79,949,218 円			
		概算払の額		60,933,000 円			
補助の目的	肥薩おれんじ鉄道の安定した運行を確保するため						
事業の内容	鉄道による旅客運輸事業等						
補助対象経費	下記参照						
補助率	下記参照						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

交付確定額等の内訳（金額：円）

補助金	交付申請額	概算払の額	交付確定額
経営安定化支援事業補助金	76,166,718	60,933,000	76,081,562
経営診断等調査事業補助金	3,782,500	0	3,782,500
合 計	79,949,218	60,933,000	79,864,062

補助対象経費と補助率（抜粋）

補助金	補助対象経費	補助率
経営安定化支援事業補助金	補助金の交付を受けようとする会計年度に係る次の経費から日本貨物鉄道株式会社が支払う鉄道路線使用料を控除した経費。 (1) 線路保存費(修繕費に限る。) (2) 電路保存費(同上) (3) 車両保存費(同上) (4) 線路保存、電路保存、車両保存の業務に従事する職員の人件費 (5) 鉄道事業固定資産の取得費 (6) 管理費のうち保守管理費、一般管理費、厚生福利費、租税公課(線路使用料の固定資産税相当分のみ) (7) 資本に係る長期借入金の元利償還金	補助対象経費を年度ごとに熊本県側と鹿児島県側に区分し、当該補助対象経費の財源に充当する国庫補助金及び鉄道線路使用料収入等を控除して算出した鹿児島県側の経費から営業外損益と特定特別損益を控除した額のうち、鹿児島及び沿線3市(阿久根市、出水市、薩摩川内市)の負担する額に鹿児島県の負担割合を乗じた額以内とする。
経営診断等調査事業補助金	補助対象事業者が実施する次に掲げる事項に関する調査等事業に必要な経費とする。ただし、当該経費に係る消費税及び地方消費税は除くものとする。 (1) 中期経営計画の中間時における検証 (2) 外部環境調査・分析 (3) 内部環境調査・分析 (4) 経営状況改善に資する施策の検討 (5) その他知事が必要と認める事項	補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額以内の額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てて計算を行い算出する。

肥薩おれんじ鉄道株式会社（熊本県八代市、以下、「会社」）は、県が資本の 39.8%（620,500 千円）を出資する第三セクターであり、取締役副社長（非常勤）に総合政策部地域政策統括監、交通政策課からも職員 1 人が派遣されている。

会社沿革、株主構成、事業概要、財務状況や今後の支援の方向性等については、平成 25 年度の県包括外部監査（監査テーマ：「県が出資（又は出損）を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について」）で詳細な報告がなされているので（同報告書の 61 ペー

ジ以下)、本報告書ではこれらの記載は省略する。

監査の結果等についても、25年度の報告と特に変わるものはない。

「経営診断等調査事業補助金」は、コンサルティング会社へ支払った経営診断等調査の委託費用等の支援であり、鹿児島県側と熊本県側で経費を折半し、県は折半分のうちの85%を負担している。

経営診断等調査事業補助金の自治体別負担額（金額：円）

自治体	負担割合	補助金
鹿児島県	50%	4,450,000
県	85.0%	3,782,500
薩摩川内市	6.96%	309,720
出水市	5.55%	246,975
阿久根市	2.49%	110,805
熊本県	50%	4,450,000
計		8,900,000

この経営診断等調査は、令和3年度末までに次期中期経営計画（令和4年度～8年度）を策定することを目的に、令和2年度において、現行中期経営計画（平成29年度～令和3年度）、会社の現状、外部環境、内部環境の分析等を行ったものであり、令和2年度単年度の事業である。

主務課では、令和3年度はこの事業は廃止し、中期経営計画策定支援事業補助金の交付に係る要綱を設け、令和2年度の成果物を元に、会社の次期中期経営計画策定に係る費用の支援を行うこととしているとのことである。

（参考）令和2年度の会社の経営、財務の状況について

経営については、依然、厳しい状況が続いている。中期経営計画の4年目に当たる令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による旅客運輸収入の大幅減や7月の豪雨災害による貨物列車の運行本数の減による鉄道線路使用料収入の減などにより、営業収益は対前年度比89,314千円（5.5%）の減、当期純損失は116,593千円（前年度は24,166千円）と大幅に損失が膨らんでいる。

この結果、令和2年度末での株主資本（純資産）は266,537千円となっており²⁰、県の持分も106,081千円（266,537千円×39.8%）と当初出資額（620,500千円）から514,419千円減少していることになる。

²⁰ [UploadFileOutput.ashx \(hs-orange.com\)](#)

観光・文化スポーツ部の補助金

No.27	特産品振興事業(特産品総合振興対策事業)補助金				部局名	観光・文化スポーツ部	
					主務課	かごしま PR 課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平 7	終了年度	なし
補助事業者	公益社団法人鹿児島県特産品協会						
交付の根拠	特産品振興事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	23,744,000 円			交付申請額	23,744,000 円		
				概算払の額	23,744,000 円		
補助の目的	公益社団法人鹿児島県特産品協会が実施する事業の一部を補助するため						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・販路拡大推進事業 ・物産観光展開催事業 ・ブランドショップ展示管理業務 外 						
補助対象経費	県特産品協会が実施する特産品の総合的な振興対策に要する経費						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
販路拡大推進事業費	15,037	県補助金	23,744
物産観光展開催事業費	5,044		
ブランドショップ展示管理費	2,669		
協会管理運営費	302		
消費税 ※	692		
合計	23,744	合計	23,744

※消費税は、物産観光展開催時の百貨店への会場使用料や会場装飾委託料、トラック輸送費などに係る税額分である。

※収支予算書、収支精算書とも支出項目、金額は全く同じで報告されている。

公益社団法人鹿児島県特産品協会（以下、「特産品協会」）は、県、鹿児島市外市町村、鹿児島商工会議所など商工経済団体、工芸品・農水畜産加工品等の製造販売に関わる事業者、組合などで構成されている。県特産品の宣伝・紹介、販路拡大・取引あっせん、開発・品質向上に関する事業が主であり、理事長は知事、県から職員 2 人が上海駐在員として中国に赴任している（令和 3 年 6 月現在）。

本事業は、後記の「特産品振興事業（鹿児島ブランド支援センター事業）補助金」（No. 30）と一連のものであり、同じ交付要綱に基づいて事務が執行されている。

支出の「販路拡大推進事業費」は、東京地区及び鹿児島地区における販路拡大・情報収集業務を推進する担当職員 3 人の人件費（給料、諸手当、法定福利費、賞与）と東京駐在員の活動費（住宅費、旅費、通信費）であり、積算額の 70%を補助している。

また、「ブランドショップ展示管理費」は、東京有楽町の鹿児島ブランドショップ東京店（かごしま遊楽館内）の管理運営を任されている嘱託職員 1 人の人件費であり、同様に 70%を補助している。

（意見 16）概算払の理由について

No. 30 に記載の内容と同じである。

No.28	伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(大島紬)				部局名	観光・文化スポーツ部		
					主務課	かごしま PR 課		
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 56	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県本場大島紬協同組合連合会							
交付の根拠	鹿児島県伝統的工芸品産業振興対策事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	579,301 円			交付申請額	579,301 円(変更後)			
				概算払の額	-			
補助の目的	伝統的工芸品の振興を図るため							
事業の内容	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定により経済産業大臣の認定を受けた振興計画に基づいて行う需要開拓事業							
補助対象経費	企画会議費、展示会開催等事前準備費、展示会等開催等事業費、展示会等成果検討費							
補助率	3分の1以内							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
展示会開催事前準備費	440,550	県補助金	579,301
展示会開催事業費	1,297,353	国庫補助金	1,053,274
		自己資金	105,328
合計	1,737,903	合計	1,737,903

・県補助金:1,737千円×1/3
・「展示会開催事前準備費」はチラシ制作費、広告費
・「展示会開催事業費」は全額会場借上料

本場大島紬の良さをアピールするための展示会（「つむぎコレクション in 京都」）開催に係る事業費の補助である。令和3年2月23日～25日の3日間、京都市の京都産業会館ホール（下京区）で開催する予定で準備が進められていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で展示会の開催は中止されている。これにより当初計画の事業費が減ったため、補助金の交付額も当初決定額（815千円）から235千円の減額となっている。

なお、本事業は、国（経済産業省）の「伝統的工芸品産業支援補助金」制度を活用した事業であり、補助事業者は公募に応募して採択された事業者である（No.29の補助金も同じ）。事業費（税抜）の3分の2以内を国が、事業費（税込）の3分の1以内を県が補助しており、残り（国が補助しなかった消費税分）が事業者負担となっている。

（意見17）補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて

No.29に記載の内容と同じである。

No.29	伝統的工芸品産業振興対策事業費補助金(薩摩焼)				部局名	観光・文化スポーツ部	
					主務課	かごしま PR 課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 17	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県薩摩焼協同組合						
交付の根拠	鹿児島県伝統的工芸品産業振興対策事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	840,000 円			交付申請額	840,000 円		
				概算払の額	840,000 円		
補助の目的	伝統的工芸品の振興を図るため						
事業の内容	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項の規定により経済産業大臣の認定を受けた振興計画に基づいて行う需要開拓事業						
補助対象経費	企画会議費、展示会開催等事前準備費、展示会等開催等事業費、展示会等成果検討費						
補助率	3分の1以内						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
企画会議費	94,661	県補助金	840,000
展示会開催事前準備費	2,060,620	国庫補助金	1,963,154
展示会開催事業費	737,000	自己資金	153,127
展示会等成果検討費	64,000		
合計	2,956,281	合計	2,956,281

国庫補助金:2,944 千円(補助対象外経費を除く)×2/3

薩摩焼の認知度向上と販路開拓を図るための新商品展示会（「未来を担う子どもたちの楽しい食卓展」）開催に係る事業費の補助である。展示会は、令和2年12月2日～6日の5日間、かごしま県民交流センターで開催されている（同時開催：「第31回薩摩焼フェスタ」）。

本事業も、事業費（補助対象経費）の3分の2以内が国庫、3分の1以内が県の財源で賄われている点で前記の補助金（No.28）と同じであるが、国庫による補助分も事業費が税込となっている点で少し異なっている。

実績報告については、実施内容、事業の成果等についての詳細な説明が付されており、良いと思う。

補助の意義、効果について異存はない。

（意見18）補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて

交付要綱には、補助金の交付申請に当たって、当該補助金の消費税（地方消費税を含む。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税のうち、仕入に係る消費税額として控除できる部分の額に補助率を乗じた額）を減額して交付申請しなければならない（その額が明らかでないものについては、この限りではない。）旨の規定が置かれている（第3条第3項）。

これは、補助対象経費に課税仕入に係る消費税が含まれている場合、補助事業者が消費税法上の一般の課税事業者（前々年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者など）である場合は、その消費税が「仕入税額控除」（消費税法第30条）により、課税売上に係る消費税額から税額控除されるときは、結果的に消費税を負担しなくて済むことになるから、その分は県に返還されなければならないとする考え方によるものである（と理解される。）。

この規定に則って、両補助金とも実績報告書において仕入控除税額の報告がなされているが、その額が明らかでないためか、いずれも仕入控除税額は「0円」で報告されている。

ただ、これについては、そもそも事業者の課税売上に関する情報がない（わからない）ので、仕入控除税額があるのかないのかを含め把握のしようがないものとなっている。交付要綱では『補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、（中略）速やかに知事に報告しなければならない。』（第10条第2項）としているものの、消費税の申告の有無を含め、仕入控除税額の確定が実際に確認されているのかどうか定かではない。

補助金交付の条件として仕入控除税額の扱いを交付要綱に定めているのは良いと思うが、現状ではこの条項は形骸化しており、実績報告書には仕入控除税額を報告するようになってはいるが、手続としてはほとんど意味をなしていないと判断される（税額が明らかでないため「0円」としているのであれば、せめてその旨を付記しておく必要はある。）。

現行での規定のままとするのであれば、事業者が課税事業者である場合は、少なくとも事後的にでも消費税の確定申告書の写しを徴求するなどの措置を講ずるべきである。そうしないのであれば、実態に合わせて規定を改正すべきかと思う。

本意見は、No.28、No.29 の補助金に関して記載したものであるが、他の補助金の交付要綱においても同様の規定が置かれており、同じような事務となっている場合は同じ意見となる。

No.30	特産品振興事業（鹿児島ブランド支援センター事業）補助金				部局名	観光・文化スポーツ部	
					主務課	かごしま PR 課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平 11	終了年度	なし
補助事業者	公益社団法人鹿児島県特産品協会						
交付の根拠	特産品振興事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	28,542,000 円			交付申請額	28,542,000 円		
				概算払の額	28,542,000 円		
補助の目的	公益社団法人鹿児島県特産品協会が実施する事業の一部を補助するため						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県産品支援相談事業 ・かごしまの新特産品コンクール事業 ・県産品市場展開支援事業 外 						
補助対象経費	県特産品協会が実施する特産品の総合的な振興対策に要する経費						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
県産品支援相談事業費	24,073	県補助金	28,542
かごしまの新特産品コンクール事業費	1,185		
県特産品市場展開支援事業費	2,262		
センター管理運営費 外	1,020		
合計	28,542	合計	28,542

本事業は平成 11 年度から基金を廃止し補助事業となっている。ここ 8 年間の補助金額は平成 25 年度（26,825 千円）から 28 年度（32,432 千円）までは増額で推移していたが、29 年度で少し減額され（28,900 千円）、30 年度から現在の交付額となっている。

支出の「県産品支援相談事業費」は、企業や団体等の商品開発から市場展開までの幅広い相談に対し、商談会での売り出し方や商品デザインの改善などの助言・指導を行う職員 5 人の人件費（給料、諸手当、法定福利費、賞与）である。前記 No. 27 の事業では、人件費は積算額の 70% を補助の対象としているが、本事業は総額から一定額を控除して積算しているため、率で見れば、積算額（27,008 千円）の約 89% を補助するものとなっている。

（意見 19）概算払の理由について

両補助金とも事業実施実績書は事業の内容と効果等が具体的に説明されており、この点は良いと思う。ただ、収支精算書は補助金の額と補助事業費の額しか示されていないので、特産品協会全体の収支の状況がわからず、県からの補助が事業遂行上、どの程度の支援となっているのが判断できない。

概算払を必要とする理由が、いずれも『…公益社団法人であるため、収益事業に専念できず十分な収益をあげることが困難であり、…事務費・人件費の支払に支障が生じるため…』とされているが、特産品協会の決算書を見ると、補助金以外に県からの委託料のほか、負担金収入や会費収入などを得ていることがわかる（下記）。運転資金（現金預金）も補助金の額を上回る額が確保されており、事務費・人件費の支払に支障が生じるような状況とは思えない。

いずれにしろ、収支の一部だけを見て「財源」の有無についての正しい判断はできないので、概算払に当たっては全体の収支、財務の状況を見てから判断することが肝要である。

特産品協会の要約財務諸表(令和3年3月31日現在、金額:千円)

正味財産増減計算書

経常費用	金額	経常収益	金額
事業費	214,370	受取補助金	55,898
管理費	6,401	受取負担金	57,998
経常収支差額	9,050	受取委託料(県)	99,974
		受取会費	8,597
		その他収益	7,354
合計	229,822	合計	229,822

受取補助金には国庫補助金 3,612 千円が含まれている。

その他収益の内訳

雑収益 3,904 千円
 焼酎商品売上 2,508 千円
 郵券類売上 882 千円

貸借対照表

資産	金額	負債・正味財産	金額
現金預金	135,321	仮受金 外	140,106
未収金 外	23,938	一般正味財産	19,153
合計	159,260	合計	159,260

「令和3年度通常総会議案書」の添付資料より

④ 「経常収益」は前年度比(+)43,628 千円、「現金預金」は前年度比(+)19,313 千円となっている。

(意見 20) 補助金の整理又は統合について

No. 27 の補助事業の担当は「PR 推進班」、No.30 は「特産振興係」と係は同じではないが、両事業とも県特産品の「総合的な振興対策」事業であることにおいて違いはない。また、ともに補助対象経費の中心は人件費であり、その業務も販路拡大と情報の収集・提供に関することが主であることを見れば、それぞれ別の補助金とすることに合理的な理由を見いだすににくいものがある。

事務が重複していると判断されるので、補助の効果と必要性を検証の上、補助を継続するのであれば整理又は事業を統合するなどの見直しを行うべきである。同じ目的で同じ相手方への複数の補助は、他の補助金との公平性の観点からも誤解を招く可能性がある。

また、補助対象経費の積算について、No.27 の補助金は課税仕入に係る消費税分を別途算定しているが、No.30 の補助金は区分せずに「税込」で算定しており、事務としてやや統一性に欠けているので、積算内容の記載ぶりを同じとすることが望ましい。

No.31	鹿児島県観光振興事業補助金				部局名	観光・文化スポーツ部		
					主務課	観光課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平4	終了年度	なし	
補助事業者	公益社団法人鹿児島県観光連盟							
交付の根拠	鹿児島県観光振興事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	7,110,000 円			交付申請額	7,110,000 円			
				概算払の額	7,110,000 円			
補助の目的	県内の観光の振興を図るため							
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光かごしま大キャンペーン推進事業への参画 ・日本観光振興協会に対する拠出金 ・かごしま観光アカデミー開催事業 							
補助対象経費	連盟が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 観光振興対策事業 (2) 九州ブロック広域観光振興事業 (3) 公益社団法人日本観光振興協会が行う全国広域観光振興事業に対する拠出							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支精算書の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
観光振興対策事業費	3,698	県補助金	7,110
観光かごしま大キャンペーン推進協議会負担金	2,000		
かごしま観光アカデミー開催事業	1,698		
公益社団法人日本観光振興協会拠出金	3,412		
合計	7,110	合計	7,110

公益社団法人鹿児島県観光連盟（以下、「観光連盟」）は、県内全ての市町村はじめ、県下各地の観光協会、観光関係団体、交通・運輸・旅行業などの幅広い分野の会員で構成される団体であり、観光情報の発信や観光客の誘致促進などの業務を行っている²¹。会長は県議会議員が、県からは理事に2人が名を連ねており、また、国内誘致部長を県職員が務めている（令和3年6月現在）。

本事業は、平成11年度までは特別地方消費税を財源とする交付金事業であったが、以降、補助事業となり、28年度から現在の金額が交付されている。

観光かごしま大キャンペーン推進協議会（以下、「推進協議会」）は、県、観光連盟、市町村及び観光関係団体で構成する組織で、正会員65団体（令和3年6月現在）、事務局は観光連盟及び県観光課に置かれている²²。

公益社団法人日本観光振興協会（以下、「振興協会」）は、我が国の観光振興に関する中枢機関（ナショナルセンター）として、我が国観光の振興を総合的に図るための各種事業を行っており、会員からの会費と都道府県及び都道府県観光協会（連盟）からの全国広域観光振興事業拠出金等

²¹ プライバシーポリシー・組織情報 | 鹿児島県観光サイト/かごしまの旅 (kagoshima-kankou.com)

²² 概要 | 鹿児島県観光サイト/かごしまの旅 (kagoshima-kankou.com)

を主な財源として運営が行われている²³。

鹿児島からは県及び観光連盟、鹿児島市、指宿市などが会員となっており、県は算定額（5,330千円）の64%を拠出している（平成19年度より同額）。

（意見 21）経費の内容と実績額の確認のあり方について

「かごしま観光アカデミー開催事業」は、観光を担う人材育成と観光関係従事者の受入態勢の充実や資質向上を目的とした研修会の開催が主な内容であるが、収支精算書では「消費税」（租税公課費）が100,000円ちょうど計上されているなど、費目と金額の関係に首をかしげたくなるようなものもある。

そもそも予算における各経費の積算根拠が明確でないので、これを明らかにする必要があるが、主務課での確認も合計額のチェックだけにとどまらず、費目別に予算額と比較して心証を得るようにするなど実効性ある確認が求められる。

（意見 22）補助金の整理又は統合について

本事業は、次に記載の「公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金」（No. 32）と一連のものであり、交付要綱（の名称）は異なるものの、補助の目的、補助事業者、事業の内容において実質的な違いはないと判断される。このためか、事業実施報告書では推進協議会による観光かごしま大キャンペーンの実施といった全く同じ内容のものが両方において報告されているなど、事務が似通っている。

もともと交付金事業であったという違いはあるかもしれないが、両補助金の事業効果を検証の上、補助金の整理又は統合について検討すべきである。

特産品振興事業に係る補助金と同様、（実質的に）同じ目的で同じ相手方への複数の補助は、他の補助金との公平性においても問題があると思う。

²³ 協会の概要 | 公益社団法人 日本観光振興協会 (nihon-kankou.or.jp)

No.32	公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金				部局名	観光・文化スポーツ部	
					主務課	観光課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 40	終了年度	なし
補助事業者	公益社団法人鹿児島県観光連盟						
交付の根拠	公益社団法人鹿児島県観光連盟事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	16,000,000 円			交付申請額	16,000,000 円		
				概算払の額	16,000,000 円		
補助の目的	県内観光地の保存及び開発並びに観光客誘致の広報宣伝を促進するとともに、他の産業との協調を保持して観光鹿児島島の振興を図るため						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の誘致促進に関する事業 ・観光客の受入態勢の整備に関する事業 ・その他（相互扶助等事業、法人運営） 						
補助対象経費	連盟が行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 広報宣伝事業 (2) 受入態勢整備事業 (3) 観光情報センター運営事業 (4) 事務局の運営その他本県観光の振興に関わる事業						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支精算書の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
事業費	37,998	県補助金 ※	21,412
管理費	19,655	受取負担金	14,326
収支差額	△10,900	受取会費・事業収益	11,014
合計	46,753	合計	46,753

※No.31 のかごしま観光アカデミー開催事業費分 1,698 千円は含まない。

補助対象経費に事務局の運営費が含まれているなど、No. 31 の補助金とは別の補助金として執行されているが、いずれも『観光の振興を図る』ことを目的としており、事業の内容も観光客の誘致促進、観光客の受入体制の整備に関する事業が主である点において実質的な違いはない。

交付開始年度は昭和 40 年度と古いのが、最近 12 年間の各年度の交付額を見ると 12,000 千円（平成 21 年度～26 年度）から 16,000 千円（27 年度～）と厳しい財政事情が続く県にありながらも増額されているのは特徴的である。

（意見 23）事務局の運営に係る経費補助と収支報告のあり方について

事務局の運営に係る経費の内容が曖昧であるが、管理費（法人会計）19,655 千円のうち、約 86%（16,925 千円）が人件費（役員報酬、給料手当、福利厚生費、退職給付費用）である。この人件費は事業関連相当分を各事業費へ配賦した後の金額であるため事業との対応関係はなく、補助対象外とすべきものである。

このほか、予算書の「支出内訳」では、金額は僅少であるが、たとえば、「負担金」（全国公益法人協会費など）や「租税公課」（法人県民税、森林環境税、消費税）、「事業促進費」（慶事・葬祭費など）、「雑支出」（為替差損など）など補助事業と結びつかないものも含まれている。

総じて、どれ（どこまで）が補助対象経費なのかが明らかでないため、これを明確に示す必要があるが、そもそも、財政基盤が安定している団体への運営費補助は疑問であり、必要の是非を

検討すべきである。

(意見 24) 概算払の理由について

No.31 も同じであるが、令和2年6月12日付けで概算払の申請書が提出され、8月3日付けで全額が概算払されている。概算払を必要とする理由が、いずれも事業の円滑な執行のために『財源が必要』であるからとしているが、少なくとも観光連盟の収支、財務の状況を見る限り、財源は必要にして十分足りており、実態に即した理由とは言い難い。

収支精算書では、収入合計(46,753千円)に対する県補助金の割合は「45.7%」で財源として重みがあるように見えるが、別途公表されている正味財産増減計算書では、県補助金の経常収益合計(199,851千円)に占める割合は「11.5%」と、県への報告のものと様相がかなり異なったものとなっている(下記)。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で予定していた事業が実施できなかったなどの事情はあったが、運転資金(現金預金)は前年度より10,283千円増加しており、一般正味財産も補助金の額を上回る額が確保されている。

県への実績報告は収支の一部を切り取って報告されている形となっており、事業の規模や財源の状況などが分かりにくい。特に事業費については、県に提出のものとは科目の取り方が異なるため、数値を関連づけられず使途の検証を困難にしている。

いずれにしろ、収支等は全体で見ないと適切な判断はできないと思う(収支差額が前ページに記載のものと下記とでは異なることがわかる。)

観光連盟の要約財務諸表(令和3年3月31日現在、金額:千円)

正味財産増減計算書

経常費用	金額	経常収益	金額
事業費	182,679	受取補助金等	23,110
管理費	19,750	受取負担金	14,326
経常収支差額	△ 2,577	受取会費	19,108
		受託金収益外	143,306
合計	199,851	合計	199,851

受取補助金等は No.31 の補助金(7,110千円)との合計額

貸借対照表

資産	金額	負債・正味財産	金額
現金預金	69,150	未払金 外	58,300
未収金 外	20,934	一般正味財産	31,784
合計	90,085	合計	90,085

前年度の現金預金残高:58,867千円

(観光連盟のホームページより)

⑨ 正味財産増減計算(損益計算)では、経常収支差額が2,577千円のマイナスとなっているが、これには職員4人の退職金の支払いに充てるための原資となる「退職給付引当資産」(定期預金)への繰入額2,112千円が含まれているので、実質的な収支はほぼ均衡していると言うことができる。

観光の振興が県民及び県の経済にとって重要であることには異論はないが、観光連盟の収支と財務の状況に鑑みれば、現状のような補助の必要性は薄いように思う。

補助を継続するのであれば、補助の手法によることでの費用対効果面での有利性や事業の効率性などが説明できるようにすることが説明責任を果たす上で必要かと思う。交付額や概算払のあり方についても見直すべき余地は多いのではないかと。

No.33	鹿児島県私費外国人留学生奨学金				部局名	観光・文化スポーツ部		
					主務課	国際交流課		
事象	扶助費	形態	定額	開始年度	平 13	終了年度	なし	
補助事業者	中国人留学生 8 人、ベトナム人留学生 2 人							
交付の根拠	鹿児島県私費外国人留学生奨学金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	2,400,000 円			交付申請額	2,400,000 円			
				概算払の額	2,400,000 円			
補助の目的	鹿児島県内の大学、短期大学又は高等専門学校(「大学等」)に在籍する私費外国人留学生の勉学・生活の安定化に資するため。							
事業の内容	-							
補助対象経費	-							
補助率	本文参照							
必要書類の確認 (規則 3~)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

奨学金 1 人当たりの奨学金月額と給付人数の推移

年度	月額	人数
平成 13 年度～16 年度	30,000 円	20 人
平成 17 年度、18 年度	25,000 円	20 人
平成 19 年度～	20,000 円	※ 10 人

※平成 21 年度より 10 人となっている。

この事業は令和 2 年度の PR・観光戦略部の主な事業の一つに掲げられており(「かごしま留学生支援事業」、留学生の勉学・生活の安定化と将来の人的ネットワークの形成に資するため、県内在住の私費留学生に対し奨学金を給付するものである。

奨学金は各大学から推薦を受けた候補者の中から、選考基準に基づき選考した 10 人に対し、1 人当たり月額 20,000 円が 4 月から翌年 3 月までの 1 年間給付される。令和 2 年度は鹿児島大学の 4 人、鹿屋体育大学の 1 人、鹿児島国際大学の 3 人、志学館大学の 1 人、鹿児島女子短期大学の 1 人に給付されている。

平成 13 年度から令和 2 年度までの 20 年間で 275 人に対し総額 7,080 万円が給付されており、国籍・地域別では、中国からの留学生が最も多い(226 人)。

なお、行政等が事業主体となって実施している同様の制度は九州他県でもあり、奨学金の 1 人当たり月額で見ると、福岡県が 20,000 円、長崎県が 15,000 円、大分県が 30,000 円などとなっている(いずれも令和 3 年度計画)。人数や条件などの違いはあるが、鹿児島県の「20,000 円」は他県と比べても平均的な給付額と言える。

(意見 25) 奨学生の卒業後の進路等の情報把握について

奨学金給付の目的として、「私費留学生の勉学・生活の安定化」と「将来の人的ネットワークの形成」に資することが挙げられている。勉学・生活の安定化に資するという点については、実績報告書などから補助の目的はおおむね達せられていると判断される。

一方、将来の人的ネットワークの形成については、現状、奨学生の卒業後の進路や就職先などの情報が県ではフォローされているわけではないので、果たして目的どおりの効果が得られてきたのか、得られるのか明らかでないところがある。

各大学では奨学生の卒業後の情報はそれなりに持っていると思われるので、県としては各大学にその情報の提供を求め、事業の効果を測れるようにしておくことが必要ではないかと思う。特に、過去 20 年間、受益者が特定国の留学生に偏っている実態に鑑みれば（県の場合だけに見られる特徴ではないが）、なおさら、その必要性を感じる。

No.34	在外県人会等育成費補助金				部局名	観光・文化スポーツ部		
					主務課	国際交流課		
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 33	終了年度	なし	
補助事業者	公益財団法人鹿児島県国際交流協会							
交付の根拠	在外県人会等育成費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	960,000 円			交付申請額	960,000 円			
				概算払の額	960,000 円			
補助の目的	在外県人会、(社)日本海外協会の育成を図るため。							
事業の内容	移住者の援護指導、消息調査、県人子弟の育成等の業務の在外県人会（ブラジル、アルゼンチン、ペルー、パラグアイ）への委託							
補助対象経費	在外県人会等の育成に必要な事務費及び事業費							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額	
事業費	928,000	県補助金 ※	960,000	※交付額の内訳 ・事業費分：928,000 円 ・事務費分：32,000 円
事務費	43,636	自己負担金	13,636	
合計	973,636	合計	973,636	

公益財団法人鹿児島県国際交流協会（以下、「交流協会」）は、県が5億円を出資する団体（出資比率 48.9%）であり、会長は知事、事務局の総務企画課長を県職員が務めている。主な事業は、国際交流プラザ（かごしま県民交流センター内）の運営、旅券の発給に関する業務（いずれも県からの受託）などである。

本補助金は、昭和33年にブラジル県人会に対して移住者や移住子弟への花嫁や家族の「呼び寄せ移住」促進を目的としてスタートしたものであり、その後、45年にアルゼンチン、54年にペルー、56年にパラグアイの各県人会に対する補助が加わり現在に至っている。

補助の対象は在外県人会等の「育成」に必要な事務費及び事業費とされているが、事業そのものは各県人会に委託しており、交流協会自体はこれらの実績を取りまとめて報告を行っているに過ぎない。

事業費（委託料）は昭和56年度～62年度の2,500千円をピークに漸次引き下げられ、平成19年度からは928千円（ブラジル鹿児島県人会に560千円、アルゼンチン鹿児島県人会に184千円、ペルー鹿児島県人会に104千円、パラグアイ鹿児島県人会に80千円）となっている。

なお、交付要綱の名称や補助の目的からは在外全ての鹿児島県人会を対象としているように読めるが、実際には南米4か国の県人会だけが補助の対象であり、規定の仕方が曖昧といえれば曖昧である。

他の国にある在外県人会との公平性はどうなのかという疑問もあるが、最初からこの4か国の県人会を前提として要綱を制定しているのであれば、そのように表記すればよいと思う。

(意見 26) 補助対象経費の明確化と実績報告のあり方について

そもそも「育成」の内容がわかりにくい。実績報告から「移住者の援護指導」、「消息不明者の調査及び回答」、「移住者の実態調査」、「県人子弟の育成・指導」、「母県との交流及び来訪者への便宜供与」などが「育成」であることがわかるが、もう少し具体的に示す必要がある。

また、事業費には事業（育成）とは直接関係がない見舞金や香典などの慶弔費が含まれているが、これら経費の扱いについても明確にしておくことが必要である。

実績報告については、使ったお金の内訳報告に止まっており、たとえば消息不明者の調査や移住者の実態調査の結果がどうであったのかなどの具体的な報告がないため、補助の効果を測りにくい。

補助金として支出するのであれば、実績報告のあり方、補助対象経費について見直しを行うべきである。

(意見 27) 補助金での事務の執行について

交流協会への補助の形をとっているが、以下の理由から本事業は補助金ではなく、「委託料」として予算措置するのが適当である。

- 交流協会は事務費（通信費等）の不足分を負担してはいるが、実態としては県から受け取ったお金をそのまま各県人会へ委託料として交付しているだけであること
- 形式的には交流協会と各県人会との間での業務委託契約となっているが、委託料の積算は県が行っており、実質的には県が委託しているに等しいこと

交流協会を通じて「補助」を行っているのは県との役割分担のため、との説明を受けたが、役割分担のために補助金を交付するというのは補助の理念そぐわないものである。

交流協会は財政基盤が厚く、運転資金（現金預金）も十分あり、かかるような団体に補助を行っている格好となっているのは、対外的には説明しにくいものがある。概算払の必要性も含め見直しについて検討すべきである。

交流協会の要約貸借対照表(令和2年3月31日現在、金額:千円)

資産	金額	負債・正味財産	金額
現金預金	56,929	退職給付引当金等	23,998
定期預金	36,880	正味財産	1,077,931
投資有価証券外	1,008,120	(一般正味財産)	(51,939)
合計	1,101,930	合計	1,101,930

No.35	鹿児島県海外移住家族会協力活動費補助金				部局名	観光・文化スポーツ部		
					主務課	国際交流課		
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 37	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県海外移住家族会							
交付の根拠	鹿児島県海外移住家族会協力活動費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	100,000 円			交付申請額	100,000 円			
				概算払の額	100,000 円			
補助の目的	在外県出身者に対する各般の協力及び海外移住事業推進のため							
事業の内容	1 情報収集及び提供事業（総会の開催、会報「移住家族かごしま」の発行など） 2 移住者等親善交流事業（一時帰国者に対する便宜供与、歓迎会の開催など） 3 移住者援護事業（連絡調整、移住者訪問のための渡航相談など）							
補助対象経費	(1) 家族会事務の運営に必要な経費 (2) 家族会育成のための啓発指導費 (3) 移住者父兄の現地派遣に要する経費							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
事務運営費※	139,325	県補助金	100,000
啓発指導費※	34,990	会費収入等	90,004
次年度繰越金	485,551	前年度繰越金	469,862
合計	659,866	合計	659,866

※補助金の充当額(円)

	実績	計画
・事務運営費	73,600	68,000
・啓発指導費	26,400	32,000

補助事業者は名称からは世界各地に移住している県出身者の家族会をイメージさせるが、実際にはブラジルを中心とする南米4か国の家族会である。事務局はかごしま県民交流センターの1階に置かれている。

補助の額が100千円と僅少なため、家族会ができることも限られると思うが、自主財源として、少ないながらも会費が徴収されているのは良いと思う。

(意見 28) 補助対象経費の明確化について

そもそも「事務運営費」と「啓発指導費」の内容が曖昧でわかりにくいのが、支出には「会議費」や「需用費」などのほか、「交際費」、「予備費」といった費目が計上されている。しかし、「予備費」は内容や用途が不明確になるため、県への報告に使用させるのは適当ではない。

また、「交際費」は事務の運営や啓発指導には直接関係がない費目であり、補助金からではなく、会費収入又は繰越金から充てるようにすべきである。会の活動上、一時帰国者に対する便宜供与や歓迎会の開催などを欠かせない経費として認めるのであれば、補助対象経費に理由と併せ明記しておく必要がある。

No.36	ブラジル鹿児島県人会館改修費補助金				部局名	観光・文化スポーツ部	
					主務課	国際交流課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	令2	終了年度	令2
補助事業者	ブラジル鹿児島県人会						
交付の根拠	ブラジル鹿児島県人会館改修費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	500,000 円			交付申請額	500,000 円		
				概算払の額	-		
補助の目的	ブラジル鹿児島県人会館の改修に係る補助						
事業の内容	障害者用トイレの設置、車椅子用スロープの設置、プールカバーの設置、非常灯の設置(8か所)						
補助対象経費	ブラジル鹿児島県人会館改修に必要な事業費						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
トイレ等改修費	330,630	県補助金	500,000
非常灯設置費	126,997	自己負担金	10,687
スロープ設置等	53,060		
合計	510,687	合計	510,687

支出額は1レアル=19.55 円で円換算したものである。

本補助金は令和2年度限りのものであり、ブラジル鹿児島県人会館が現地で税制上の優遇措置が適用される公共施設として認定を受けるために、ブラジルの法令上必要とされる施設のバリアフリー化に必要な工事費の補助を行ったものである。全体経費 14,570 千円（533,000 レアル）のうち、500 千円を交付している。

事業は令和2年度当初予算で承認されていたが、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響で改修工事の実施が見通せず、年度初めに制定すべき交付要綱の制定が10月にズレ込むというイレギュラーはあったものの、工事は年度内に実施され補助金は交付されている。

検査確認と交付額確定の時期について

本改修工事の主たる目的は、県人会館がブラジルで税制上の優遇措置が適用される公共施設として認定を受けることであるから、工事完了後(実績報告書の事業完了日:令和3年3月15日)、予定どおり現地当局から認定を得られてこそ補助の目的が達せられることになる。

検査調書では、『補助金の目的どおりに履行されている』として検査合格としているが(検査完了日:令和3年3月22日)、本来であれば、認定取得の事実を確認した上で補助金の額を確定すべきであったと判断される。

※ 現地の事情により時間はかかったが、令和4年1月31日に、ブラジル鹿児島県人会事務局より、当局から認定を得られた旨の報告が主務課になされている。

(意見 29) 事業の周知について

本補助金は対象団体数を交付要綱では定めず、「予算上限額÷50,000円」を実質的な団体数上限としている。しかしながら、令和2年度は、当初公募では上限に達せず、第3次公募まで行った。²⁴加えて、応募団体の全てが補助事業対象事業者に選考された。

第3次公募まで行った理由について、主務課は、『県民全体の生物多様性の保全再生に向けた機運を高めるため、地域住民参加型の活動に取り組む団体等をできるだけ多く育成することとしており、補助団体が目標の10団体になるまで、公募を実施した。』としている。

結果として応募団体全てが補助事業団体に選考されたことをもって、事業実施者選考手続の不備とは考えないが、より質の高い選考を行うためにも、さらに公募の告知を図っていただきたい。ラジオやホームページでの告知に加え、今回の補助事業者には小学校PTAやシルバー人材センター等、同種の活動を行っている団体数が多い分野からも選出されているため、これらの周辺団体にも告知することは応募者の増加に有用と考える。

(意見 30) 参加者数を制限する場合について

補助事業者の応募申請書、事業計画書、事業報告書において、一般参加人数が当初計画15人に対し、実績9人の事例が見られた。本補助金は、野生動物生息の調査研究も補助対象事業とするが、住民参加型のものに限定している。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため人数を制限して実施した旨が記載されているが、補助金の効果を最大限発揮するためにも、やむなく参加者数を制限する場合は、WEBを利用したハイブリッド開催などの検討も指導願いたい。

²⁴ 令和3年度においても、第4次公募を実施している（第3次公募を終えて7団体が選出）。

くらし保健福祉部の補助金

No.47	精度管理指導対策事業補助金				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	保健医療福祉課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平2	終了年度	なし	
補助事業者	公益社団法人鹿児島県医師会							
交付の根拠	鹿児島県衛生検査所精度管理指導対策事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	820,000 円			交付申請額	820,000 円			
				概算払の額	-			
補助の目的	臨床検査の精度の向上を図るとともに、関係医療機関の連携のもとに県民に適切な医療を供給するため							
事業の内容	鹿児島県医師会の行う臨床検査精度管理調査事業への補助							
補助対象経費	衛生検査所精度管理指導対策事業に係る経費							
補助率	知事が定める額(予算を上限)							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	○	○	○		

鹿児島県医師会の臨床検査精度管理調査制度収支の要約(金額:円)

支出	金額	収入	金額
報償費	166,918	県補助金	820,000
旅費・日当	411,160	参加費	2,430,000
需用費	2,089,816	繰入金	61,679
使用料等	253,275		
役員費	390,510		
合計	3,311,679	合計	3,311,679

「衛生検査所」とは、臨床検査技師等に関する法律に定める、病気の診断や健康診断のために採取された血液等の検体を検査する医療機関外の施設である。

本補助金は、交付要綱で予算を上限としているが、当該事業経費は、例年補助予算額を大きく上回っていることから、予算積算は詳細な積み上げではなく、前年度と同額を予算請求している。

事業実績書において、血液検査・生化学等検査のべ199施設(医療機関159施設含む)に対し精度管理調査を行い、調査結果を研修会²⁵でフィードバックすることにより、地域臨床検査の精度向上を図っていることが報告されている。

(意見31) 交付要綱の名称と補助対象経費について

交付要綱の名称は「鹿児島県衛生検査所精度管理指導対策事業補助金交付要綱」であり、補助対象経費は「衛生検査所精度管理指導対策事業に係る経費」である。衛生検査所には前述のとおり医療機関内の自家検査施設は含まない。

これに対し、県医師会の実施事業は「臨床検査精度管理調査事業」であることから、調査対象延べ199施設のうち登録衛生検査所は32施設のみであり、登録衛生検査所に限らず医療機関や保健所、試薬メーカーも含めた本県臨床検査施設全体を広く調査対象としている。

要綱を文言どおりに読めば、「臨床検査精度管理調査事業」経費のうち衛生検査所に係る経費のみを申請すべきと解されるが、精度調査は調査対象数が多いほど有効な分析結果が得られ、登

²⁵ 参加者数：県医師会館来館者42人、WEB視聴73人、計115人

録衛生検査所以外の病院・診療所等他団体と比較分析することも登録衛生検査所の精度向上に有用であることから、当経費は一概に否定されるものではないと考える。むしろ、実態に合わせて、県全体の臨床検査精度向上を目的とすべく要綱の文言を見直すことを検討されたい。

No.48	離島救急医療施設運営費補助				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	保健医療福祉課		
事象	運営費	形態	その他	開始年度	平7	終了年度	なし	
補助事業者	種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会（「連絡協議会」）							
交付の根拠	鹿児島県離島救急医療施設運営費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	2,669,000 円			交付申請額	2,669,000 円			
				概算払の額	-			
補助の目的	熊毛地域住民の入院治療を必要とする重症救急患者の医療確保のため							
事業の内容	医療施設への助成							
補助対象経費	入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を担う医療施設において、時間外の救急診療を、専任医師1人以上及び専任看護師1人以上の当直体制により行うために必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）について、 ①連絡協議会が補助する場合における当該補助に要する経費 ②基準額(8,007千円×救急診療日数割合)の2/3 のいずれか小さい額							
補助率	2分の1							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	○	○	○		

補助事業に係る連絡協議会収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
種子島医療センターへの補助金	5,338	県補助金	2,669
		負担金	2,669
合計	5,338	合計	5,338

種子島医療センターの補助対象事業収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
医師及び看護師等人員費	28,809	連絡協議会補助金	5,338
		自己収入	23,471
合計	28,809	合計	28,809

報告すべき意見等は特にないが、意義の大きい補助金のため、概要のみを記載する。

「鹿児島県保健医療計画(平成30～令和5年度)」において離島・へき地の救急医療体制確保は重要な課題の一つであるが、なかでも医療機関の少ない熊毛地域においては、民間病院である種子島医療センターのみが救急医療の中心的役割を担う状況にある。

熊毛地域の重症救急患者の医療確保を担う種子島医療センターに対して、県と西之表市・中種子町・南種子町で構成する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会とで、2分の1ずつ運営費を助成するものである。

No.53	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	社会福祉課	
事象	事業費	形態	その他	開始年度	昭 36	終了年度	なし
補助事業者	独立行政法人福祉医療機構						
交付の根拠	鹿児島県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	526,381,320 円			交付申請額	当初 377,403,840 円 追加 148,977,480 円		
				概算払の額	1 回目 377,403,840 円 2 回目 148,977,480 円		
補助の目的	社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和 36 年法律第 155 号)に基づく社会福祉施設を運営する社会福祉法人が単独で退職共済制度を設けることは困難であることから、相互扶助の精神に基づいた退職手当共済制度に対して助成を行い、職員の処遇改善及び職員の確保を図る						
事業の内容	社会福祉施設等の職員への退職金給付事業						
補助対象経費	単位金額×4月1日現在県内被共済職員数を上限とする						
補助率	本文参照						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
退職手当給付金	115,748,768	都道府県補助金 (うち県補助金)	25,330,460 (526,381)
退職手当給付費 支払資金繰入	619,102	国庫補助金	27,441,594
収支差額	2,793,948	掛金	64,794,503
		その他	1,595,261
合計	119,161,818	合計	119,161,818

報告すべき意見等は特にないが、交付開始年度が古く、額も大きい補助金のため、概要のみを記載する。

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は特殊法人改革等により、社会福祉・医療事業団の事業を継承して、平成 15 年 10 月 1 日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人である。本件のような退職手当共済事業だけでなく、医療機関への貸付事業、福祉貸付事業、社会福祉法人への経営サポート事業などを行っている²⁶。

本事業は、社会福祉施設等職員の退職手当金の財源に充てるため、国庫補助金、都道府県補助金、共済契約者の掛金で各 3 分の 1 ずつを負担するものである。

補助金交付額の算定根拠について、単位金額には厚生労働省より毎年度通知される金額(全都道府県一律)を、被共済職員数は WAM より通知される名簿に基づく人数を使用している。

なお、被共済職員数は年度途中に通知されるため、当年度単位金額×前年度被共済職員数の 70%について当初交付及び概算払を行い、数値確定後に当初交付額との差額を追加交付している。

²⁶ 独立行政法人福祉医療機構 | WAM

No.56	一般財団法人鹿児島県遺族連合会に対する補助金					部局名	くらし保健福祉部	
						主務課	社会福祉課	
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 63	終了年度	なし	
補助事業者	一般財団法人鹿児島県遺族連合会							
交付の根拠	一般財団法人鹿児島県遺族連合会に対する補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	870,000 円			交付申請額	870,000 円			
				概算払の額	870,000 円			
補助の目的	一般財団法人鹿児島県遺族連合会の健全な育成を図るため							
事業の内容	大東亜戦争戦没者の慰霊、遺族の生活向上、戦没者等の遺留品調査等							
補助対象経費	(1)戦没者の慰霊に関する事務に係る経費 (2)遺族援護に関する広報活動に係る経費 (3)戦没者遺家族の更正援護及び生活相談事務に係る経費 (4)女性部の研修会等の実施に係る経費							
補助率	100% (知事が定める額を上限とする)							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約 (金額 : 千円)

支出	金額	収入	金額
事業費	14,004	県補助金	870
		受取寄附金外	9,633
		前期繰越金	3,500
合計	14,004	合計	14,004

一般財団法人鹿児島県遺族連合会 (以下、「遺族連」) は、大東亜戦争戦没者の慰霊、遺族の生活向上、戦没者等の遺留品調査を目的とする一般財団法人である。

(意見 32) 交付目的の明確化について

交付要綱において、補助金の目的は『一般財団法人鹿児島県遺族連合会の健全な育成を図るため』と定めているが、なぜ遺族連の健全な育成が必要なのが明記されていない。目的が明確でなければ、補助金の効果も評価しようがなく、結果、漫然と補助金を交付し続ける温床となる。

本補助金は 30 年以上も継続交付されていることから、改めて補助金の基本的な視点 (公益性、必要性、公平性、有効性・効率性) に立って、補助の目的を検討し、要綱に明記する必要があるものと考えらる。

また、補助金の額を上回る繰越金が計上されているが、繰越金が生じている理由を (継続的に生じているものかを含め) 確認しておいていただきたい。

補助を継続するのであれば、事業費補助、定率補助への転換の可否についても検討されたい。

No.58	臓器移植推進費補助金（平7～）				部局名	くらし保健福祉部	
No.59	臓器移植対策推進費補助金（平24～）				主務課	健康増進課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平7・24	終了年度	なし
補助事業者	公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会						
交付の根拠	鹿児島県臓器移植推進費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	No.58	4,024,994 円	交付申請額		5,752,994 円		
	No.59	1,728,000 円	概算払の額		5,752,994 円		
補助の目的	臓器に重い障害を持つ人に対する臓器移植の円滑な推進に資するため						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	本文参照						
補助率	本文参照						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

補助事業者、補助の目的、交付要綱とも同じであるため2件併せての記載とする。

No.58 は、臓器移植コーディネーターの設置等、No.59 は、公益財団法人鹿児島県移植医療アイバンク推進協会（以下、「バンク協会」）が行う臓器移植の普及啓発等の推進が補助事業の内容である。補助対象経費はそれぞれ次のとおりであり、補助率はいずれも予算を上限とする「100%（10分の10）」である。両補助金とも補助対象経費が費目別に明記されているのは良いと思う。

両補助金の補助対象経費

No.58（要約）	No.59
<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植コーディネーター設置費： 給与、職員手当等、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費等)、役務費(通信運搬費) ・ファックス設置費： 需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料 ・臓器移植コーディネーター研修派遣費： 旅費、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費) ・臓器移植コーディネーター試験派遣費： 旅費、需用費(消耗品費)、役務費(通信運搬費) 	<ul style="list-style-type: none"> ・臓器移植の普及啓発等に要する次の経費 共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金補助、交付金

No.58 の収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
臓器移植コーディネーター設置費(給与他)	3,748,515	県補助金	4,024,994
ファックス設置費(使用料及び賃借料)	216,619		
臓器移植コーディネーター研修派遣費(役務費)	59,860		
合計	4,024,994	合計	4,024,994

上記収支要約は実績報告書（収支精算書）に基づくが、収支が全く同額である。補助の上限が「予算の範囲内」であることから、実際は補助金額4,024千円(=予算額)を上回る支出が生じているものの、交付額に合わせて記載しているものと思われる。

事業実態の把握が困難であるが、この点については他の補助金と合わせての意見として記載するため、ここでは省略する。

(意見 33) 実績報告書(収支精算書)の記載について (No. 58)

- ① 臓器移植コーディネーター研修派遣費(役務費)の59,860円はPC環境整備費(需用費)であった。PC環境整備費自体は新型コロナウイルス感染症の影響により集合研修からWEB研修会への変更に必要な物品であるため、補助対象経費計上を否定するものではないが、収支精算書の記載について、主務課より補助事業者に指導すべきと考える。
- ② ファックス設置費(使用料及び賃借料)216,619円のうち、34,008円は消耗品代(需用費)であった。消耗品も要綱上補助対象経費であり、経費申請を否定するものではないが、①と同様に改善指導されたい。

(意見 34) 交付要綱の文言について (No. 58)

本補助金は平成7年度から交付が開始されているが、「補助対象経費:ファックス設置費」は、インターネットによる通信手段が確立されている現在において、独立した補助対象経費として明示する意義は少ないものと考ええる。ファックス自体は病院や県との連絡に毎月使用しているとのことであり、その経費性を否定はしないが、実情に合った要綱文言の見直しを検討されたい。

また、バンク協会は公益法人認定に伴い、現在は「公益財団法人」となっているので、法人表記も併せて改正していただきたい。

(意見 35) 補助金の統合について (No. 58、59)

両補助金は、交付目的や交付対象等を同じくする補助金である。これらを統合することにより、補助事業者の申請事務及び主務課の交付事務の効率化が可能と考えられるため、補助金の統合について検討されたい。

No.61	鹿児島県原爆被爆者協議会運営費補助金					部局名	くらし保健福祉部	
						主務課	健康増進課	
事象	運営費	形態	定額	開始年度	平元	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県原爆被爆者協議会							
交付の根拠	鹿児島県原爆被爆者協議会運営費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	356,000 円			交付申請額	356,000 円			
				概算払の額	356,000 円			
補助の目的	被爆者相談事業を充実するため。							
事業の内容	被爆者相談活動（事務所での相談活動、会報の発行、相談講習会の参加）							
補助対象経費	被爆者相談事業に係る経費							
補助率	知事が定める額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
補助金充当経費※	304,894	県補助金	356,000
事務局長手当	660,000	県委託料	208,560
賃借料等	401,520	会費収入	1,175,000
次年度繰越金	552,067	前年度繰越金	178,920
合計	1,918,481	合計	1,918,481

※補助金を充てるとしている経費で、費目は「旅費」（日本被団協議会・理事会等出席旅費）、「需用費」（総会開催費用等）、「役務費」（郵送料、電話料）、「負担金及び補助金」（日本被団協会費）である。

鹿児島県原爆被爆者協議会（以下、「被爆協」）は、広島・長崎で原爆の被害を受けた被害者の生存者によって結成されている鹿児島県における被爆者団体で、上位団体に全国組織の日本原爆被害者団体協議会（「日本被団協」）がある。

被爆協の運営費は、会費収入と県からの補助金及び委託料で賄われているが、会員の高齢化による会員数（令和2年度末で208人）の減少、会員の施設等への入所の増加で会費徴収が年々困難になりつつあるとのことである。現状では、会の運営費に占める県からの支援の割合は大きいものではないが、会費収入が減っていけば、その割合は当然に増していくものと思われる。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で計画していた相談活動や総会開催などが中止となったため、支出実績は予算額（1,844千円）と比較して約26%の減となっている。この結果、繰越金が373千円増加している。

なお、県委託料208千円も「相談事業」に係るものである。補助事業の内容と実質的な違いはないように思えるが、財源の一部が国庫であり、事業単価が国の基準で決められていることから補助金とは区別して事務を執行しているとのことである。

【指摘2】補助金の交付確定額について

収支予算書では、対象経費の予算額は728千円であったが、主要な経費である「旅費」がほとんど使われなかったため、精算額はその半分以下（304千円）となっている。

概算払額（356千円）が精算額を超えているので、超過分の51千円については、本来、返還を求めなければならないものである（交付規則18②）。しかし、執行何で『概算払額と精算額が同額である』として交付額が確定されているため、かかる手続がとられることなく、事務は終了している。

本件は、コロナ禍によるイレギュラーとも言える事例であり、例年であれば精算額が概算払額を下回るようなことはないのだと思う。

いずれにしろ、検査所見、交付確定額が適当であったかどうかについては確認しておいていただきたい。

(意見 36) 補助対象経費と補助率の明確化について

交付要綱は補助対象経費を『相談事業に係る経費』としかしていないため、委託事業に係る経費との区別が曖昧である。歳出予算説明書(積算根拠内訳表)では、委託料の額は保健師指導経費(74千円)のほか事務局経費(133千円)として「旅費」、「需用費」、「役務費」で積算されており、補助対象経費と重複していることがわかる。

被爆協の支出報告も、予算書・精算書とも経費を補助事業分と委託事業分とで分けていないので、どちらの事業でどの経費がいくら使われたのかが把握できず、使途の検証を困難にしている。

事業の内容・効果に実質的な違いがなく、経費を明確に区別できないのであれば、補助と委託とを分けて執行することにあまり意味はない(財源が違うこと以外は)と思う。事務の効率化の観点からも予算措置をいずれか一方とされたらどうか。

また、補助金は毎年同額が継続して交付されているようであるが、積算根拠(又は補助率)が不明確なので、これを明確にする必要がある。

令和2年度は、結果的にはあるが、交付した補助金そのまま次年度繰越金として留保された格好となっており、交付額の適当性についても併せて検討が必要である。

No.66	精神福祉推進会運営費補助事業				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	障害福祉課	
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 60	終了年度	なし
補助事業者	特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉会連合会						
交付の根拠	特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉会連合会運営費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	252,000 円			交付申請額	252,000 円		
				概算払の額	252,000 円		
補助の目的	特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉会連合会の育成を図るため						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	1 賃金 2 報償費（講演会等の講師への謝金、表彰授与時の記念品代、授産施設等からの製作作品の買上げ金） 3 旅費（会の公務の旅行する者に対する実費弁償程度の交通費、日当及び宿泊料） 4 需用費（①食糧費 ②消耗品費 ③印刷製本費 ④光熱水費） 5 役務費（①通信運搬費 ②使用料）						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
役員行動費補助	150,000	県補助金	252,000
通信費	103,542	会費	249,400
広報活動事業費外	187,964	寄付金	146,966
予備費	90,000	雑収入外	57,755
次年度繰越金	587,375	前年度繰越金	412,760
合計	1,118,881	合計	1,118,881

特定非営利活動法人鹿児島県精神保健福祉会連合会（「県かせいれん」）は、精神障がい者の医療や福祉の充実と精神保健福祉思想の普及啓発活動、そして障がい者が地域で普通に地域の人と交流しながら自分らしく生活できる共生社会を目指して活動している精神障がい者家族会の県連合会である。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で計画していた事業が予定どおりに実施できなかったものが多く、補正後予算の 36.4%（440 千円）が未執行、支出済額は補正後予算の 43.9%にとどまっている。また、収入も事業が実施されなかった分、当初予定されていた県からの事業費補助金（「友愛フェスティバル補助金」）や受託料（「精神障がい者スポーツ振興事業委託費」）が入ってこなかったため、補正後予算は当初予算に比べ 34.3%（631 千円）少ないものとなっている。

この結果、次年度繰越金は前年度に比べ 174,615 円増加している。

（意見 37）収支報告のあり方について

交付要綱に補助対象経費が具体的に示されているのは良いと思う。ただ、収支予算書、収支決算書とも経費が「運営費」と「事業費」とで区分して報告されていないため、また、費目の取り方（設定）が県の示すものと同じではないため、実効性ある使途の検証がしにくいものとなっている。せっかく、別紙で『列記されたもの以外の経費は補助対象外』と注意喚起しているにもか

かわらず、これではどこまでを補助対象として見ていいのかわからない。支出については、予算書・決算書とも、最低限、運営費分と事業費分とを分けて報告させるよう、相手方に指導又は求めるべきである。

また、支出に「予備費」が計上されているが、この費目は用途が特定されていないので、計上するのであれば、補助対象外として別記して報告させるべきである。ちなみに、令和2年度の収支決算書では、補正予算額「8,000円」に対して支出済額が「90,000円」（役員燃料費補助3人）と予算額を超えての使用となっている。予備費の意味が理解されていないようである。

（意見 38）積算根拠の明確化について

本補助金は、令和2年度現在で35年間にわたり「運営費」として定額での交付が続けられている。現行の交付額について、担当者に積算根拠を尋ねたところ、過去10年程度遡って調べてみたが、不明であるとの回答であった。また、交付額は少なくともここ10年は同額となっているようである（令和3年度も同額）。担当者は替われども交付額は変わることなく前例踏襲で事務が引き継がれてきた実情が垣間見える。

団体の公益性、事業の有用性、補助の意義・必要性については異存ない。また、多くはないが会員から会費が徴収されているなど、自主財源の確保に努めていることは評価できる。

しかし、少額ながらも補助が既得権化していると判断されるので、今後も補助を継続するのであれば、積算根拠を明確にするとともに、現状の団体の収支・財務の状況を踏まえ、交付額の見直しの要否、事業費補助、定率補助への転換の可否等について検討すべきである。

No.69	障害者福祉団体活動費助成事業費補助金				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	障害福祉課	
事象	運営費	形態	定額	開始年度	平8	終了年度	なし
補助事業者	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会 社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会						
交付の根拠	障害者福祉団体活動費助成事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	20,126,000円			交付申請額	(当初) 20,626,000円		
				概算払の額	20,626,000円		
補助の目的	障害者福祉団体の活動を推進するため						
事業の内容	①鹿児島県身体障害者福祉協会 身体障害者福祉協会運営事業、地域団体活動推進事業、全県団体活動推進事業 ②鹿児島県手をつなぐ育成会 県手をつなぐ育成会運営事業、地区手をつなぐ育成会連絡協議会啓発活動助成事業、 心身障害児療育相談事業						
補助対象経費	事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、 役務費、使用料及び賃借料、備品購入費						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

県身体障害者福祉協会事業収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
身体障害者福祉協会運営費	17,826	県補助金	17,953
地域団体活動推進事業費	49		
全県団体活動推進事業費	77		
合計	17,953	合計	17,953

県手をつなぐ育成会事業収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
県手をつなぐ育成会運営費	1,149	県補助金	2,173
地区手をつなぐ育成会連絡協議会啓発活動助成事業費	910		
心身障害児療育相談事業費	114		
合計	2,173	合計	2,173

本補助金は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく県の障害者計画において、障害のある人の支援や県民に対する啓発活動等を実施している障害者団体の育成に努めることとされていることなどから交付が行われている。補助金額（事業費）は、県の予算策定時に補助事業者とのヒアリング及び前年実績に基づいて積算されている。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業の一部が中止されたことから、補助事業者からの変更申請書を受け、補助金を減額している。これによる概算払額と交付確定額との差額500千円については令和3年4月13日に返納されている。

（意見39）交付要綱の文言について

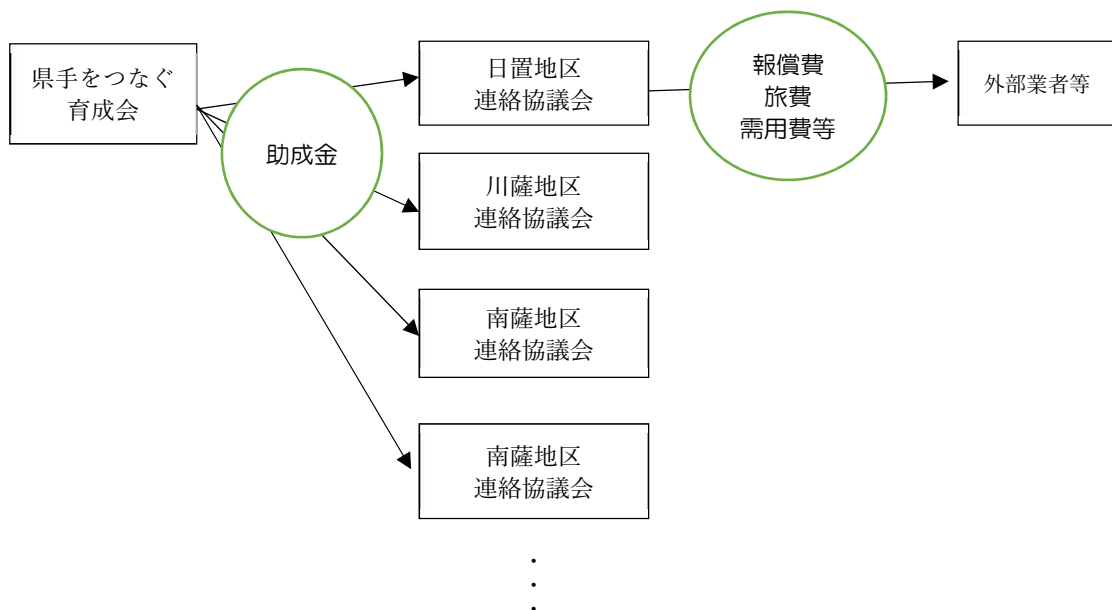
地区手をつなぐ育成会連絡協議会啓発活動助成事業の事業実績報告書で報告された支出910千円のうち、736千円は地区連絡協議会に対する助成金支出であった。しかしながら、助成金は交付要綱の補助対象経費に含まれていない。

これについて、主務課の回答は、『県内 11 地区の手をつなぐ育成会連絡協議会に対し、報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料の経費を、県手をつなぐ育成会から交付している（内訳はそれぞれの地区によって異なる。）。』であった。

助成事業では助成金支出が主たる支出であるのは当然であり、本件補助自体を否定するものではないが、

- 要綱文言では、①助成金も最終的には地区連絡協議会で報償費等として支出されるため、助成金を本件補助対象経費に含むのか、それとも、②助成金自体ではなく、助成金交付事業の事務費のみを補助対象経費とするのか曖昧であること
- 地区連絡協議会の報償費等の経費に支出されることを理由に助成金を補助対象経費に含むと解するならば、実績報告書においても地区連絡協議会での支出内訳を報告すべきであるが、事業計画書及び事業実績報告書には「助成金」としか記載されていないこと。したがって、最終的にどの補助対象経費にいくら支出されたか、支出残の有無の確認ができないこと

より、今後も助成金に対して補助金を交付するのであれば、補助金交付要綱における補助対象経費の文言に助成金も明示することを検討されたい²⁷。



²⁷ (参考) No.76 薬物乱用防止推進事業

補助対象経費：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、助成金

No.70	社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会補助金				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	障害福祉課	
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 63	終了年度	なし
補助事業者	社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会						
交付の根拠	社会福祉法人鹿児島県手をつなぐ育成会補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	4,621,000 円			交付申請額	4,621,000 円		
				概算払の額	4,621,000 円		
補助の目的	本県の知的障害者福祉の向上のため						
事業の内容	維持管理対策事業(人件費補助)						
補助対象経費	鹿児島県手をつなぐ育成会の運営費						
補助率	知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

法人全体の収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
人件費	11,319	県補助金	6,794
事業費	11,390	会費収入	5,741
その他	3,617	事業収入	10,213
当期収支差額	953	その他	4,531
合計	27,279	合計	27,279

うち本件補助金 4,621 千円。全て人件費に充てられている。

(公表されている決算書より)

前記の No.69 と同様、障害者基本法に基づき、障害のある人の支援や県民に対する啓発活動等を実施している障害者団体の育成のために交付される補助金である。

(意見 40) 補助金交付による効果の測定について

本補助金は運営費補助金であるため、事業者が実施する事業の具体的な実績報告は求めている。このため、実績報告書の記載も以下の定型的な項目に留まり、当報告書からは、令和 2 年度に事業者が具体的にどのような事業を行ったのか、法人全体の財政状況やそれに対する本補助金の効果、課題や展望等を知ることができない。

補助金の交付目的が障害者団体の育成や、事業者の事業を健全、かつ、合理的に推進することによる知的障害者福祉の向上であるならば、漫然と職員人件費を交付するだけではなく、事業者の事業内容を把握し、その事業が「鹿児島県障害者計画(平成 30-34 年度)」のどの施策に貢献しているのか評価すべきと考える。

事業(計画)実績内訳書の記載事項

1. 補助事業者の状況
 - ・結成年月日・所在地・組織構成(支部数)・事務局員の構成・役員及び評議員の構成
2. 補助事業の概要
 - ・事業名・目的(県育成会の事業を健全かつ合理的に推進するため事務局体制を確立し、知的障害者福祉の向上を図る)・内容(人件費等に対する補助)・所要経費(職員給料支出)うち県費補助金

No.76	薬物乱用防止推進事業				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	薬務課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平6	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会							
交付の根拠	薬物乱用防止推進事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	801,000円			交付申請額	801,000円			
				概算払の額	801,000円			
補助の目的	薬物乱用防止の推進を図るため、地域社会において組織的に薬物乱用防止啓発事業を行う鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会に対し補助金を交付する							
事業の内容	連合協議会が行う薬物乱用防止推進事業							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、助成金							
補助率	10/10（予算を上限とする）							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
事業経費	800,720	県補助金	801,000
次年度繰越	9,819	前年度繰越金	9,537
		預金利息	2
合計	810,539	合計	810,539

鹿児島県薬物乱用防止指導員連合協議会（以下、「連合協議会」）及び地区協議会は、平成11年厚生安全局通知「薬物乱用防止対策事業の実施について」に従って設置されている。設置当初は国からの補助を含めて補助金を交付していたが、その後、国の予算は廃止され、平成17年厚生労働省医薬食品局通知及び「薬物乱用防止対策事業実施ガイドライン」に従い、県が単独で補助金を交付している。

連合協議会の事務局は、会の会則に従い薬務課内に設置されている。この点について、薬務課では、『連合協議会は県下14地区協議会で構成され、各地区協議会は地区に属する薬物乱用防止指導員（令和2年度末現在326人）をもって構成される。指導員は保護司・薬剤師・民生委員等であり、多職種で構成された協議会であるため、事務局を担えるのは、団体設立を主導した県以外にはない』としている。

【指摘3】実績報告書の経費計上額について

補助対象事業経費について、実績報告書上は補助金内示額及び予算額と全く同額の801,000円が報告されているが、実際の支出は800,720円であった。結果として、280円の過大交付となっている。

直近3期間の実績報告書、補助金支給額、実際事業経費は、次のとおりである。実績報告書は「実績」を記載すべきであり、実際の支出と相違があってはならない。

直近3期間の補助金交付額と実際事業経費等(金額：円)

	平30	令元	令2
補助金交付額(A)	801,000	801,000	801,000
実績報告書上の事業経費支出額(B)	801,000	801,000	801,000
実際の事業経費支出額(C)	809,340	794,851	800,720
(B)－(C)	△ 8,340	6,149	280

(意見 41) 少額執行残の取扱いについて

少額残金の返還について交付要綱に明記されていないため、現行制度上は少なくとも令和元年度及び2年度の補助金執行残は原則どおり返還すべきと考えるが、連合協議会事務局においては実績報告書上の事業経費支出額を調整することで、少額残金を次年度に繰越していた。

一方で、少額残金の返還事務の手間を考慮すれば、少額残金については、次年度の補助金交付額又は次年度の事業経費支出に充当する考え方も、現実的である。

前項指摘のとおり「実績報告書上の事業経費支出額＝実際の支出額」を遵守した上で、交付要綱に少額執行残の取扱いを明記し、連合協議会の次年度繰越額が多額に生じていないか主務課でモニタリングする方法も、事務効率化の観点からは検討の余地があるものとする。

No.77	母子寡婦福祉対策事業補助金				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	子ども家庭課		
事象	運営費/事業費	形態	定額	開始年度	昭 63	終了年度	なし	
補助事業者	社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会							
交付の根拠	鹿児島県母子寡婦福祉対策事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	5,011,188 円			交付申請額	(当初) 8,308,000 円			
				概算払の額	7,164,000 円			
補助の目的	県下母子家庭等の健全な育成と組織の充実発展に資するため							
事業の内容	母子対策事業 母子・寡婦・父子対策事業（合同運動会費、母子寡婦研修会費）							
補助対象経費	母子福祉センターの運営及び母子・寡婦等対策の事業に必要な経費							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
母子福祉センター運営費	5,959	県補助金	5,011
母子・寡婦・父子対策事業費	1,608	その他の収入	1,205
		前年度繰越金	1,350
合計	7,567	合計	7,567

母子福祉センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める母子・父子福祉施設であり、同法において都道府県にこれを推進する責務が定められているため、県内唯一の母子福祉センター運営事業者である社会福祉法人鹿児島県母子寡婦福祉連合会のみを補助事業者としている。

補助金上限額＝予算額としていることから、県の予算策定時に補助事業者とのヒアリング及び前年実績に基づき事業費を積算している。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業の一部が中止されたことから、補助事業者からの変更申請書を受け、補助金を減額している。これによる概算払額と交付確定額との差額 2,152 千円については令和 3 年 5 月 14 日に返納されている。

（意見 42）概算払申請書の添付書類の記載について

母子・寡婦・父子対策事業費の「母と子の交歓研修費事業」について、令和 2 年 10 月に提出された概算払申請書添付の「収支計画書」では 4～9 月支出額「2,628 千円」を計上している。しかし、3 年 3 月に提出された実績報告書添付の「収支精算書」の 2 年度の通算支出額は「1,120 千円」であった。概算払申請書類に記載されていた支出額は実際には支出されておらず、結果として年度末に補助金返納が発生している（次表 網かけ箇所参照）。

概算払申請書では、概算払を必要とする理由を『事業費の交付を受けないと計画どおり事業が実施できない』としているが、それを理由とするならば、その根拠とする「収支計画書」の経過月分は収支予算ではなく収支実績を記載しなければ、概算払の必要性を判断することはできない。

『概算払申請時点では、新型コロナウイルス感染状況を注視しながらも事業の実施に向かって進んでおり、その後、やむなく中止が決まったため、概算払は必要であった。』との主務課の

意見のとおり、コロナ禍で各法人が事業遂行を最後まで検討する姿勢や本件概算払自体を否定するものではないが、概算払が本当に事業の実施に必要なか否かを判断するため、概算払申請時点での実態を反映させる必要がある。

今後は、補助事業者に申請書の記載方法を指導するとともに、主務課においても概算払の必要性について慎重に申請書類を検討することが必要と考える。

(意見 43) 収支精算書の記載について

令和3年3月31日付けで補助事業者より提出される補助金実績報告書に添付する「収支精算書」の金額と同日付けで提出された補助金変更申請書の添付資料「変更収支予算書」の金額に差異が生じている(下表 太字ゴシック参照)。予算と実績に差異が生じるのは当然のことであるが、同一日付けで見直した予算と実績には通常大きな差は生じない。

母子福祉センター運営事業の予算と実績の差異額「△405千円」の内訳は、人件費575千円、管理費△980千円であり、いずれも3月31日付変更予算に織り込むことが可能な費用と考えられる。収入面においても、その他の収入が3月末変更予算作成後急に39%も減少することはあり得ず、少なくとも3月の変更予算に織り込むべき収入変動と考える。さらに、前年度繰越金については、前年度決算確定後に変動することはないため、10月変更予算に織り込むべき収入変動であった。

今後は、補助事業者に申請書の記載方法を指導するとともに、主務課においても申請書の予算と実績の分析等により申請書が正しく実態を反映しているか慎重な検討が必要と考える。

(金額:千円)

		当初 交付決定	当初 事業計画	10/1計画変更		3/31計画変更		3/31実績 収支精算書
				変更額	変更後 収支計画	変更額	変更後 収支計画	
支出	母子福祉センター運営事業	3,513	6,474	△ 110	6,364		6,364	5,959
	母子対策事業	2,628	2,628		2,628	△ 1,508	1,120	1,120
	母子寡婦父子対策事業	2,167	2,167	△ 1,034	1,133	△ 645	488	488
	支出計	8,308	11,269	△ 1,144	10,125	△ 2,153	7,972	7,567
収入	県補助金	8,308	8,308	△ 1,144	7,164	△ 2,153	5,011	5,011
	その他の収入		1,979		1,979		1,979	1,206
	前年度繰越金		982		982		982	1,351
	収入計	8,308	11,269	△ 1,144	10,125	△ 2,153	7,972	7,567

補助金交付

4月概算払
6,000

10月概算払
1,164

4/30戻入命令
△ 2,153
交付確定額
5,011

No.85	子ども食堂新規開設支援事業補助金				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	子育て支援課	
事象	事業費	形態	その他	開始年度	令2	終了年度	なし
補助事業者	田代子ども食堂 外13者						
交付の根拠	鹿児島県子ども食堂新規開設支援事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	1,851,232円			交付申請額	1,851,232円		
				概算払の額	-		
補助の目的	子どもの生活支援対策の一環として、子どもたちに対して、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんなどを提供する「子ども食堂」の取組を県内全域に普及させるため、子ども食堂の立ち上げに要する経費の一部を補助することにより、子ども食堂の新規開設を促進する(令和2年度新規事業「子ども食堂立ち上げ応援プロジェクト」の一部)						
事業の内容	子ども及び地域住民に対して無料又は安価での食事提供						
補助対象経費	①子ども食堂立ち上げに要する経費(初期費用として必要となる消耗品費、備品購入費、損害賠償保険料、食品衛生管理者養成講習会費用) ②子ども食堂に使用する施設等の改修等に要する経費						
補助率	10分の10(上限は※参照)						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	-	-	○	○	○	

※補助上限額は1か所当たり130,000円。鹿児島県子ども食堂もポイントアップ!元気度アップ!推進事業の承認を受けたグループが補助事業者となり、かつ学習支援や高齢者との交流プログラムを実施する場合は150,000円。

令和2年度に県内で子ども食堂の開設登録をした団体は27団体であり、うち14団体が本補助金を利用している。当初予算額4,100千円に対し、執行額は1,851千円(執行割合45%)であった。

なお、当年度の活動については、コロナ禍において感染拡大予防の観点より、食堂内での提供ではなく、弁当配布としている団体も多かった。この場合、弁当配布時に、生活の変化の有無や体調について声をかけ会話することで、制限下でできる限りの家庭支援対応をしているとのことであった。

(意見44) 交付申請書に添付する領収書について

本補助金は実費精算であり、補助金交付申請書には対象経費の支払証拠書類(領収書の写し等)の添付が求められる(交付要綱第3条)。当証拠書類の中には、補助対象物品を購入したことが明確とは言えない領収書も一部見受けられた。補助金の透明性を確保するためにも、今後事業者への指導が必要と考える。

(見受けられた記載内容が明確でない領収書の事例)

スーパー等小売店の手書き領収書。ただし書は「品代」かつ明細書添付なし。

スーパー等小売店の手書き領収書。ただし書は「備品代」だが、内訳はエクセル明細であり、印字レシートや印字納品書は添付されていない。なお、本件申請食堂窓口業務は当該スーパー等小売店事務局が兼務している。

(意見 45) 補助金上限額の増額要件について

補助金上限は原則1か所当たり130,000円であるが、上限額の増額要件及び提出書類は下記のとおりである。

要件	: 鹿児島県子ども食堂もポイントアップ!元気度アップ!推進事業の市町村承認を受けたグループが補助事業者となり、 <u>かつ学習支援や高齢者との交流プログラムを実施する場合は</u> 、補助金上限150,000円に増額される(交付要綱別表2)
提出書類	: 市町村グループ登録承認通知書写し及び <u>高齢者との交流プログラム等の実施内容が分かる資料(開催案内等)</u> (交付要綱第3条第2項(3))

「高齢者との交流プログラム」の考え方について、主務課では、市町村グループ登録は『3人以上の構成員を有し、その半数以上を高齢者で占めること』を要件とすることから、特別な交流プログラムはなくても運営者に含まれる高齢者であるため、上記要件を満たすものと考えている。しかしながら、そう考えるならば上記の要綱下線部は不要ではないだろうか。文言どおり読めば承認グループ(高齢者含む)+高齢者との交流プログラム実施と読むのが自然である。増額ハードルを無駄に上げないためにも、要綱文言と判断実態の整合性につき、再検討が望まれる。

No.89	私立学校運営費補助(魅力ある私立学校づくり事業費補助)				部局名	くらし保健福祉部	
					主務課	子育て支援課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平元	終了年度	なし
補助事業者	学校法人愛光学園 外 118 者						
交付の根拠	鹿児島県魅力ある私立学校づくり事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	42,296,000 円			交付申請額	42,296,000 円		
				概算払の額	-		
補助の目的	私立学校の特色を生かした「魅力ある私立学校づくり」を推進するため、学校法人が行う教育用設備等の充実を図る						
事業の内容	学校法人が行う教育用設備の整備や外国人教員の採用など、特色教育の推進に要する経費の一定率に対して助成を行う						
補助対象経費	(1)教育用設備整備費 直接教育の用に供する屋外環境設備等の整備に要する経費 購入単価 10 万円以上の直接教育の用に供する機器備品等 (総事業費 100 万円以上 1,000 万円以内を補助対象とする) (2)特色教育推進経費(抜粋) ①国際化教育活動経費 海外姉妹校等との交流経費 外国文化(人)等との交流経費 など ②社会教育活動経費 ボランティア活動等経費 心身障害者等受入経費 環境教育等に要する経費 国内姉妹校等との交流経費 自然体験学習等に要する経費 など ③文化体育活動経費 伝統芸能の継承等に要する経費 スポーツ活動等経費 など ④学校活性化活動経費 教職員の研修、専門家招へい経費 衛生教育等経費 など ⑤特任活動経費 ①～④以外で知事が特に認めるもの						
補助率	(1) 1 / 3 以内 (2) ①～④ 1 / 2 以内で知事が別に定める額 ⑤知事が別に定める額						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

本補助金の交付先は、幼稚園及び幼保連携型認定こども園（以下、「幼稚園等」）以外に小学校～高等学校の私立学校を含むが、ここでは子育て支援課が所管する幼稚園等に交付する補助金を対象とする。

(意見 46) 外国人教員の人件費の補助対象経費要件について

交付要綱では、高・中・小と幼稚園等で補助対象経費の要件を区分している。

(例) 補助金交付要綱に定める国際化教育活動経費

高・中・小	幼稚園等
1 国際化教育活動経費	1 国際化教育活動経費
(1) 帰国子女・留学生等の受入れに要する経費	-
(2) 海外姉妹校等との交流に要する経費	(1) 海外姉妹校等との交流に要する経費
(3) 外国文化(人)等との交流に要する経費	(2) 外国文化(人)等との交流に要する経費
(4) 外国人教員等の採用に要する経費	-
(5) 外国語能力の高い補助員の雇用に要する経費	-
(6) その他	(3) その他
(1)～(4)に準ずる内容の国際化教育活動経費	(1)～(2)に準ずる内容の国際化教育活動経費

補助対象経費の詳細は「魅力ある私立学校づくり事業実施要領」で定められており、外国文化(人)等との交流に要する経費及び外国人教員等の採用に要する経費は次のとおりである。

高・中・小	幼稚園等
(3)外国文化(人)等との交流に要する経費は、次のとおりとする。 専門分野の外国人講師の招へい等に要する経費、教材費等	(2)外国文化(人)等との交流に要する経費は、次のとおりとする。 外国の童話・音楽・遊戯等の講師招へい経費、教材費等
(4)外国人教員等の採用に要する経費は、ネイティブスピーカーとして外国語教育を担当する 外国人教員 又は外国語を担当する教員の職務を助ける 外国人職員の人件費等(常勤・非常勤を問わない。)	

(魅力ある私立学校づくり事業実施要領より抜粋)

補助金申請資料を閲覧したところ、外国文化(人)等との交流に要する経費として、下表の費用が申請されていた。

学校法人	事業費	内容
A	8,601千円	英会話スクールへの業務委託費 令和2年4月～3年3月 3人 6時間/日勤務 勤務は園に準ずる
B	16,101千円	外国人教員及び補助職員人件費 令和2年4月～3年3月 9人

これら2園は園ホームページ上でも常勤外国人教師による毎日の英語教育を園の特色としてPRしており、事業実施要綱に定める「外国文化(人)等との交流に要する講師招へい経費」ではなく、高・中・小のみの補助対象経費である「外国人教員等人件費」の性格を有するのではと考える。

ネイティブスピーカーによる外国語教育自体は、魅力ある私立学校づくりの補助目的に沿っており、これらの外国人人件費も含めて広く補助対象経費とするのであれば、要綱の補助対象経費要件を高・中・小の記載内容との整合性も踏まえて変更を検討されたい。

(意見 47) 補助金交付先と補助対象経費支払先について

学校法人Aが補助対象経費として委託費 8,601 千円を支払った業者は、Aが経営する別スクールであった。

補助金申請時の上記委託費に関する根拠資料は、振込履歴(振込元及び振込先とも同一法人)及び法人内部資料である給与台帳のみであり、支払先スクールからの請求書・領収書等は提出されていない。

自己取引又は関連事業者との取引については、価格の妥当性や架空経費でないことの確認等、外部第三者に対する支払よりも慎重な検討が必要であるが、この徴求資料だけでは検査調書作成時に慎重な検討を行うことは困難である。今後は、同様の経費支出については特別な検討を行い、検討履歴を残すべきである。

No.90	私立学校等退職金基金関係団体補助				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	子育て支援課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 44	終了年度	なし	
補助事業者	一般社団法人鹿児島県私立幼稚園退職金基金会社（以下、「退職金会社」）							
交付の根拠	鹿児島県私立学校等退職金基金関係団体補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	70,000,000 円			交付申請額	70,000,000 円			
				概算払の額	70,000,000 円			
補助の目的	私立学校教職員の身分の安定と長期の勤務を奨励するため							
事業の内容	退職金会社が会員に給付する退職資金の造成に要する資金の一部を助成する							
補助対象経費	退職金会社が会員に給付する退職金資金の造成に要する資金							
補助率	本文参照（予算を上限とする）							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支と財務の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
退職事業支出	277,193	県補助金	70,000
その他事業費支出	7,146	負担金収入	343,034
管理費支出	1,505	運用収入	25,830
退職事業引当資産取得支出	670,039	その他	612
当期収支差額	183,593	退職事業引当資産取崩収入	700,000
合計	1,139,478	合計	1,139,478

資産	金額	負債	金額
現金預金	196,256	流動負債	95
その他流動資産	3,791	退職事業引当金	2,510,573
退職事業引当資産	2,480,151	一般正味財産	169,530
合計	2,680,199	合計	2,680,199

(1) 県が本事業を補助する理由

県は、私立学校教職員の身分の安定と長期の勤務を奨励すること及び新制度施行に伴い増加する新規加入者に対する安定した給付制度を確立することを目的として、退職金会社が会員に給付する退職資金の積立ての一部助成として補助金を交付している。

(2) 補助金額の算定

予算の範囲内(交付要綱第 1 条)である 70,000 千円を交付している。

(意見 48) 実績報告について

交付要綱において実績報告書の添付決算書は収支報告書のみであり、貸借対照表は報告対象外としている。しかしながら、本補助金の目的は単年度の支出経費補助ではなく「基金(退職事業積立金)の造成の一部助成」、つまり《資産形成》であるため、補助の結果である退職事業積立金及びそれに見合う負債である退職事業引当金を表す貸借対照表の報告が必要である。

(意見 49) 概算払の理由について

退職金社団は、概算払申請理由を「基金の効率運用」としている。しかし、

- 県本体の資金運用実績よりも退職金社団の資金運用実績の方が良い(年度末まで県本体で運用するよりも、概算払先の退職金社団で運用した方が効率的=利回りが良い)
- 年度末の補助金交付時期ではなく、今この時期でなければ利回りの良い金融商品を購入することができない

等、「資産の効率運用」の具体的な理由は明記されていない。

概算払を可能とする要件は、交付規則第 16 条第 2 項『特に必要があると認めるとき』であることから、概算払は前例踏襲ではなく、合理的な理由を明記すべきである。

(意見 50) 退職事業積立資産の資産構成について

令和 2 年度末退職事業積立資産 2,480 百万円のうち 506 百万円は「仕組債」、843 百万円は「円建外債」、879 百万円は「債券等」(銘柄は財産目録でも記載されていない)で運用されているが、県は本補助事業の成果である退職事業積立資産を構成する当該債券の銘柄、リスクについての把握がなされていない。

仕組債とは、デリバティブが組み込まれた債券であり、為替・株価等により利息や元本が変動する特徴を持つ。仕組債の保有自体は否定しないが、商品によっては評価損や償還損が発生する可能性があるため、商品自体のリスク及び法人のリスク管理体制の把握が重要となる。加えて仕組債以外の債券についても法人資金運用ルールが過度にリスクを内包していないか、ルールどおりの運用がなされているか把握することが必要である。

資産運用に関する法人の判断は当然尊重されるべきであるが、

- ① 積立資産の一部として毎年度 70 百万円、累計 3,023 百万円を交付していること
- ② 本補助事業によって積み立てた退職事業積立資産は、交付規則第 21 条に定める財産の処分の制限の対象であること
- ③ 交付要綱第 10 条に当基金事業を適正に管理する旨定めていること

より、単なる渡し切り資金としての管理ではなく、補助の成果である積立資産が目減りするリスク及びそれを防ぐ法人の管理体制のモニタリングが必要と考える。

No.91	介護保険苦情処理体制整備事業補助金				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	高齢者生き生き推進課		
事象	事業費	形態	その他	開始年度	平 12	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県国民健康保険団体連合会							
交付の根拠	鹿児島県介護保険苦情処理体制整備事業費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	1,000,000 円				交付申請額	1,000,000 円		
					概算払の額	-		
補助の目的	介護保険制度における苦情処理業務の円滑な遂行に資するため							
事業の内容	介護保険苦情処理業務							
補助対象経費	補助事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当等、共済費(社会保険料のみ)、報償費、旅費、賃金、需用費、備品購入費、役務費、委託料、負担金、補助金、使用料及び賃借料)							
補助率	10/10 以内 (予算の範囲内)							
必要書類の確認 (規則 3~)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	○	○	○		

収支の要約 (金額 : 円)

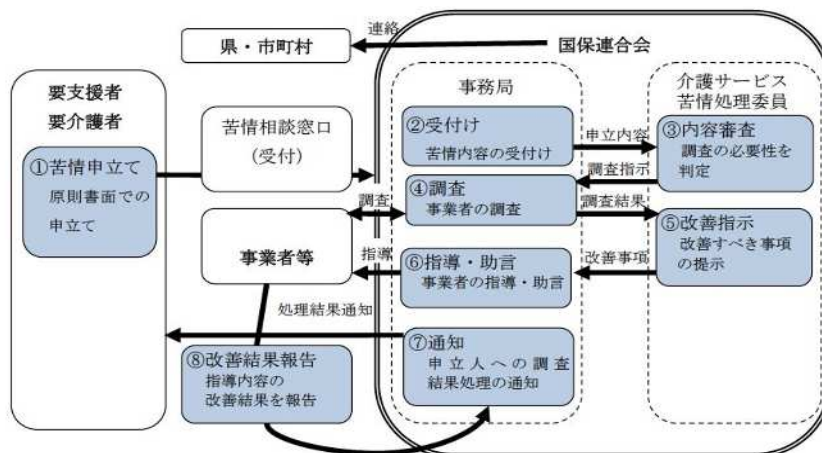
支出	金額	収入	金額
事業費	4,329,773	県補助金	1,000,000
		自己収入(当事業研修会受講料)	160,300
		自己収入(負担金等)	3,169,473
合計	4,329,773	合計	4,329,773

⑨ 補助対象事業のみ

(1) 苦情・相談対応の概要

鹿児島県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連」)は、介護保険法第176条第1項第3号に基づき、介護サービスの利用者及びその家族等からの相談に応じるとともに、苦情の申出(苦情申立て)を受け、指定事業者等に対し、介護サービス等の質の向上を目的とする調査を行い、調査結果により必要があれば事業所へ指導助言を行うこととされている。

事業概要は、下図のとおりである。



出典：鹿児島県
国民健康保険
団体連合会 HP

また、上記のほか、介護サービスの質の向上における事業者支援として、苦情相談事例の情報提供や研修会を実施している。

(2) 県が補助する理由

苦情相談業務は国保連の本来業務(介護保険法第 176 条)であるが、平成 15 年度より所要の財源措置(地方交付税措置)を行っていることを理由に、国より都道府県に本業務の財政支援に係る強い要請があったことが本補助金の継続支給の理由である。

なお、県は平成 12 年度から本業務に補助しているが、15 年度の増額は行っていない。

(3) 補助額の予算積算

本補助金の積算は、詳細な積算の下に算定されているのではなく、前年と同額である。これは、本事業が前述の国の要請を受け令和 2 年度も継続して行われること、国保連における本事業の補助対象経費が、例年、予算額の 1,000 千円を大幅に上回っていることから、詳細な積算は不要と判断されるためである。

なお、交付要綱第 1 条では『予算の定めるところにより鹿児島県国民健康保険団体連合会に対して予算の範囲内において補助金を交付するもの』と定めている。

(4) 補助実績の検証

本事業の主たる実績である苦情・相談の受付件数については、毎月国保連合会から報告を受けている。

No.93	高齢者友の会運営費補助				部局名	くらし保健福祉部		
					主務課	高齢者生き生き推進課		
事象	運営費	形態	定額	開始年度	昭 38	終了年度	なし	
補助事業者	国立療養所星塚敬愛園 高齢者友の会							
交付の根拠	鹿児島県高齢者友の会運営費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	50,000 円			交付申請額	50,000 円			
				概算払の額	50,000 円			
補助の目的	老人福祉の増進を図るため							
事業の内容	マイクロバスによる社会見学、敬老の日祝賀行事、ゲートボール大会の開催など							
補助対象経費	高齢者友の会の運営に必要な旅費、報償費、需用費、役務費							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
クラブ活動費	60,000	県補助金	50,000
教養文化費	100,000	会費収入 ※	32,040
総会費外	82,040	援助金・寄付金	160,000
合計	242,040	合計	242,040

※会費収入
30 円×89 人×12 月

国立療養所星塚敬愛園（鹿屋市、以下、「敬愛園」）は、全国に 13 か所ある国立ハンセン病療養所の一つであり、入所者による友の会への補助金である。運営費補助ではあるが、扶助費的要素が強い。

老人クラブに対しては、高齢者の生きがいと健康づくりを推進する観点から昭和 38 年度から助成が行われているが、敬愛園においては高齢者による自主的活動が行われてきたことから助成の対象とならず、別途「高齢者友の会」と位置付けた上で、47 年度から定額 50,000 円が助成されている。

なお、交付要綱では、「国立療養所奄美和光園高齢者友の会」も補助の対象とされているが、同会は役員の死亡等により継続が困難となり、平成 20 年 3 月 31 日で解散している。

金額的には僅少とはいえ、長年にわたり補助が行われており、既得権化している。

補助の継続の可否について、主務課では、『「らい予防法の廃止に関する法律」（平成 8 年法律第 28 号）が制定されたが、国立療養所に入所されている多くの方は、ハンセン病後遺症と高齢化に伴う種々の疾患を抱えており、これまでの療養生活の中での活動から一変して、地域社会での活動は困難なことから、当分の間は、引き続き、助成を行うこととしている。』との考えを示している。

主務課の考えに特に異存はない。ただし、必要性についての検討は、今後も適宜行っていただきたい。

No.96	老人福祉施設対策事業（軽費老人ホーム事務費減免額補助）				部局名	くらし保健福祉部				
					主務課	高齢者生き生き推進課				
事象	扶助費	形態	定額	開始年度	昭 38	終了年度	なし			
補助事業者	社会福祉法人心和会 外 19 者									
交付の根拠	鹿児島県軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱									
補助金の額 (交付確定額)	729,459,953 円			交付申請額	733,669,304 円					
				概算払の額	548,456,956 円					
補助の目的	居宅での生活が困難な低所得階層に属する高齢者が、低額な料金で軽費老人ホームを利用できるようにするため									
事業の内容	入所者が負担すべきサービスの提供に要する費用(事務費)を入所者の収入に応じて減免した設置主体(社会福祉法人)に対して、当該減免額を補助する。									
補助対象経費	<p>施設の運営に要する経費のうち、「鹿児島県軽費老人ホームの利用料等の額に関する要領」(「要領」)に基づき徴収すべき事務費の一部を減免した場合における減免した経費 ※事務費とは次に掲げる支出に充当した経費とする</p> <p>ア人件費・事務費支出 職員(非常勤職員・派遣職員含む)給料及び賞与支出、退職給付支出、法定福利費支出、福利厚生費支出、職員被服費支出、旅費交通費支出、研修研究費支出、事務消耗品費支出、印刷製本費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、修繕費支出、通信運搬費支出、会議費支出、広報費支出、業務委託費支出、手数料支出、保険料支出、賃借料支出、土地・建物賃借料支出、租税公課支出、保守料支出、渉外費支出、諸会費支出、雑支出</p> <p>イ事業費支出 医薬品費支出、診療・療養等材料費支出、保健衛生費支出、水道光熱費支出、燃料費支出、保険料支出、賃借料支出、車輛費支出</p> <p>ウその他 本部会計への繰入金、器具及び備品取得支出、退職給付引当資産支出、その他積立資産支出</p>									
補助金額	<p>補助金額 =</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> ① 上記事務費実支出額 ② 要領に定める事務費基準額(事務費+民間施設給与等改善費) のいずれか低い方 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">—</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;"> 事務費本人負担額 (金額は所得に応じて要領で定める) </td> </tr> </table>							① 上記事務費実支出額 ② 要領に定める事務費基準額(事務費+民間施設給与等改善費) のいずれか低い方	—	事務費本人負担額 (金額は所得に応じて要領で定める)
① 上記事務費実支出額 ② 要領に定める事務費基準額(事務費+民間施設給与等改善費) のいずれか低い方	—	事務費本人負担額 (金額は所得に応じて要領で定める)								
必要書類の確認 (規則 3~)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書				
	○	○	○	○	○	○				

軽費老人ホームとは、自立した日常生活を営むことが困難な低所得高齢者を低料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する老人福祉法に定める施設である。A型・B型・ケアハウスの3形態があり、このうち、本補助金の対象施設は、減免制度のあるA型及びケアハウスである。

【指摘4】 補助対象経費の過大報告について

事業者から提出された実績報告書を閲覧した結果、以下の補助対象経費につき過大報告が見された。

事業者	補助対象外経費と疑われる項目及び金額	顛末	交付済補助金への影響
甲	機械及び装置取得 支出:15,000千円	上表の補助対象経費に含まれない項目であるが、誤って補助対象経費として計上していた。なお、法人公表決算書上の当施設拠点区分資金収支計算書の機械及び装置取得支出はゼロ円であった。	左記3件減額修正後の事務費支出額 77,195千円 > 事務費基準額 73,193千円であることから、結果として補助金額への影響はなし。
	器具及び備品取得 支出:1,271千円 保健衛生費支出:35千円	新型コロナウイルス感染症関連補助金に対応する資産の取得支出を補助対象経費に含めていた。本来は重複する補助対象経費は計上できない。	
乙	業務委託費支出: 11,472千円の一部	業務委託費の給食費業者委託料に、給食材料費4,760千円が含まれていた。給食材料費は、補助対象外経費である ²⁸ 。	左記減額修正後の事務費支出額 24,743千円 > 事務費基準額 23,417千円であることから、結果として補助金額への影響はなし。
丙	業務委託費支出: 30,846千円の一部	業務委託費の給食費業者委託料に、給食材料費12,614千円が含まれていた。給食材料費は、補助対象外経費である。	左記減額修正後の事務費支出額 88,070千円 > 事務費基準額 76,490千円であることから、結果として補助金額への影響はなし。
丁	業務委託費支出: 11,843千円の一部	業務委託費の給食費業者委託料に、給食材料費5,340千円が含まれていた。給食材料費は、補助対象外経費である。	左記減額修正後の事務費支出額 31,729千円 > 事務費基準額 22,193千円であることから、結果として補助金額への影響はなし。

本補助金の対象経費は多岐にわたることから、誤りも多くなりがちである。加えて法人の決算確定より前に補助金精算内訳書を提出するため、結果として法人決算数値と補助金精算内訳書に差異が生じることが多い。

主務課では後日法人決算書を手に入れているが、それに対するモニタリングや指導は十分とは言えない。全件を詳細にチェックする必要はないが、少なくとも

- 補助金精算内訳書の各勘定科目数値について、金額の大きな項目につき前年度や他事業者との比較
- 後日入手した決算書（拠点別資金収支計算書）との整合性
- コロナ関連補助金等、他の補助金が補助事業者に交付されていると想定される場合は、事前に重複補助金の補助対象経費の取扱いについて周知

等のモニタリングは必要と考える。

²⁸ 平成28年3月31日厚生労働省社会・援護局等通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」において、給食業務を外部委託している施設又は事業所にあつては委託費のうち材料費を給食材料費として計上する旨明記されている。

商工労働水産部の補助金

No.97	中小企業連携組織対策事業費補助金				部局名	商工労働水産部	
					主務課	商工政策課	
事象	運営費	形態	その他	開始年度	昭 31	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県中小企業団体中央会						
交付の根拠	鹿児島県中小企業連携組織対策事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	112,105,320 円			交付申請額	112,105,320 円		
				概算払の額	112,105,320 円		
補助の目的	中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため						
事業の内容	1 組合等に関する相談、指導等(金融及び信用保証に関する相談、指導並びにあっせん、税務及び経理に関する相談、指導 など) 2 1に関する懇談会、研修会及び講習会等の開催 3 1に関する調査及び研究並びに情報の提供 4 組合の監査指導 5 商工関係法令、中小企業施策及び各種制度の紹介並びに普及						
補助対象経費	1 人件費(中央会指導員及び職員設置費(給料、期末手当、福利厚生費等)) 2 人件費的経費(福利環境整備費等(福利環境整備費、特別研究指導費)) 3 事業費 <u>創業連携人材養成等支援事業</u> (1)組合等の指導事業費 ① 中央会指導員等研究会開催事業費 ② 組合等の支援事業費(旅費、研修受講費、庁費、ファクシミリ設置費 など) (2)IT関係費 ① 組合指導情報整備事業費 ② ネットワーク運営費等 <u>創業連携情報収集・発信事業</u> (1)調査費 (2)広報費 ① 情報提供事業費 ② 資料収集加工費 ③ 中小企業団体情報連絡員設置費						
補助率	中小企業連携組織等支援事業費は3分の2以内であって、知事が別に定める額。その他の経費は、知事が別に定める額。						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	—	○	○	○	○	

収支の要約 (金額：千円)

支出	金額	収入	金額
中小企業連携組織対策事業(事業費)	25,385	補助金収入 ※	115,952
中小企業連携組織対策事業(人件費)	104,977	賦課金収入	29,702
全国中央会補助事業	3,668	全国中央会補助金収入	3,553
受託事業	56,349	受託事業収入	60,017
管理費	15,872	65周年記念事業収入	1,000
雑支出等	12,906	雑収入	16,311
その他	7,376		
合計	226,538	合計	226,538

※内訳は、県補助金 112,105,320 円、県補助金(アフターコロナ対応事業) 287,000 円、各市町村等補助金 3,560,000 円である。

本補助金は、昭和 31 年から中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、鹿児島県中小企業団体中央会（以下、「中央会」）に対して、予算の範囲内において交付しているものである。今回の 152 件の中では、2 番目に交付年数が長い。

本補助金については表記の交付要綱のほかに、補助金の経費の具体的基準等を定めた鹿児島県中小企業連携組織対策事業費補助金の運用基準が定められており、これに基づいた運用がなされている。また、中央会が行う鹿児島県中小企業連携組織対策事業費補助金に関する中小企業連携組織推進指導事業の適切かつ円滑な実施を図ることを目的として、鹿児島県中小企業連携組織対策事業の実施方針が定められており、中小企業連携組織推進指導事業の内容等が規定されている。

中央会から、指導件数、研修会実施内容等の報告がなされており、補助金の有効性について一定の検討がなされている。

県における中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進する補助金であり、有用なものであると考える。

No.98	小規模事業経営支援事業費補助金				部局名	商工労働水産部	
					主務課	商工政策課	
事象	運営費	形態	その他	開始年度	昭 35	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県商工会連合会 外 49 者						
交付の根拠	鹿児島県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	1,757,125,003 円			交付申請額	1,819,785,168 円		
				概算払の額	1,757,125,003 円		
補助の目的	小規模事業者の振興と安定に資するため						
事業の内容	(1)商工会、商工会議所及び県商工会連合会(以下、「県連合会」)が商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第4条第1項に基づいて行う小規模事業者の経営改善発達のための事業 (2)県連合会が小規模事業者支援法第4条第1項に基づいて行う商工会に対する指導事業 (3)商工会議所又は県連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業						
補助対象経費	(1)補助対象職員の設置(配置)費(給料、期末手当、福利厚生費等) (2)指導事業費(旅費、事務費等) (3)資質向上対策事業費(研修事業費、資質向上対策推進事業費等) (4)経営指導推進費(嘱託専門指導員謝金、エキスパートバンク事業費等) (5)小規模事業施策普及費 (6)指導施設建設費 (7)情報ネットワーク化等推進事業費 (8)指導環境整備費 (9)青年部・女性部活動推進事業費 (10)創業・経営革新支援事業費 (11)広域振興等地域活性化事業費 (12)広域連携等対策事業費 (13)地域中小企業支援事業費 (14)経営安定特別相談事業費						
補助率	福利厚生費及び指導施設建設費は2分の1以内であって、知事が別に定める額。その他の経費は、知事が別に定める額。						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

今回の 152 件の中で最も交付額が多い補助金であり、「運営費補助金」(6 ページ)の 63%をこの補助金が占めている。交付開始年度も昭和 35 年度からと古いが、平成 18 年度から県単独財源による交付となっている。

令和 2 年度の交付額内訳は、商工会(38 商工会)へ 1 億 6,554 万円、商工会議所(11 商工会議所)へ 4 億 2,136 万円、県連合会へ 12 億 408 万円となっている。

商工会議所及び県連合会が経営指導員等の設置に要する経費、商工会等が指導事業に要する経費など、商工会、商工会議所及び県連合会の運営に要する多くの経費が補助対象とされているが、経費項目別で見ると、人件費が最も多額であり、たとえば、県連合会の人件費だけで 10 億 4,955 万円である。

本補助金については、表記の交付要綱のほかに、補助金の経費の具体的基準等を定めた「鹿児島県小規模事業経営支援事業費補助金運用基準」が定められており、これに基づいた運用がなされている。また、商工会等及び県連合会が行う経営改善普及事業並びに県連合会が行う商工会指導事業等の適切かつ円滑な実施を図ることを目的として、「鹿児島県経営改善普及事業等実施方針」が定められており、経営改善事業の内容等が規定されている。

このほか、関連する法律として、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）がある。

商工会、商工会議所及び県連合会から、指導件数、講習会開催回数等の報告がなされており、補助金の有効性について一定の検討がなされている。

県内の小規模事業者の振興と安定に寄与する補助金であり、基本的に有用なものであると考える。

「女性部」で実施する事業について

補助対象となっている事業に、「女性部」についての事業（「青年部・女性部活動推進事業」）が含まれている。

「女性部」が行っている事業には社会的意義もあると思われるが、とりわけ性の多様性と人権との関係が重視される現代社会において、「女性部」という性別で区分した事業体で行うことの必要性については疑問視する見方もある。

これについて、県は、『県連合会の女性部及び各商工会議所の女性会（以下、「女性部等」）では、女性経営者や個人事業者の女性会員等を対象に、商工業に係る経営知識や女性活躍推進に係る研修会等を実施するとともに、参加者同士が交流する機会を設け、女性同士の人的ネットワークの構築、強化の促進等が図られており、これらの取組は、商工業に携わる女性の能力向上や経営への参画意欲を高めることにつながり、商工業の振興はもとより、ジェンダーギャップの解消にも資するものであるとの考えから、県としては、女性部等が実施する事業を引き続き支援する必要がある。』との見解を示している。

No.99	企業立地促進補助金				部局名	商工労働水産部		
					主務課	産業立地課		
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 60	終了年度	なし	
補助事業者	サンキョーミート株式会社 外 20 者							
交付の根拠	鹿児島県企業立地促進補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	780,582,000 円			交付申請額	780,582,000 円			
				概算払の額	-			
補助の目的	県内における企業の立地を促進し、本県産業の振興と雇用の増大を図るため							
事業の内容	-							
補助対象経費	設備投資額及び新規雇用者数に応じた経費の一部							
補助率	※補助対象施設が「専ら製造業の用に供する施設」の場合 ・設備投資額が 10 億円以上、かつ、新規雇用者数が 30 人以上の場合、設備投資額の 100 分の6 (知事が特に必要と認める場合で別に定めるものは 100 分の 10) に相当する額 (交付限度額 10 億円) ・設備投資額が 10 億円未満又は新規雇用者数が 30 人未満の場合、設備投資額の 100 分の2 に相当する額に、新規雇用者数に 30 万円を乗じて得た額を加えた額 (交付限度額 6 千万円)							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	-	○	○		

⑨ 本補助金は、補助対象施設別に交付要件、補助率（補助金額）、交付限度額が定められており、表の「補助率」は「専ら製造業の用に供する施設」の場合のものを記載している。

本補助金は、県内に事業所を有しない者が県内に事業所を「新設」する場合又は県内に事業所を有する者が県内に事業所を「増設」する場合で、県と直接又は県を立会人として市町村と立地協定を締結した事業者を対象に、設備投資額に所定の割合を乗じた額又はこれに新規雇用者数に応じた所定の額を加算した額を助成するものである。補助対象業種は、製造業をはじめソフトウェア業、情報処理サービス業、貨物運送業、4年制大学など比較的幅広いものとなっている。

交付先 21 件の中から、交付額が最も多い先 (212,630 千円) と最も少ない先 (1,800 千円) の 2 件を選定して検討を行った。交付額の多寡は設備投資額の大きさ及び新規雇用者数の多寡によるものであり、交付手続には違いはない。

(意見 51) 交付要綱との要件適合性について

選定 2 件のうち、交付額 1,800 千円の事業者は東京に本社を置くシステム開発の受託等を業とする会社で、喜界町でソフトウェア開発やWEBコンサルティングなどを行うために事業所を「新設」したものである。業務は喜界町内の貸ビルの 1 室を借りて行っており、新設に伴う設備投資はないため、新規雇用者数に応じた補助金 (6 人×30 万円 (うち 2 人は東京からの配転者)) のみが交付されている。

県外企業の誘致と雇用の増大という点では確かに補助の趣旨に適ってはいるが、交付要綱は、事業所の「新設」を『…新たに用地を取得 (使用貸借及び賃貸借を含む。) して事業所を建設又は購入 (使用貸借及び賃貸借を含む。…) することをいう。』と規定しており (第 2 条 (3))、貸ビルの 1 室の賃借が果たして「用地の取得」に当たるものなのか、釈然としない。

また、要綱は、一定程度の設備投資があることを前提として補助金の算定基準を示しているよ

うに読めるが（別表（第2条、第3条関係）、本件のように「設備投資額²⁹」がゼロの場合でも（新規雇用者数の要件だけで）補助の対象となるのか、明確ではない。操業開始日から10年以上の事業所の操業継続が交付要件の一つに挙げられてはいるが（第3条（4））、設備投資の負担がなければ事業が思惑どおりにいかなかった場合の撤退も容易ではないかと思う。

加えて言えば、事業所新設計画での総投資額「1,438千円」に対し、これを上回る1,800千円が助成される形となっており、補助の意義に照らして疑問を禁じ得ない。

本件は、事例としてはレアケースなのかもしれないが、補助の対象、交付要件等についてももう少しわかりやすい整理が必要ではないか。

（意見 52）補助金の統合又は整理の検討について

本補助金は、県外からの投資を呼び込むために設備投資額に対して定率の補助をするという点で後記の「生産設備投資促進補助金」（No.101）とよく似ている。No.101の方は補助の対象となる業種、施設が限定されてはいるが（製造業、専ら製造の用に供する施設、設備投資額3億円以上）、立地協定の締結、工場適地での事業所の設置、操業開始後10年以上の操業継続など重なる要件も多い。

交付額が最も多い先として選定したサンキョーミート社（志布志市）は、生産能力増強に向けた工場増設（設備投資額3,543,836千円）に係る案件であるが、同社は伊藤ハム株式会社（兵庫県西宮市）の100%子会社であるため、No.101の交付要綱に定める「進出企業」（県外に本社又は親会社がある者）に該当するものでもある。本件は、設備投資額の下限基準や雇用者要件などもクリアしているため、No.101での適用も可能ではあった。

仮にNo.101によった場合、補助金の額は70,876千円（ $=3,543,836 \text{千円} \times 2\%$ ）と算定され、本件の場合に比べて141,753千円少ないものとなる。

要綱に定める基準に則って補助金は算定されているため、算定額や手続に問題があるわけではないが、同様又は類似の補助金が存在する場合、同じ「増設」の案件でありながら、本件のように細かな要件の違いによって交付額が大きく異なる結果となる可能性があるのは否定できない。公平性の観点から、算定基準のあり方等について検討の余地があると考ええる。

本補助金は「雇用の増大」を、No.101は「雇用の維持」を図ること、という趣旨の微妙な違いはあるが、企業を招致して県産業の振興を図り、もって雇用の確保に資するという点において違いはないと思う。

交付事務の効率化の観点からも、両補助金の統合又は整理の可否について検討されてはどうか。

²⁹ 交付要綱では、「設備投資額」を『事業所並びに事業の用に供する機械設備及び附属施設のうち、（中略）固定資産に該当するものの取得価格（中略）並びにこれらに類する経費として知事が必要と認める経費の合計額をいう。』と規定している（第2条（5））。

No.100	鹿児島臨空団地企業立地促進補助金					部局名	商工労働水産部	
						主務課	産業立地課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 18	終了年度	なし	
補助事業者	株式会社渡辺興産 外 1 者							
交付の根拠	鹿児島臨空団地企業立地促進補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	345,907,000 円		交付申請額	345,907,000 円				
			概算払の額	-				
補助の目的	鹿児島臨空団地における企業の立地を促進し、本県産業の振興と雇用の増大を図るため							
事業の内容	-							
補助対象経費	臨空団地の土地購入費							
補助率	売買代金のうち、有効敷地に係る売買代金に次の表（※）に掲げる乗率を乗じて得た額及び法面に係る売買代金に 100 分の 100 を乗じて得た額の合計額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。なお、取得した土地の面積について次の表に掲げるものに満たない場合で、知事が特に認めるものに限り、有効敷地の乗率を 100 分の 10 とする。							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	-	○	○		

(※) 「次の表」(交付要綱第 3 条第 2 項)

業種	取得した土地の面積	乗率
製造業	6,000 m ² 以上	100 分の 35
道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	100 分の 10
	10,000 m ² 以上	100 分の 35
知事が特に認める業種	2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	100 分の 10
	10,000 m ² 以上	100 分の 35

鹿児島臨空団地(所在地:霧島市溝辺町及び隼人町、団地総面積:23.5ha)は、鹿児島県土地開発公社が事業主体となり分譲を行っていたものであるが、平成 25 年度で公社が解散したため、県が代物弁済で用地を取得したものである。不動産鑑定評価に基づく取得価格は 42 億 5,854 万円(27,000 円/m²)であった³⁰。

本補助金は、団地内に事業所を設置した者に対し、土地購入費の一部を補助するものであり、平成 18 年度から令和 2 年度までの補助実績は 11 件、補助金合計は 10 億 4,476 万円である。

用地の分譲価格は 28,168 円/m²(法面は 9,390 円/m²)であるが、補助金交付後の実質価格は法面部分を含め 17,100 円/m²程度となる(補助率 35%の場合)。

所在地は路線価が付されていない地域のため「時価」を見積もるのが難しいが、霧島市の評価では 5,595 円/m²~6,755 円/m²(雑種地補正率適用後)の価格となっており(産業立地課長宛「固定資産評価額相当額について(回答)」令和 2 年 3 月 6 日 霧島市長)、補助金制度を適用しても依然割高であることは否めない。ただ、もともとの取得価格が高かったこともあり、仕方がないところがある。

³⁰ 経緯等は、県の平成 25 年度「包括外部監査結果報告書」225~232 ページを参照。

（意見 53）補助金の手法による効果について

事務としては、土地の売買と補助金の交付とで分けられているが、土地の購入事業者全てに補助金が交付されていることに鑑みれば、補助というより代金の一部払い戻しであり、最初から補助金相当額を値引きして分譲したのと効果において実質的な違いはない。

この点について、主務課に理由（なぜ補助金なのか）を聞いたところ、値引きして分譲した場合、周辺の地価に影響を及ぼす恐れがあるからとのことであった。

しかし、都市部など周辺が住宅や商業施設等で囲まれた地域ならともかく、空港に隣接した工場用地（雑種地）であり、そもそも利用区分や評価の仕方も異なるため、仮に価格を下げたとしても周辺地価に影響を及ぼすとは考えにくい。

「定価」で分譲して、後からキャッシュバックした方が企業の立地に対するインセンティブが働くのかもしれないが、効果に実質的な違いがないとすれば、最初から補助金相当額を考慮した価格で分譲した方が、少なくとも後の面倒な手続は踏まなくて済む。そもそも、交付要綱の対象業種、取得面積要件と「鹿児島臨空団地分譲・貸付要領」の申込資格、分譲規模要件は同じであり、土地の購入と補助金の交付とはセットになっていると言ってよい。

補助金による手法の方が、明らかに誘致効果が大きいということであればこれ以上意見するものではないが、そうでないのであれば、事務負担の軽減の観点から、今後も同様の手法によるとするのか、検討の余地はあるかと思う。

なお、仔細だが、購入する側からすれば、契約金額が下がると印紙税の税率が低くなる場合があるので、この場合、僅かながらも経費削減になる。現に、1社については、売買価格が5億円超であったため契約書には16万円分の収入印紙が貼られていたが、補助金交付後の価格で見れば6万円でもよかったことにはなる。

No.101	生産設備投資促進補助金				部局名	商工労働水産部	
					主務課	産業立地課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 60	終了年度	なし
補助事業者	京セラ株式会社 外 8 者						
交付の根拠	鹿児島県生産設備投資促進補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	371,545,000 円			交付申請額	371,545,000 円		
				概算払の額	—		
補助の目的	県内における進出企業の設備投資を促進し、本県産業の高度化と雇用の維持を図るため。						
事業の内容	—						
補助対象経費	専ら製造の用に供する施設（増設又は更新設備の投資額）						
補助率	設備投資額の 100 分の 2 に相当する額に、移転経費の 2 分の 1 に相当する額を加えた額以内						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	—	—	○	○	

県外に本社又は親会社がある企業（「進出企業」）で、県と直接又は県を立会人として市町村と立地協定を締結した事業者を対象に設備投資額の一部を助成するものである。補助対象業種は「製造業」である。

交付先 9 者の中から、交付額が最も多い先（214,964 千円）と最も少ない先（6,002 千円）の 2 者を選定して検討を行った。交付額の多寡は設備投資額の大きさによるものであり、交付手続には違いはない。

なお、交付額 6,002 千円の事業者は国庫補助金も受けており、取得設備について補助金相当額（192,273 千円）を圧縮記帳³¹している。県の交付額は圧縮記帳後の取得価額（300,105 千円）を基礎として算定されたものである。

交付要綱では、県が交付する他の補助金との重複適用は認めていないが（第 3 条（5））、国庫補助金については特に定めはないため、規定上、抵触しているわけではない。

（意見 54）交付決定審査について

交付要綱では『…操業開始の日から起算して 10 年以上、当該事業所の操業を継続すること。』が交付要件の一つに挙げられているが（第 3 条（6））、交付決定審査では、いずれも継続の「見込み」で「適」とされている。事業概要説明書（第 6 号様式）の「事業計画」欄に年間の売上数量や売上高等の数値が示されてはいるが、これだけでは継続の可否を判定するには材料が乏しいと思う。将来に関することであり、不確定要素も多く、見込みで決定せざるを得ないのは理解できるが、説明責任を果たす上では、もう少し詳しいデータや計画を確認しておくことが必要ではないか。

³¹ 「圧縮記帳」：国や地方公共団体から補助金をもらって機械や設備等の固定資産を取得した場合に、取得価額から補助金相当分を減額（圧縮）して帳簿価額を切り下げるもの。収益（補助金収入）と損失（圧縮損）とが相殺されるので、その年度の課税所得を少なくすることができる。税の減免ではなく、「課税の繰り延べ」である（法人税法第 42 条ほか）。

No.102	下請企業振興事業補助金					部局名	商工労働水産部	
						主務課	産業立地課	
事象	運営費	形態	定率	開始年度	昭 52	終了年度	なし	
補助事業者	公益財団法人かごしま産業支援センター							
交付の根拠	鹿児島県下請企業振興事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	27,667,517 円				交付申請額	28,870,233 円		
					概算払の額	27,464,000 円		
補助の目的	下請企業の安定と振興を図るため							
事業の内容	業務運営事業 ①指導員、専門調査員等の人件費及び退職給付引当金 ②産業会館料 支援体制整備事業 ①下請システムに係る機器管理費 ②情報連絡会議への参加旅費 外							
補助対象経費	公益財団法人かごしま産業支援センターが指導員及び指導補助員を設置して次に掲げる事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内において補助する。 (1)業務運営事業(2)業務管理事業(3)支援体制整備事業(4)人材育成・情報提供等事業							
補助率	知事が別に定める額							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
業務運営事業費	27,187	県補助金	27,667
人件費 ※	23,950		
産業会館借館料	3,237		
支援体制整備事業費	479		
合計	27,667	合計	27,667

※人件費は、指導員4人の給与、諸手当、賞与等と専門調査員1人の報酬等

公益財団法人かごしま産業支援センター（以下、「支援センター」）は、県が20億5,592万円（出資比率74.9%）を出資する団体であり（令和3年3月末）、理事長はじめ専務理事、事務局長など幹部に県OBが就いている。現職も8人（中小企業支援課4人、産業立地課4人）が出向しており（令和3年6月現在）、ほかに非常勤の県OBもいることから、実質的には県と一体の団体と言ってもよい。

本事業は、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第23条³²に基づくものであり、鹿児島県においては支援センターが下請企業振興協会として事業を担っているため、これに県が補助を行っているものである。

補助金の交付額と出損金の取り崩しについて

ここ数年、県の出損金は減少している。これは、事業費の一部を補填するため、指定正味財産の取り崩しが行われているからである。過去においては、県が補助金を交付することで不足分を

³² 下請中小企業振興法第23条（抜粋）

国及び都道府県は、「下請企業振興協会」に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導と助言を行うように努めるものとする。

賄っていたが、県の財政も厳しい状況にあつて、「基金」（指定正味財産のうち、特定資産で持っている「新産業開発基金」と「新事業等挑戦支援基金」）の取り崩しで対応することとしたものである³³。このため、補助金の交付額自体は以前より減少しているが、その分、基金の取り崩し額は増加している。前々年度は53,051千円、前年度は80,709千円、令和2年度は86,129千円が取り崩され（取り崩し額は「受取寄付金」に振替）、事業費に充てられている格好である。補填の形は違うが、県の拠出金で賄われている点において違いはない。

あくまで試算であるが、今後も状況が変わらないとした場合、現状の基金残高（約14億2,000万円）に照らすと、仮に毎年8,000万円ずつの取り崩しが行われると、あと17年ほどで基金を食い潰すことになる。また、令和2年度と同額程度の補助金の交付が継続されるとすると、毎年度の県の資金流出額（実質負担額）は合計で1億円を超えることになる。

県は、基金の取り崩しは少なくする方向で考えているとのことであるが、そのためには収支改善が喫緊の課題である。

支援センターの収益と事業費の状況（金額：千円）

項目	平30	令元	令2
基金振替前経常収益(a)	247,069	261,909	336,434
事業費合計(b)	325,362	370,858	393,377
人件費 ※	203,288	230,633	217,188
うち「報酬」	92,331	101,102	111,255
使用料及び賃借料	23,914	21,246	28,169
収支差額(a)-(b)	△78,293	△108,949	△56,913

（正味財産増減計算書より）

※「人件費」は、報酬、給料手当、福利厚生費、退職給付費用、賞与引当金繰入額、賃金、謝金の合計額。

（意見 55）支援センターの事業費のあり方について

補助事業の実績報告（業務遂行状況）などは月次で詳細になされており、これを見る限り補助の意義や効果はあると思うが、補助対象経費を含めた事業費のあり方については、県として留意する必要がある。

「報酬」が人件費の大きな割合を占め、増加傾向にあることの当否や「使用料及び賃借料」の減額改定の可否など、見直すべきところや検討すべき事項は多いのではないかと思う。

³³ 詳細は、県の平成25年度「包括外部監査結果報告書」145ページを参照。

No.105	労働者福祉促進補助事業				部局名	商工労働水産部	
					主務課	雇用労政課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 37	終了年度	なし
補助事業者	一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会						
交付の根拠	鹿児島県労働者福祉促進事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	951,409 円			交付申請額	1,300,000 円		
				概算払の額	—		
補助の目的	労働者の福祉を増進するため。						
事業の内容	鹿児島県労働者福祉協議会が企画・実施する労働者福祉活動のための事業で、次に掲げるもの (1)調査・研究事業 (2)研修・啓発事業 (3)スポーツ・文化活動事業 (4)その他、特に知事が必要と認める事業						
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費で、次に掲げるもの (1)賃金(2)報償費(3)旅費(4)需用費(5)役務費(6)委託料(7)使用料及び賃借料						
補助率	知事が別に定める金額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	—	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
調査・研究	295,778	県補助金	951,409
研修・啓発	655,631	会費等収入	0
合計	951,409	合計	951,409

一般社団法人鹿児島県労働者福祉協議会（以下、「協議会」）は、労働者福祉の増進と社会保障確立に寄与することを目的として昭和34年に設立された団体である。平成25年に一般社団法人へ移行している。

協議会が企画・実施する労働者福祉事業のうち、調査研究及び研修啓発事業に対して、補助金が交付されており、平成19年以降、毎年131万円の交付額となっている。

令和2年度は、当初131万円で交付決定がなされていたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、研修の参加人数を減らしたり、中止した事業もあったため、支出額が減り、95万1,409円の実績となっている。当初は、補助金131万円、会費収入等191万5,000円（主務課の説明によれば、会費収入等とは、研修参加者から徴収するものではなく、協議会が負担する金員であるということである。）の合計322万5,000円を収入金額として計画していたが、上記のとおり事業の縮小に伴い支出額が95万1,409円となったことから、支出額全額を県補助金で負担する結果となった。

補助事業の実施に関する報告を見る限り、研修、イベントの具体的内容、参加者の人数・属性等が記録に残されていない。主務課によれば、研修・イベントについて、これまでに参加者に対するアンケートが実施されたかも不明であるとのことである。

（意見56）完了検査及び記録について

主務課によれば、年に1回、協議会に県職員が出向き、補助金の利用が適切になされているか、検査を行っており、その際に、領収証等の確認や研修の具体的内容を確認しているとのことである。

った。しかし、記録に編綴されている「令和2年度労働者福祉促進事業完了検査」との文書には、領収証等の確認を行ったことや研修等の具体的内容の確認を行ったことなどは、何ら記載されていない。わざわざ検査のために県職員が補助金の交付先に出向いて前記事項について検査、確認を行っているのであれば、その点を記録に残すべきである。そのような記録があれば、検査においてどのような確認を行っているのか、確認ができるし、また、次の担当者等が、研修の有効性を検討する資料にもなるからである。

(意見 57) 参加者の募集方法について

各種イベントの参加者募集方法について確認したところ、協議会ないしその構成員である連合鹿児島において参加者の募集がなされているとのことであった。本補助金は「労働者」を対象としているところ、それらの団体に関係のない県内の労働者が本イベントを知る機会が乏しく、事実上参加できないのであれば、公平性の観点からは疑問もある。

(意見 58) 補助の有効性等の評価について

昭和37年から長年にわたり交付されている補助金であるが、主務課の説明によれば、毎年予算作成段階で財政課のヒアリングがある以外に、部局において、補助金の有効性についての検討や、見直しはこれまで特にしていないとのことであった。

研修等についても、その内容、参加者数も特に記録に残っておらず、有効性について積極的に検討しようとの姿勢自体が欠けている。

また、当県以外の九州各県の状況を調査した結果によれば、宮崎や沖縄では、同趣旨の補助金はない。

以上を踏まえると、客観的にみて、現時点において、本補助金の有効性、必要性に疑問があると言わざるを得ない。本補助金を存続させるのであれば、少なくとも担当部局において、本補助金が、現時点において必要であり、有効であること、また補助額が必要な金額であることを説明することが必要である。

また、交付要綱において、補助金の交付先は協議会と定められているが、「労働者の福祉を増進するため」の本補助金の交付先について、協議会以外に存在しないことについても、説明できるようにする必要がある。

No.107	環境にやさしい養殖生産推進事業補助金				部局名	商工労働水産部	
					主務課	水産振興課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 18	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県かん水養魚協会						
交付の根拠	水産業振興補助金等交付要綱、環境にやさしい養殖生産推進事業実施要領						
補助金の額 (交付確定額)	300,000 円			交付申請額	300,000 円		
				概算払の額	-		
補助の目的	養殖漁場環境の現況を的確に把握し、改善策の検討等の方策を実施することにより、養殖漁場の持続的利用と安定的な養殖生産を図る						
事業の内容	漁業環境調査、モニタリング調査及び輸入種苗魚病調査						
補助対象経費	県が指定した団体が当該事業を行うのに要する経費						
補助率	2分の1以内						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
漁場環境調査	110,550	県補助金	300,000
モニタリング調査	874,500	県かん水養魚協会	765,050
輸入種苗魚病調査	80,000		
合計	1,065,050	合計	1,065,050

鹿児島県かん水養魚協会は海水養殖魚類の種苗確保や養殖指導などを主な事業とする団体であり、一般社団法人全国海水養魚協会（神戸市）の鹿児島県における会員である。

（意見 59） 調査結果の分析について

漁業環境調査、モニタリング調査及び輸入種苗魚病調査が実施され、この結果を記載した報告書（「令和2年度環境にやさしい養殖生産推進事業報告書」）が県に提出されている。これにより、養殖漁場環境等の現況の把握という政策目的については達成されていると考えられるが、報告書には結果の分析や改善策の検討結果の記載がない。

報告書には、モニタリング検査の結果として、オキシテトラサイクリン（OTC）が検出された検体があったことが記載されている。これについての改善策の検討が必要なのであれば、改善策を検討した上で検討結果が記載されるべきであるし、基準値を下回っている（基準値が 0.2ppm であるところ、0.06～0.09ppm の検体があったことが同報告書に記載されている。）等の理由で改善策の検討が不要なのであれば、その旨、根拠とともに明記した方がよい。

また、報告書には漁場環境調査の調査結果についても、化学的酸素要求量（COD）、硫化物等についての数値の記載はあるが、その数値についての分析結果の記載がない。

本補助金の目的が『養殖漁場環境の現況を的確に把握し、改善策の検討等の方策を実施することにより、養殖漁場の持続的利用と安定的な養殖生産を図る』ということからすると、養殖漁場環境についての調査を行ったことは確認できるものの、調査結果についての分析が不十分であると考えられる。

No.112	漁業共済赤潮特約事業費補助金				部局名	商工労働水産部	
					主務課	水産振興課	
事象	その他	形態	定率	開始年度	昭 50	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県漁業共済組合						
交付の根拠	鹿児島県漁業共済赤潮特約事業費補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	80,571,307 円			交付申請額	75,986,091 円		
				概算払の額	-		
補助の目的	養殖漁業者の漁業共済掛金の負担軽減を図り、その経営の安定に資するため。						
事業の内容	養殖共済赤潮特約における純共済掛金に相当する部分を、国と県とで補助するもの(国:3分の2、県:3分の1、共済契約漁業者の掛金負担はなし。)						
補助対象経費	中小漁業者が組合に支払うべき赤潮特約に係る純共済掛金						
補助率	補助対象経費から漁業災害補償法第 195 条の 2 及び同法施行令第 27 条で定める額 (3 分の 2 相当) を差し引いた額。						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

収支の要約 (金額 : 千円)

支出	金額	収入	金額	
掛金	241,713	県補助金 ※	80,571	※掛金を個別契約ごとに算出しているため、掛金の合計額の3分の1の金額と県補助金の金額とは一致していない。
		国補助金	161,142	
合計	241,713	合計	241,713	

本補助金は、養殖業で赤潮特約がある養殖共済の共済契約者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち、純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものの3分の2を国が補助し(漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第195条の2第1項、同法施行令第27条)、3分の1を県が補助するものである。

関連する条項として、漁業災害補償法第195条の2第2項がある。同項には、『…地方公共団体は、当該水域において営む養殖業で同項ただし書の農林水産省令で定めるものに係る養殖共済の共済契約で同項ただし書に規定する特約があるものを締結している者に対し、当該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るもの(前項の規定による補助に係る部分を除く。)について財政上の援助に努めるものとする』と規定されている。

本補助金は、異常赤潮損害てん補特約に伴う養殖共済純掛金の掛金補助を行い、養殖漁業者の漁業共済掛金の負担軽減を図ることを目的とするものであるが、その目的には公益性があり、補助の内容も、その目的を達成するために相当な内容である。

なお、本補助金は、変更交付決定がなされている。これは、赤潮特約の掛金が9月末及び3月末の契約尾数を基にした共済金額により算定されるところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、①需要減少による在池尾数が増加したこと、②出荷価格の下落に伴い養殖共済への加入が増加したことにより、契約尾数が約140万尾増加する見込みとなり、掛金もそれに伴い増加する見込みとなったため、変更交付決定がなされたものである。

No.114	漁船海難遺児救済費補助金				部局名	商工労働水産部		
					主務課	水産振興課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭 52	終了年度	なし	
補助事業者	鹿児島県漁船海難遺族援助会							
交付の根拠	鹿児島県漁船海難遺児救済費補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	30,000 円			交付申請額	30,000 円 (変更後)			
				概算払の額	-			
補助の目的	漁船海難遺児を経済的に援助し、社会有用の人材育成と漁業経営の安定に寄与する。							
事業の内容	本文参照							
補助対象経費	鹿児島県漁船海難遺族援助会が行う漁船海難遺児(小・中・高校生)に対する救済対策事業に要する経費							
補助率	各遺児1人当たり年額 15,000 円							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	-	○	○	○		

鹿児島県漁船海難遺族援助会（以下、「援助会」）では、県の漁協に属する組合員で、漁業従事者、海難等の災害により死亡若しくは行方不明となった者の遺族に対し、救済対策事業として学資の給付や見舞金等の給付を行っている。このうち、学資の給付分に対し、その一部を県が補助しているものである。

援助会では、県内各漁協からの遺族実態調査票を基に選考委員会で給付対象者を決定しており、令和2年度は2人の高校生に各 60,000 円（年額）が給付されている（給付の期間は正規の最短終業期間）。補助金の 30,000 円はこの2人に係る助成分である。

金額的には極めて軽微な補助金であるが、質的には意義のある良い補助金だと思う。補助の対象とする遺児を幼児まで広げて良いのではないかと。

援助会の保育費、学資の給付額（年額）

給付対象者	給付額
小学校又は特殊学校の小学部に入学するまでの幼児	30,000 円
小学校に在学する者	30,000 円
中学校又は特殊学校の小、中等部に在学する者	42,000 円
高等学校、特殊学校の高等部又は高等専門学校に在学する者	60,000 円

④ 漁船海難遺児に対する学資支援については、公益財団法人漁船海難遺児育英会（東京都千代田区）による給付制度（学資給与金）もあり（月額12,000円（幼児給与金）～50,000円（大学生等給与金））、この制度も併せて利用されている。

（意見 60）補助事業者と補助金の受領者が異なる場合の確認について

援助会の事務所が鹿児島県漁業協同組合連合会（以下、「県漁連」）の総務指導室内に置かれており、また、援助会の代表者（会長）と県漁連の代表者（代表理事長）とが同じであるためか、補助金の交付請求は県漁連からなされ、県からの支払も県漁連の預金口座になされている。

援助会名義の預金口座がなく、振込口座（口座名義人：鹿児島県漁連 総務指導室 A）が援助会の専用口座として使用されているのかもしれないが、そうであれば、支出命令票にはその旨を付記しておくことが望ましい。

委任状も取られており、事務としては問題があるわけではないが、補助金はあくまで援助会に

交付されたものであるから、当該交付額が県漁連の資金とは区別して適正に管理されている（県漁連の運転資金等と混同して使われていない）ことの確認はしておく必要はある（交付後の手続にはなるが、「総務指導室 A」の出納記録の閲覧や写しの徴求などで確認することができる。）。

農政部の補助金

No.118	地域農業経営構造確立支援推進事業補助金				部局名	農政部		
					主務課	農政課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平 13	終了年度	令 2	
補助事業者	公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会							
交付の根拠	鹿児島県地域農業経営構造確立支援事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	6,001,000 円			交付申請額	6,001,000 円			
				概算払の額	6,001,000 円			
補助の目的	地域における基幹施設を中心とした地域づくりの支援により地域農業活性化を図るため、また、共同利用機械等の導入支援により経営規模の小規模・零細な地域における意欲ある経営体の経営規模拡大、複合化等を図るため							
事業の内容	指導体制の整備及び点検評価・マネジメント業務							
補助対象経費	地域農業経営構造確立支援推進事業（公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会が地域農業経営構造確立支援推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費）							
補助率	定額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	—	○		

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
給料	3,300	県補助金	6,001
職員手当	736		
共済費	731		
賃金	770		
その他 ※	463		
合計	6,001	合計	6,001

※その他の明細

旅費：125、需用費：190、役務費：39、
使用料及び賃借料：106

公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（以下、「振興協会」。No.122の補助金においても同じ。）は、県が5億円を出資（出資比率50%）する外郭団体である。理事長に知事、農林業技術部長に農政課の職員が就いており（令和3年6月現在）、また、住所（事務局）も本庁11階に置かれていることから、県内の農業行政において主要な団体としての位置付けとなっていることがうかがわれる。

本事業の目的は、農産物直売所など地域の基幹施設の利用向上により、これらの施設を核とした地域農業振興及び活性化を図ることにある。そのため平成13年度から経営構造コンダクターを設置し、農産物直売所の経営管理等に対する指導や優良事例等の収集と提供を行ってきた。事業は令和元年度で終了する予定であったが、直売所の経営管理等に対する指導へのニーズがあることやこれまで実施してきた指導の総仕上げを行う必要があることから、令和2年度まで事業を継続させることとなった。

令和2年5月8日付け及び10月1日付けで概算払申請書が提出され、合計で全額が概算払されている。概算払を必要とする理由が、いずれも事業の円滑かつ計画的な推進をするためとなっているが、令和2年度の振興協会の収支及び財務状況に照らし実態に即した理由であると判断する。

交付請求書はないものの、概算払の額と交付確定額が同額であることから、会計規則第82条第4項の規定に基づき会計管理者への合議をもって精算できるため、問題はないと判断する。

振興協会の要約財務諸表（令和3年3月31日現在、金額：千円）

正味財産増減計算書

経常費用	金額	経常収益	金額
事業費	93,987	県補助金 ※	12,560
		基本財産運用益	11,774
		受取会費	15,898
		事業収益	45,566
経常収支差額	△7,644	その他収益	544
合計	86,342	合計	86,342

※本補助金 6,001 千円と No. 122 の補助金 5,349 千円、及び新規就農相談事業補助金 1,210 千円との合計額である。

貸借対照表

資産	金額	負債・正味財産	金額
現金預金	2,054	未払金 外	9,462
未収金 外	16,797	指定正味財産	1,000,000
投資有価証券	1,000,000	一般正味財産	9,389
合計	1,018,851	合計	1,018,851

一般正味財産は少ないが、資金のほとんどを債券等での運用に充てていることがわかる。時価等の状況が気になるところではある。

No.119	かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金				部局名	農政部	
					主務課	農政課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	令2	終了年度	なし
補助事業者	株式会社シングローバル 外5者						
交付の根拠	かごしまの農林水産物輸出促進ビジョン推進事業のうち県産農産物等輸出商社支援事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	15,789,000円			交付申請額	17,142,000円		
				概算払の額	-		
補助の目的	県産農林水産物の輸出拡大を図るため						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	県産農産物等の海外市場への新規販路開拓に資する取組に要する経費 (1)海外での営業活動に係る旅費、賃金、通訳費・翻訳料、手数料、通信費、広報費、賃借料、使用料、資材購入費 (2)県内産地への海外バイヤー招へいに係る通訳費・翻訳料、バイヤー旅費・宿泊費 (3)効率的な輸送ルートを構築するためのテスト輸送に係る賃借料、輸送費						
補助率	定額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

本補助金は、県内に本拠を置く県産農産物等（県内で生産された農林水産物（食品に限る））の輸出に取り組む事業者に対し、海外での営業活動・新規販路開拓を支援するものである。令和2年度は、一次公募及び二次公募で採用された6事業者7プロジェクトに対し補助金が交付されている（下記）。

補助事業者等の内訳（金額：千円）

補助事業者	実施プロジェクト名	経費実績	交付確定額
株式会社シングローバル	香港市場における県産青果物(低次加工品含む)の販路開拓	3,146	3,000
村商株式会社	台湾・中国等アジア市場へ鹿児島県産農産物の販路拡大	3,060	2,000
弓場貿易株式会社	米国中東部・カナダ市場における県内農林水産物の輸出	3,584	3,426
同	アジア諸国における県産農林水産物の輸出	3,084	2,890
幸洋産業株式会社	ベトナム市場鹿児島県農畜産品販路拡大推進事業	1,102	1,000
株式会社本坊商店	鹿児島の「凄い！」生産者さんが作ったこだわり農産物輸出プロジェクト	2,569	2,397
株式会社オキス	かごしまの加工品等のインド輸出拡大事業	1,187	1,076
計		17,735	15,789

（意見 61）補助率の明確化と実績報告のあり方について

補助対象経費が具体的に示されているのは良いが、補助率については、交付要綱、交付要領とも「定額」としか示されておらず、透明性に欠けている。

各事業者の収支精算書とも、同じ経費について補助対象経費として報告されているものとそうでないものが混在しているが、一体いづれが「定額」なのかがわかりにくい。

また、いずれも収支精算書の「収入の部」の「その他」は、収支予算書における「その他」とは内容が異なり、交付確定額と事業費実績額との差額（おおむね消費税相当額）が計上されているに過ぎず、「収入」としての意味をほとんどなしていないと判断される。

補助率を明確にするとともに実績報告のあり方について改善が必要である。

No. 120	未来を拓け！女性農業者活躍応援事業					部局名	農政部	
						主務課	経営技術課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	令 2	終了年度	令 4	
補助事業者	笹野商事株式会社 外 4 者							
交付の根拠	未来を拓け！女性農業者活躍応援事業(女性農業者ビジネスチャレンジ)補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	750,000 円			交付申請額	750,000 円			
				概算払の額	750,000 円			
補助の目的	異業種と連携した新商品開発や特産品 PR など、女性農業者の新たなチャレンジ活動の支援により、女性の活躍促進を図る							
事業の内容	次の各号に掲げる要件を全て満たすもの 1 農業の振興と地域活性化に向けた取組 2 農業以外の観光・商工業等の異業種と連携した取組 3 地域資源(地域で生産される農産物、郷土料理、伝統文化、生活文化、施設(宿泊施設、遊休施設等)、遊休農地、自然環境等とする)を活用した新たな商品やサービスの創出に結びつく取組							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、賃借料、委託料、その他(知事が特に必要と認める額)							
補助率	定額(1事業主体当たり15万円を上限とする)							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

補助事業者等の内訳(金額:円)

補助事業者(所在地)	経費実績	交付確定額
笹野商事株式会社(薩摩川内市)	200,320	150,000
始 LOVE 和牛女子(霧島市)	164,975	150,000
野崎洋美(鹿屋市)	188,592	150,000
津貫加工グループ(南さつま市)	195,295	150,000
SOO 農・食・女子会(曾於市)	159,000	150,000
計	908,182	750,000

本事業は、異業種と連携した新商品開発や特産品PRなど、女性農業者の新たなチャレンジ活動の支援により、女性の活躍促進を図るために交付するものであり、女性農業者による新たなチャレンジが農業所得向上や地域農業振興のための新たなビジネスとして成り立つよう、地域の担い手として活躍する女性農業者を育成することを趣旨とするものである。

補助事業者は公募により、「未来を拓け！女性農業者活躍応援事業(女性農業者ビジネスチャレンジ)実施要領」に沿って選定が行われている。補助の透明性と公平性には問題ない。

(意見62) 概算払の理由について

全事業者に対し、全て『自己資金が少ない』という理由で概算払されている。この理由については、個人や任意団体であればわからないこともないが、法人についても同様に認めるとするのは理解に苦しむ。執行伺には内容審査の結果適当と認められる旨の記載があるが、貸借対照表や資金繰り表などは資料がなく、どのような審査をして適当と判断したのか不明である。主務課に質問したところ、決算書などの資料は求めておらず形式的な審査しかしていない旨の回答であった。今後は、概算払申請書に記載された理由に見合う資料の提出を求めるといった対応の上、審査する必要があると考える。

No.122	鹿児島県新規就農者強化支援事業補助金				部局名	農政部	
					主務課	経営技術課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 30	終了年度	令 4
補助事業者	公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会						
交付の根拠	鹿児島県新規就農者強化支援事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	5,349,000 円			交付申請額	5,349,000 円		
				概算払の額	5,349,000 円		
補助の目的	次代の農業を担う優れた新規就農者の確保及び育成を図るため						
事業の内容	新規就農者の確保・育成事業						
補助対象経費	青年農業者等育成センターが行う次の経費 1 就農支援活動の推進 2 就農・就業相談活動の実施 3 就農関連情報交換会議等の開催等 4 就農支援資金貸付等の事務 5 就農啓発活動の実施 6 就農相談窓口委託（就農支援資金貸付推進委託） 7 就農情報収集整理活動の実施						
補助率	10 分の 10 以内						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	—	○	

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
給与・共済費	4,312	県補助金	5,349
委託料	241		
役務費 外	796		
合計	5,349	合計	5,349

本事業は、青年農業者等育成センターの運営経費の支援を通じ、次世代の農業を担う新規就農・就業者の確保及び育成を図るものである。

青年農業者等育成センターは、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 11 の規定に基づき、就農支援資金の貸付けのほか、就農促進に関する啓発活動、就農に対する援助及び就農後の青年農業者の活動に対する援助など、青年等の就農に関する情報の提供その他の援助を行う拠点であり、運営は振興協会が行っている。

人口減少に伴う新規就農者の減少や農業者の高齢化が急速に進む中で Uターンや新規参入者等、広く農業内外から新規就農者を確保・育成するための補助金であり、有効性や効率性に問題はないと考える。

令和 2 年 5 月 18 日付け及び 10 月 29 日付けで概算払申請書が提出され、合計で全額が概算払されている。概算払を必要とする理由が、いずれも事業を円滑に実施するためとなっているが、令和 2 年度の振興協会の収支及び財務状況に照らし実態に即した理由であると判断する。

交付請求書はないものの、概算払の額と交付確定額が同額であることから、会計規則第 82 条第 4 項の規定に基づき会計管理者への合議をもって精算できるため、問題はないと判断する。

No.123	指定野菜価格安定対策事業補助金(昭41～)				部局名	農政部	
No.124	県単野菜価格安定対策事業補助金(昭54～)				主務課	農産園芸課	
No.125	契約野菜安定供給事業補助金(平14～)						
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭41外	終了年度	なし
補助事業者	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会						
交付の根拠	鹿児島県野菜価格安定対策事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	No.123	111,575,500円		交付申請額	同左		
	No.124	14,118,375円		概算払の額	同左		
No.125	5,208,500円						
補助の目的	野菜生産者の経営安定を図り野菜の安定供給に資するため						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会が行う価格差補給交付金の交付に充てるための財源として造成を行うのに要する経費 外						
補助率	下記本文参照						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	-	

㊦ 検査調書の作成が省略されているが、審査者が当該事業の成果が補助金交付の目的に適合すると認めている旨が実績報告書に明記されている。

補助事業者、交付要綱とも同じであるため、3件まとめたの記載とする。

本事業(野菜価格安定対策事業)は、市場出荷した野菜の価格が著しく低落した場合等に野菜生産農家に対し価格差補給金(対象野菜の市場平均販売価格が「保証基準額」を下回った場合に、その差額の一定割合を補給)を交付するものである。

公益社団法人鹿児島県青果物生産出荷安定基金協会(以下、「基金」)は、県が30,500千円を出資(出資比率24.3%)する団体であり、青果物の安定的な生産出荷の推進、生産農家の経営支援、青果物の生産から流通加工及び需要の拡大等を図るための事業を実施している。

各事業の事業主体、補給金の負担割合(補助率)等 ※指定野菜の上段:重要野菜、下段:一般野菜

事業名	事業主体	補給金の負担割合(※)			
		国	県	生産者	市町村等
No.123 指定野菜価格安定対策事業	機構	6.5/10	1.75/10	1.75/10	-
		6/10	2/10	2/10	-
No.124 県単野菜価格安定対策事業	基金	-	3.65/10	2/10	4.35/10
No.125 契約野菜安定供給事業	機構	1/2	1/4	1/4	-

㊦1 「機構」:独立行政法人農畜産業振興機構

㊦2 「市町村等」には農協、県経済連を含む。

㊦3 No.123 及び No.125 の事業主体は機構であるが、補助金の交付先は基金となっている。これは、農林水産省の通知で、これらの事業に関し、都道府県が補助を行うときは、登録出荷団体等若しくは登録認定農業者等又は要領³⁴に定める指定資金円滑化事業実施法人及び要領³⁵に定める契約指定資金円滑化事業実施法人を補助事業者として行うとされているためである。

基金は、指定野菜価格安定対策資金及び契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う鹿

³⁴ 「指定野菜価格安定対策事業実施要領」(平成15年9月29日付け15生産第4157号 農林水産事務次官依命通知)

³⁵ 「契約指定野菜安定供給事業実施要領」(平成15年9月29日付け15生産第4157号 農林水産事務次官依命通知)

児島県における「野菜価格安定法人」であり、補助金(県の負担分)は、基金を経由して機構に納付されている。

以下、事業主体が基金である「県単野菜価格安定対策事業補助金」(No. 124)についての記載である。

本事業の対象野菜は、馬鈴薯・かぼちゃなど推進 16 品目とグリーンボール・水菜の特認 2 品目の計 18 品目である。

交付額は、「資金造成計画額」(品目毎の資金造成単価×品目毎の交付予約数量の総額)の当年度の要積立額(当年度の資金造成計画額－前年度の資金造成計画額の残額)とされており、この資金が価格差補給金の原資となっている。

令和 2 年度は、計画額 535,184 千円と前年度の残額 496,504 千円との差額「38,680 千円」が交付されており、うち、14,118 千円(36.5%)が県の負担分である(下記)。

県単野菜価格安定対策事業補助金の資金造成計画額と交付額の状況(金額:千円)

年度	令和元年度	令和 2 年度	要積立額
資金造成計画額(全体)	(558,693) 496,504	535,184	38,680
うち県資金造成額(36.5%)	(203,923) 181,224	195,342	14,118

④ 令和元年度の()内は補給金交付前の資金残額

(意見 63) 実績報告のあり方と基金の決算書について

実績報告書は価格差補給金を生産者へ交付したことは報告されているが、交付件数や対象品目、交付額が示されていないため、事業の成果がどのようなものだったのか全くわからない。収支精算書も区分、金額とも予算書と同じものが記載されているだけで、報告としての意味をほとんどなしていないと言える。造成資金の残額が事業に対し適正な水準なのかどうかも検証しにくく、実績報告のあり方を改善すべきである。

なお、公表されている基金の決算書の数値と見比べると、交付額は正味財産増減計算書の経常収益に「受取補助金」などの科目で計上されるのが通常と思われるが、このようにはなっていないため、要積立額の「38,680 千円」がどこに隠れているのかわからない。関係すると思われる科目を追いかけると、事業費の「県単野菜補給交付金」(8,461 千円)と「県単野菜交付準備金返還金」(8,844 千円)の合計額が事業収益の「県単野菜事業受取交付準備金振替」(17,305 千円)と同額となっているが、交付額とのつながりがよくわからない。

加えて言えば、資金造成計画額(に見合う資金)が貸借対照表のどこに(どの科目で)いくら計上されているのかもよくわからない(ちなみに、事業収益には「県単野菜事業受取利息」が 1,075 千円(前年度は 1,090 千円)と、現在の預金の金利情勢に照らし、かなり多いとも言える利息収入を得ている。)

事業の意義については異存ないが、県としては機械的に交付額を算定するのではなく、基金では交付額を受払いがどのように経理されているのか、一度確認しておくべきかと思う。併せて、資金の入りと出が明確にわかるような報告を求めるべきである。

No.126	葉たばこ産地再構築事業補助金				部局名	農政部	
					主務課	農産園芸課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 24	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県たばこ耕作組合						
交付の根拠	鹿児島県葉たばこ産地再構築事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	850,000 円			交付申請額	850,000 円		
				概算払の額	—		
補助の目的	葉たばこ農家が、今後とも意欲を持って生産に取り組むとともに、経営の安定化が図れるよう産地体制の再構築を図るため						
事業の内容	葉たばこ産地の再構築事業						
補助対象経費	1 事業推進の強化に要する経費（活動計画等の作成、検討会の開催） 2 生産技術の向上に要する経費（研修会等の開催、新技術等の実証等） 3 生産体制等の整備に要する経費（地区活動組織の再編等の検討会の開催等）						
補助率	2分の1以内						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	—	○	○	○	

収支の要約（金額：円）

支出	金額	収入	金額
需用費・役務費	85,625	県補助金	850,000
旅費	1,229,920	組合自己資金	1,159,645
その他	694,100		
合計	2,009,645	合計	2,009,645

前年度補助金：900,000 円

旅費：産地巡回指導旅費等

その他：「たばこ耕作日誌」の印刷代

県にとって、葉たばこは粗利益が高く、水田の転作など農地の高度利用を図る上で重要な作物とされている。生産者にとっても、その年の作付け前に価格が決定し、全量買上げ制度など独自の契約栽培方式が採られていることから、他の作物のように天候や生産量によって価格が大きく左右されないため安定した収入が得られるという特長がある。

しかし、葉たばこを取り巻く情勢は、健康増進法の施行、消費税増税など喫煙環境の変化による消費量の減少や耕作者の高齢化の進行などにより耕作者数・面積ともに減少傾向にあり、日本たばこ産業(JT)が廃作募集を行うなど厳しい状況が続いている。

本事業は、葉たばこ農家が今後も意欲を持って生産に取り組めるよう経営の安定化を図るため、推進体制強化や生産技術向上、生産体制再構築などに取り組み、産地体制の再構築を図るものである。

鹿児島県の葉たばこ生産の状況（最近5年間）

年度	平 28	平 29	平 30	令元	令 2
耕作面積(ha)	473	449	428	404	386
生産量(t)	982	1,147	1,072	1,035	798
単収(kg/10a)	208	256	250	257	207
総販売額(百万円)	2,232	2,371	2,225	1,966	1,604

④「総販売額」は、日本たばこ産業への販売額。

(県のホームページより)

(意見 64) 補助の必要性について

県は、関係機関・団体一体となって低コストで高単収・高品質な葉たばこづくりを推進していくこととしている。

しかし、そもそも健康志向により喫煙者が激減し、タバコの消費量が減少する情勢にあつて、補助金を出してまで葉たばこの生産支援を続けることの必要性については疑問もある。

補助金の交付額については、耕作者数の減少に合わせ、漸次、減らされているようであるが、鹿児島県たばこ耕作組合（以下、「耕作組合」）の決算書（令和元年度分）を見ると、県補助金のほか、一般財団法人葉たばこ財団（東京都港区）から近代化促進助成金、技術指導事業助成金など45,820千円の助成金を受けており、賦課金等を含め104,716千円の収入があることがわかる。また、剰余金も厚く（425,360千円）、少なくとも財政的には県の支援を要するような内容ではない。

補助金と助成金とでは、交付の目的は異なるにしても、補助の目的が『産地体制の再構築を図るため』ということであれば、県としてはどのような再構築図を描いているのか、その青写真を示すことが説明責任を果たす上では必要かと思う。

耕作組合の一般会計（抜粋）と貸借対照表の要約（令和2年3月31日現在、金額：千円）

一般会計		貸借対照表			
科目	金額	科目	金額	科目	金額
賦課金	40,737	未収入金	436,591	負債	122,946
県補助金	900	有価証券	77,393	基本金	29,907
助成金	45,820	その他資産	64,228	剰余金	425,360
雑収入等	17,258	合計	578,214	合計	578,214
収入合計	104,716				

No. 127	肉用子牛価格安定対策事業補助金				部局名	農政部	
					主務課	畜産課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 43	終了年度	なし
補助事業者	公益社団法人鹿児島県畜産協会						
交付の根拠	鹿児島県肉用子牛価格安定対策事業補助金交付要綱 鹿児島県農政部の所管に係る補助金交付要綱 肉用子牛生産安定等特別措置法 など						
補助金の額 (交付確定額)	36,759,000 円			交付申請額	40,080,500 円		
				概算払の額	36,759,000 円		
補助の目的	肉用子牛の生産及び経営の安定を図るため						
事業の内容	本文参照						
補助対象経費	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、公益社団法人鹿児島県畜産協会が肉用子牛の生産者に交付する生産者補給金に係る契約であって、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための生産者積立金の一部に充てるために要する経費						
補助率	1 頭当たりの生産者積立金の 4 分の 1						
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	—	○	

支出（経費の区分）と収入（積立金負担者）の要約（金額：千円）

品種区分	金額	積立金負担者	金額
黒毛和種	131,535	県補助金	36,759
乳用種	4,525	国（機構）	73,518
交雑種	10,956	生産者	36,759
その他の肉専用種	18		
合計	147,036	合計	147,036

※積立金の負担金割合

- ・ 県：4 分の 1
- ・ 国：2 分の 1
- ・ 生産者：4 分の 1

④「機構」：独立行政法人農畜産業振興機構

本事業（制度）は、肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和 63 年 12 月 22 日法律第 98 号)に基づき、肉用子牛（月齢満 12 月未満の肉用牛）の生産者に対し「生産者補給金」を交付するもので、補給金の財源となる「基金」を積立てるため公益社団法人鹿児島県畜産協会（以下、「畜産協会」）へ補助金を交付している。

生産者補給金は、全国の主要な家畜市場における指定子牛の平均売買価格が保証基準価格（合理化目標価格）を下回った場合、畜産協会と生産者補給金契約を締結している肉用子牛の生産者に対し、当該平均売買価格の算定期間において販売又は保留した肉用子牛の頭数に応じ、交付されている。

なお、畜産協会は、農業者等の畜産経営に係る事業を行い、畜産の振興と畜産物の安定供給に寄与することを目的とする団体であり（畜産協会定款第 3 条）、県は出資金 135,000 千円を拠出している（出資比率 14.5%）。

事業の公益性、補助の意義等については異存ない。

(参考) 畜産協会への補助金について

畜産協会へは県からの補助金だけでなく、農畜産業振興機構、中央畜産会、地方競馬全国協会などからも補助金が交付されている（ほかに受託金（委託料）も同じように交付がある。）。

畜産協会の正味財産増減計算書には、交付元別・種類（事業）別に受取補助金が計上されているので、どこからどのような補助金がいくら交付されているかがわかりやすい。

県からの補助金について、予備調査で回答を得られた額と正味財産増減計算書(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に計上されている額とを突き合わせてみると、次のとおりである（金額：円）。

No.141 以外は、いずれも価格安定対策に係る補助金であるが、価格差補填の仕方や造成資金の負担の仕方などは同じではない。

なお、No.141 については、予備調査での回答額と正味財産増減計算書の計上額とに 6,172 千円の不一致が見られるが、理由等は調査していない。No.128 については、次のページに記載している。

予備調査での回答額		正味財産増減計算書の計上額		
事業名	補助金額	補助金額	計上科目	
No.127 肉用子牛価格安定対策事業	36,759,000	36,759,000	受取県生産者積立金補助金(子牛)	指
No.128 肥育牛価格安定対策事業	9,037,140	128,010	受取県生産者負担金補助金(牛マルキン)	指
No.136 肉豚価格安定対策事業	72,233,340	72,233,340	受取県肉豚補助金	—
No.138 プロイラー価格安定対策事業	99,251,645	99,251,645	受取県プロイラー経営安定対策補助金	指
No.141 AFS 侵入防止緊急対策事業	262,034,000	268,206,000	受取県 AFS 侵入防止緊急事業	—
計	479,315,125	476,577,995	計	

④1 「AFS(アフリカ豚コレラ)」: ウイルスが豚やいのししに感染することによる全身や出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病

④2 「指」: 指定正味財産の部、「—」: 一般正味財産の部に計上

一方、貸借対照表(令和3年3月31日現在)の方は、正味財産増減計算書ほど明瞭に科目が区別されているわけではないので、収支とのつながり、造成額(基金)の残高がわかりにくいものとなっている。

No.127 と No.128 について、そうであろうと思われる科目から数値を拾うと、次のとおりである(金額: 円)。いずれも固定資産の「特定資産」に計上されている。

科目	令和元年度	令和2年度	増減
生産者積立資産	-	144,986,417	144,986,417
生産者積立準備資産	1,046,081,578	513,818,908	△532,262,670
肥育安定基金資産(法マルキン)	1,972,807,362	127,877,117	△1,844,930,245

No. 128	肥育牛価格安定対策事業補助金				部局名	農政部		
					主務課	畜産課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平 10	終了年度	なし	
補助事業者	公益社団法人鹿児島県畜産協会							
交付の根拠	鹿児島県肥育牛価格安定対策事業補助金交付要綱 肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱 など							
補助金の額 (交付確定額)	9,037,140 円			交付申請額	(当初) 57,074,500 円			
				概算払の額	9,037,140 円			
補助の目的	肥育牛の生産及び経営の安定を図るため							
事業の内容	本文参照							
補助対象経費	畜産経営の安定に関する法律に基づき、畜産協会が肥育牛の生産者に交付する肥育牛経営安定交付金に係る契約であって、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合における当該交付金の一部に充てるための積立金に充てるために要する経費							
補助率	肥育牛1頭当たりの定額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	—	○		

支出（経費の区分）と収入（積立金負担者）の要約（金額：千円）

品種区分	金額	積立金負担者	金額
肉専用種	222,462	県補助金	9,037
交雑種	12,002	生産者	232,323
乳用種	6,897		
合計	241,361	合計	241,361

本事業（肉用牛肥育経営安定交付金制度（「牛マルキン」））は、肥育牛の収益性が悪化したときに粗収益（枝肉（主産物）、副産物価格）と生産費（家族労働費外生産費）との差額の9割を生産者に補填することで肉用牛肥育経営の安定を図るものである。

補填金の財源は、肥育牛生産者が畜産協会へ積み立てて造成する「基金」と国からの「交付金」であり、拠出割合は生産者が「1」、国（独立行政法人農畜産業振興機構）が「3」となっている。県は、生産者が畜産協会へ積み立てる資金の一部を助成している。

基金造成単価（平成30年12月30日～）（金額：円）

基金造成単価 (生産者積立金)	黒毛和種 (18,000)	交雑種 (17,000)	乳用種 (19,000)	発動があった場合、補填金の1/4が基金から、3/4が国（機構）から交付金として交付される。
生産者負担額	17,300	16,690	18,540	
県の助成額(補助金)	700	310	460	

交付確定額と概算払額及び畜産協会における補助金計上額について

本件は、当初交付申請額に対し交付確定額が大幅に少ないものとなっているが、これは、新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援対策として、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予（令和2年4月～9月分）が措置されたことから、基金造成対象頭数が大幅に減ったためである。

交付確定額（9,037,140円）は、1回目の概算払額（8,909,130円、申請日：令和2年5月8日）と2回目の概算払額（128,010円、申請日：同7月9日）との合計額であり、前ページに記載の正味財産増減計算書には、2回目の概算払額分が計上されている。

2回目は、2年4月～6月期の徴収月齢前（2年2月～3月）に販売された肥育牛の生産者積

立金の助成に係る概算払であるが、県側と畜産協会側とで補助金の計上時期の認識にズレがあることがわかる。あくまで、畜産協会側の事情ではあるが、当該年度における公金の出と入りの額が合致していない格好となっており、この点、やや不透明感はある。No.127 の補助金等と比べ、計上のあり方に整合が取れているのか、確認の余地はあるかと思う。

No.131	乳用牛群検定普及定着化事業補助金(平2～)	部局名	農政部				
No.132	乳用後継牛確保支援事業補助金(平30～令2)	主務課	畜産課				
No.133	酪農振興総合支援事業補助金(令2～4)						
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平2	終了年度	なし
補助事業者	鹿児島県酪農協同組合						
交付の根拠	No.131 鹿児島県乳用牛改良増殖対策事業補助金交付要綱 No.132 鹿児島県乳用後継牛確保対策支援事業補助金交付要綱 No.133 鹿児島県酪農振興総合支援事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	No.131	3,223,000円	交付申請額		7,788,290円		
	No.132	3,300,000円	概算払の額		—		
No.133	1,087,871円						
補助の目的	No.131 酪農経営における飼養管理・経営の改善を図るため No.132 生乳生産基盤の維持・拡大を図るため No.133 酪農の担い手確保や酪農ヘルパー等の要員確保を図るため						
事業の内容	遺伝的能力の評価や酪農家の飼養管理・経営を改善するために実施する事業 (1) 乳量測定、乳成分分析のための生乳サンプリング採取 (2) 分析データに基づいた農家指導						
補助対象経費	乳用牛改良増殖対策事業実施要領に基づいて、鹿児島県酪農協同組合が支払う以下の検定の実施に伴う検定員謝金 ・乳量測定及び記録 ・乳成分分析のためのサンプリング ・繁殖・飼育管理に関する調査 ・家畜改良事業団からフィードバックされた分析結果に基づく技術指導						
補助率	予算に定める額(補助限度額は当該補助事業の42.2%以内)						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	—	○	○	○	

④ 「交付開始年度」、「事業の内容」、「補助対象経費」、「補助率」はいずれも No.131 についてのものである。No.132 と No.133 は、いずれも短期、かつ、終期の定めがある補助事業であり、検討は行ったが特に報告すべき事項等はないため記載は割愛する。以下は、No.131 についての報告である。

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
検定員謝金	10,664	県補助金	3,223
検定員旅費	2,088	酪農家負担金	19,102
検定記録取りまとめ賃金	3,648		
乳成分検査費	5,925		
合計	22,325	合計	22,325

補助対象経費
・検定員謝金：10,664千円

乳用牛群検定は、家畜改良増殖法³⁶に基づき、国と県が一体となって効率的に推進する必要があることから、国は県と連携して広域的に検定データを収集・分析し、その結果を公表するとともに、乳用牛の改良を進めている。

本事業は平成17年度までは国の補助があり、補助率は、国が「21.1%」、県が「21.1%以内」と折半であったが、三位一体改革による税源移譲で18年度から国の補助はなくなったため、以

³⁶ 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第2条（国等の責務）

国及び都道府県は、家畜の改良増殖の促進に必要な施策を積極的に講ずる責務を有する。

- 2 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。

降、県単独で「42.2%以内」での補助が行われている。なお、補助金の額自体は21年度から28年度まで3,881千円で固定化していたものの（予算ベース）、29年度以降は漸次引き下げられており、令和2年度は3,223千円、補助対象経費（10,776千円）に対する補助率は「29.9%」（予算ベース）と交付要綱に定める限度額よりはかなり低いものとなっている。

補助対象経費は能力検定における検定員謝金のみであり、これ以外の経費は酪農家の負担とされている。主務課に過去に謝金の見直しが行われたか質問したところ、26年度と27年度及び令和元年度に見直しが行われているとの回答であった。

（意見 65）補助の効果の検証について

本事業は平成2年度から実施されており、乳用牛の能力検定の普及定着は進んでいると推測される一方、令和2年度で3割補助となっている現状が既得権化していないか、疑問が残るところである。

また、実績報告書には飼養管理の推進や経営の安定化に対する所見が皆無であるため、報告の際に、効果の検証に必要なデータ等の提出を求める必要がある。

No.135	系統豚適正管理事業補助金				部局名	農政部		
					主務課	畜産課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平8	終了年度	なし	
補助事業者	一般社団法人鹿児島県種豚改良協会							
交付の根拠	系統豚適正管理事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	3,298,000円			交付申請額	3,298,000円			
				概算払の額	3,298,000円			
補助の目的	県で造成した系統豚の供給体制を整備するために、系統豚維持群の血統管理と能力調査を行うとともに、農家等に譲渡した種豚の繁殖能力等及び肉豚用子豚の成績を調査し、優良系統豚の増殖に資するため。							
事業の内容	系統豚「ニューサツマ」、「サツマ2001」及び「クロサツマ2015」の適正な選抜・保留を行うとともに、この3つの系統豚の有効利用と長期的な活用を図るため、農家等に譲渡した種豚の繁殖能力調査及び産肉成績を調査する。							
補助対象経費	一般社団法人鹿児島県種豚改良協会が、系統豚適正管理事業実施要領に基づき行う系統豚維持群の適正管理及び譲渡した系統豚の能力調査に要する経費							
補助率	予算に定める額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

収支等の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額	
賃金	2,366	県補助金	3,298	・賃金：系統豚の繁殖能力及び産肉成績調査等
需用費・役務費	931			・需用費：血統の登録証明費用等
合計	3,298	合計	3,298	・役務費：切手代

一般社団法人鹿児島県種豚改良協会（以下、「改良協会」）は、県が5,000千円を出資する外郭団体（出資比率47.62%）であり、主に系統豚の維持増殖、優良種豚の供給、種豚改良に関する事業を行っている。

なお、本補助金は県単独補助金として回答を得ているが、「歳入歳出予算説明書」の財源内訳では、財源の2分の1（1,649千円）が「国庫支出金」となっている。

（意見66）補助率の明確化と概算払の理由について

補助率が明確でないのだからわかりにくい、事業実施要領では「経費の一部を助成する。」とされている。しかし、実際は経費の全額が補助金で賄われており、業務委託しているのと実質的に変わらないと言える。

また、概算払を必要とする理由が、『系統豚群を適正に維持管理し、事業を円滑に推進するため。』とされているが、改良協会の決算書を見ると（次ページ）、補助金の額を上回る収支の余剰（10,619千円）があり、資金（現金預金）、剰余金（一般正味財産）とも補助金の額を上回る額が確保されていることがわかる。少なくとも概算払がないと事業の円滑な推進に支障を来すとは考えにくい。

事業の目的、公益性については異存ないが、全額補助とするのであれば、理由と併せ明確に示すとともに、概算払の必要性についてももう少し具体的な説明が必要である。

改良協会の令和2年度の財務・収支の要約（金額：千円）

資産・費用	金額	正味財産・収益	金額
現金預金	58,384	一般正味財産	36,313
事業費	58,376	事業収益	141,782
管理費	74,693		
経常収支差額	10,619		

④1 事業収益、事業費には県からの補助事業収支は含まない。

④2 正味財産増減計算書では、支出科目の「補助事業費」は県からの補助金額(3,298 千円)と合致しているが、収入科目の「受取地方公共団体補助金」の額は「5,200 千円」となっている(令和元年度は収支同額である。)。理由等は調査していない。

土木部の補助金

No.142	海岸クリーンアップ事業交付金				部局名	土木部		
					主務課	河川課		
事象	事業費	形態	定額	開始年度	平6	終了年度	なし	
補助事業者	吹上地区海岸クリーンアップ事業協議会 外5者							
交付の根拠	鹿児島県海岸クリーンアップ事業交付金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	4,999,500円			交付申請額	4,999,500円			
				概算払の額	4,999,500円			
補助の目的	海砂採取に係る市町村で構成される市町村協議会に対して、海岸クリーンアップ事業の運営及び拡充を図るため							
事業の内容	(1)海岸清掃事業 (2)海岸環境作業 (3)海砂採取の啓発事業 (4)海岸イベント事業 (5)その他海岸の美化促進に必要な事業							
補助対象経費	海岸クリーンアップ事業に関する経費							
補助率	知事が別に定める限度額							
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	○	○	○	○		

交付額の内訳（金額：円）

協議会（対象海砂採取市町村）	交付額
吹上地区海岸クリーンアップ事業協議会（日置市、いちき串木野市、南さつま市）	1,122,500
指宿地区海岸美化推進協議会（指宿市）	799,000
海岸クリーンアップ事業大根占地区協議会（錦江町、南大隅町）	861,000
海岸クリーンアップ事業大島地区協議会（奄美市、天城町 外3町2村）	1,121,500
阿久根地区海岸クリーンアップ推進協議会（阿久根市）	536,500
熊毛地区海岸クリーンアップ事業協議会（南種子町）	559,000
合計	4,999,500

④ ゴシック表記の市町は協議会の事務局が置かれている市町

本事業は、海砂採取に対する理解と協力体制を確立し、海砂の賦存量³⁷調査及び採取地区のローテーション化等の円滑化を図ることを目的としている。

交付金総額は、平成6年度から11年度までが30,000千円、16年度に20,500千円、17年度に5,000千円と漸次引き下げられているが、17年度以降は、現在に至るまで、ほぼ同額での交付が続いている。

各協議会への交付額は、16年度における3つの算定区分（「重機借上料」、「海砂採取予定数量」、「旧市町村構成数」）の交付金総額に占める割合を基礎として配分されており、このうち、最も大きな配分割合である「重機借上料」（44.87％）については各協議会に均等配分（各7.478％）されている。

³⁷ 賦存量（ふぞんりょう）：理論的に算出する潜在的な資源量

（意見 67）交付金の配分割合の現状適合性等について

一定の基準に従って交付金が配分されているのは恣意性が入る余地がほとんどないので手続的には良いと思うが、各地区の海岸の環境や海砂の状況等は平成 16 年度当時とは同じではないはずである。

下記は、交付金総額で最も大きな割合を占める「重機借上料」（海岸環境整備費）について、各地区の予算額と実績額とを比較したものであるが、同じような事情ではないことが見て取れる。特に、阿久根地区ではこの経費は予算にも計上されておらず、海岸の環境整備より清掃事業の方にお金が使われていることがわかる。

「重機借上料」の配分額、予算額と実績額（支出済額）の比較（金額：円）

地 区	吹上	指宿	大根占	大島	阿久根	熊毛	計
交付額	1,122,500	799,000	861,000	1,121,500	536,500	559,000	4,999,500
重機借上料	373,900(各 7.478%)						2,243,500
配分額							
予算額	483,000	394,020	200,000	655,000	0	300,000	2,032,020
支出済額	516,900	0	360,502	259,000	0	212,800	1,349,202
(支出済額/交付額)×100	46.0%	0.0%	41.8%	23.0%	0.0%	38.0%	26.9%

⑨ 重機借上料の「配分額」は、予算額の 5,000 千円を基礎として算定している。

自然相手の事業のため、経費の用途やかかり具合は各地区とも年度によって異なるとは思いますが、各地区の実績に鑑みれば、算定区分の配分割合が現在でも適合するものとなっているのかどうか検討の余地があるかと思う。

No.144	志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金					部局名	土木部	
						主務課	港湾空港課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 29	終了年度	なし	
補助事業者	オーシャンパートナーズ株式会社 外 1 者							
交付の根拠	志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業補助金交付要綱							
補助金の額 (交付確定額)	1,939,746 円			交付申請額	1,939,746 円			
				概算払の額	—			
補助の目的	志布志港及び川内港の利用促進を図るため							
事業の内容	志布志港・川内港の更なる利用促進を図るため、荷主企業が行うコストやリードタイムの検証などの運送実験に係る経費の一部を支援する							
補助対象経費	海上輸送費、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料、輸出入諸経費							
補助率	1 / 2 以内 (上限額 1 事業者当り 1,500 千円)							
必要書類の確認 (規則 3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書		
	○	○	—	○	○	○		

交付確定額の内訳 (金額：円)

補助事業者	補助対象経費	交付確定額	
オーシャンパートナーズ(株)	3,258,822	1,500,000	オーシャンパートナーズ社へは上限額での交付。
(株)南九州タイホー	879,492	439,746	
計	4,138,314	1,939,746	

輸出入品を扱う事業者(荷主企業)に新たに志布志港又は川内港を荷積み・荷揚げ港として利用してもらうために、志布志港又は川内港を利用したコンテナ貨物の輸送コストや輸送リードタイムの検証に要した経費の一部を補助するものである。

補助事業者の選定は、「志布志港・川内港輸出入促進トライアル事業評価方法・審査基準運用内規」に基づき、審査会による審査で行われており、手続の公平性と透明性が確保されている点は良いと思う。

今回、補助の対象となったオーシャンパートナーズ社(大阪市西区)はインドネシアから鯉節を、南九州タイホー社(鹿児島市)は中国上海から履き物を輸入販売している事業者である。両社とも輸入品の荷揚げ港を博多港から志布志港へ変更して検証を行っているが、トライアルの結果、いずれも志布志港を継続して利用したいとの報告がなされている。

(意見 68) 補助対象経費に含まれる消費税の仕入控除税額の取扱いについて

交付要綱には、『補助金交付申請をする場合は、当該補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(中略)を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。』との規定が置かれている(第3条第3項)。

また、交付申請時に仕入控除税額が明らかでなかったものについては、『…補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。』とされている(第5条第3項)。

これは、補助対象経費に課税仕入に係る消費税が含まれている場合、補助事業者が消費税法上の一般の課税事業者(前々年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者など)である場合は、その消費税が「仕入税額控除」(消費税法第30条)により、課税売上に係る消費税額から税額控

除されるときは、結果的に消費税を負担しなくて済むことになるから、その分は県に返還されなければならないとする考え方によるものである（と理解される。）。

今回の2社は、売上高からいずれも消費税法上の一般の課税事業者であると判断されるが、このうち、南九州タイホー社については、金額的には軽微であるが、収支決算書に課税仕入に係る消費税（13,800円）が含まれて報告されている。しかし、この消費税については、確定申告の際に課税売上に係る消費税額から全額控除されているはずであり（損益計算書から見るに課税売上高は5億円以下であり、かつ、課税売上割合は95%以上と判断される。）、実際の負担はなかったものと思われる。したがって、この分は、本来、県に返還されなければならないものである。

『補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、（中略）速やかに知事に報告するものとする。』（第10条第2項）とされているが、申告の有無も含め仕入控除税額の確定が実際に確認されているかどうか書類を見る限り明らかでない。

補助金交付の条件として仕入控除税額の取扱いを交付要綱に定めているのは良いと思うが、事務上は適否を検討した跡が見られず、現状、この条項は形骸化していると判断される。

本補助金は、交付申請の際に直近2期分の決算書の写しを添付させることになっているので（第3条第2項第7号）、申請の時点で事業者が消費税法上の課税事業者であるかどうかはおおむね判別できるかと思う。

事業者が課税事業者である場合は、少なくとも事後的にでも消費税の確定申告書の写しを徴求するなどの措置を講ずるべきである。そうしないのであれば、実態に合わせて規定を改正すべきかと思う（他の補助金では、交付要綱で補助対象経費に消費税は含まないとしているものもある。）。

No.145	空港保安施設検査業務補助金				部局名	土木部	
					主務課	港湾空港課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	昭 57	終了年度	なし
補助事業者	日本エアコミューター株式会社 (JAC)						
交付の根拠	鹿児島県空港保安施設検査業務補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	80,719,000 円			交付申請額	80,719,000 円		
				概算払の額	80,719,000 円		
補助の目的	航空輸送の安全を図るため						
事業の内容	県が設置及び管理する空港においてエックス線透視手荷物検査機器等を使用して行う航空旅客の機内持込手荷物検査業務及び警備業務						
補助対象経費	検査業務の実施に要する費用 (委託料)						
補助率	2分の1以内						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	

収支の要約 (金額：千円)

支出	金額	収入	金額
保安施設に係る検査事業費	354,540	県補助金	80,719
		自己資金	273,821
合計	354,540	合計	354,540

空港別の業務委託料と交付確定額の内訳 (金額：千円)

空港名	委託料※	補助金
種子島空港	35,948	11,645
屋久島空港	48,652	9,380
奄美空港	140,237	34,791
喜界空港	23,097	4,289
徳之島空港	66,286	12,842
沖永良部空港	22,603	4,020
与論空港	17,714	3,752
合計	354,540	80,719
	補助率	22.7%

※各空港の手荷物検査業務、警備業務は株式会社セノン(本社:東京都新宿区)に委託している。JACとセノン社との間で締結されている業務委託契約書を閲覧し、補助対象経費となる業務委託料の金額の妥当性を確認した。

日本エアコミューター株式会社(本社:霧島市溝辺町、資本金:3億円)は、県本土と奄美群島を結ぶ空路を中心に、1日18路線、約70便弱の運航を行っている。同社株式の60%を日本航空株式会社(JAL)が、残りを奄美群島12市町村が所有している。

補助率(補助金額)決定の経緯について

令和2年度はJACから195,222千円(税込)の補助金の交付要請を受けている。内訳は、航空保安検査業務費用170,778千円と地上作業監視業務費用24,443千円であり、対前年比で21,643千円の増加要求となっている。これは、国の指針に定める補助対象・補助割合が50%であることから、この補助率に対応する補助を求める要請であった。

これに対し、県としては県の財政状況やこれまでの補助率が事業費の40%弱～30%弱(令和元年度は27.1%)で推移してきた経緯を勘案し、要請どおりの50%の補助率は厳しいと判断。また、屋久島空港及び徳之島空港の運用時間延長による補助金の増額要請についても増額は厳

しいと判断し、最終的に主務課で積算した金額を補助金額として決定している。

ハイジャックを防止し、安全な航空路線の確保に資するために補助金を交付することは、広く公益に資するものである。全体の補助率（22.7%）が、県の財政事情を考慮して国が定める基準以下での率となっているのは、費用対効果の面から評価できる。

JAC に対する補助金について

JAC に対しては、本補助金のほか「離島航空路線維持整備対策事業費補助金」(No.23) 594,773 千円も交付されている（主務課は総合政策部交通政策課）。

交付額の内訳は、「航空機購入費補助金」が 500,000 千円、「運航費補助金」が 94,773 千円であり、前者は、機体購入費用（2機、総額 4,213,965 千円（予備部品費用 126,284 千円を含む。)) の 45%を国、25%（1,053,491 千円）を県が補助するもので、残りが JAC の負担となっている。交付額の 500,000 千円は令和 2 年度の執行分で、残額は 3 年度以降に申請予定となっている。

後者は、補助対象航空路線（4 路線）の補助対象期間における損失見込額と標準損失額のいずれか低い金額の 50%を県が補助するもので、補助金の種類としては、「離島航路補助事業」(No.19) における欠損補助と同じである。離島航空路線を維持し、離島地域の振興を図る上で必要な補助金である。

各路線の損失額と交付額等の内訳は、次のとおりである。

路線別の損失額と交付額等の状況（金額：千円）

路線	損失見込額	標準損失額	補助対象経費	交付額(50%)
喜界島～奄美大島	△93,494	△74,629	70,898	35,449
徳之島～奄美大島	△13,285	△61,821	13,285	6,642
沖永良部島～徳之島	△27,002	△24,201	24,201	12,100
与論島～奄美大島	△103,750	△85,434	81,162	40,581
合計	△237,531	△246,086	189,547	94,773

危機管理防災局の補助金

No.147	消防職・団員充実強化事業補助金				部局名	危機管理防災局	
					主務課	消防保安課	
事象	事業費	形態	定率	開始年度	平 20	終了年度	なし
補助事業者	一般財団法人鹿児島県消防協会						
交付の根拠	鹿児島県消防職・団員充実強化事業補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	1,000,000 円			交付申請額	1,000,000 円		
				概算払の額	-		
補助の目的	消防職・団員の充実強化及び防火思想の普及徹底を図るため						
事業の内容	消防団員及び消防職員の福利厚生、知識、技術の向上と防火思想の普及						
補助対象経費	協会が行う各種事業のうち、次に掲げる事業に要する経費 1 教育訓練事業（ただし、消防操法大会は除く） 2 火災予防啓発事業 3 表彰事業（県消防関係功労者表彰式のみ）						
補助率	補助対象経費の2分の1以内 ただし、補助金の上限額を別に定める						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	-	○	○	○	

収支の要約（金額：千円）

支出	金額	収入	金額
消防団研修事業	1,046	県補助金	1,000
火災予防啓発事業	121	市町村分担金収入	5,643
表彰事業	995	日本消防協会助成金	4,679
その他の事業費	1,464	その他の収入	3,658
管理費・諸支出金	9,894		
合計	13,521	合計	14,981

補助対象経費:2,162 千円
(消防団研修事業費+火災予防啓発事業費+表彰事業費)
2,162 千円×1/2>1,000 千円

一般財団法人鹿児島県消防協会（以下、「消防協会」）は、消防団員及び消防職員の福利厚生、知識、技術の向上を資するとともに、県民の消防思想の普及を図ることにより災害を防止し、県民の福祉の増進に寄与することを目的としている団体である。

県は消防組織法（昭和22年法律第226号）第29条に基づき、市町村の消防が十分に行われるよう消防に関する県と市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協調を図るほか、消防に関し、消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項や消防思想の普及宣伝に関する事業などの事務をつかさどることになっている。地域防災力の中核である消防団員の充実強化は必要不可欠であることから、消防協会に対し一定の補助を行っているものである。

交付要綱では、補助率2分の1以内の定率補助とされているが、上限額は明記されておらず、実質的に1,000千円の「定額補助」であると判断される。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止された事業が多く、特に「消防操法大会事業支出」と「慰霊祭事業」の予算未消化が大きかったため、事業費は当初予算額に対して48%の大幅減となっている。

(意見 69) 補助金上限額の算定根拠の明確化と実績報告の確認について

事業の公益性、補助の必要性については異存ないが、現状、上限額の算定根拠が明確でないの
で、これを明確にする必要がある(補助金の額自体は、九州他県の各県消防協会への助成額と比
べて最も低いものとなっている。)

検査については、『事務処理は適正に行われている。』として合格とされているが、補助対象事
業の予算と実績とを見比べると、コロナ禍で事業が実施できなかった割には、実績が予算を大き
く上回っているものや、減るであろうと思われるものがそうでもないなど、やや釈然としないと
ころがある。たとえば、表彰事業では、県消防関係功労者表彰式、日本消防協会定例表彰式とも
中止のため、「旅費交通費」の支出がほとんどなかったのは当然であろうが、「印刷製本費」が予
算の3倍近い実績となっているのは理由がよくわからない。

いずれにしろ、予算と実績との差異が(相対的に)大きいような場合は、相手方に説明を求め、
理由を確認しておく必要がある。事務処理の適正性だけでなく、使途の適正性を確認した上で、
検査の可否を判断すべきかと思う。

補助対象経費の予算額と実績額との比較(抜粋)(金額:円)

補助対象事業	費目	実績額	予算額	予算書での内容説明
消防団研修事業	報償費	243,242	100,000	研修講師謝金
	旅費交通費	473,054	900,000	女性消防団員研修会、活性化徳島大会等
	印刷製本費	0	70,000	「消防鹿児島」の発行、研修資料、文書コピー
	通信運搬費	207,339	30,000	「消防鹿児島」機関誌送料
火災予防啓発事業	消耗品費	11,631	60,000	火災予防DVD購入
	雑支出	90,010	—	(予算項目にない)
表彰事業	旅費交通費	12,588	340,000	表彰関係
	印刷製本費	434,004	152,000	表彰状印刷、表彰者名簿印刷
	記章代等	535,085	510,000	表彰に伴う記章代金

④ 表彰事業は、県消防関係功労者表彰式のみが補助の対象とされているが、日本消防協会定例表彰式に
係る経費との区別が明らかでない。

国体・全国障害者スポーツ大会局の補助金

No.151	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」				部局名	国体・全国障害者スポーツ大会局	
No.152	に向けた競技力向上対策事業等補助金				主務課	競技力向上対策課	
事象	事業費	形態	定額	開始年度	昭44・平24	終了年度	なし
補助事業者	公益財団法人鹿児島県体育協会 外 87 者						
交付の根拠	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」競技力向上対策事業費等補助金交付要綱						
補助金の額 (交付確定額)	競技スポーツ強化対策事業	58,785,510円	交付申請額	402,436,000円			
	競技力向上対策事業	336,044,090円	概算払の額	388,978,297円			
補助の目的	第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」において、天皇杯・皇后杯の獲得のため						
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競技力向上対策事業 ・ 各種大会事業 						
補助対象経費	<u>競技力向上対策事業</u> 県外各種大会九州代表派遣費 国外各種大会派遣費 競技力向上対策運営費 その他事業に必要な経費 <u>各種大会事業</u> 運営費 県代表派遣費 その他事業に必要な経費						
補助率	知事が必要と認める額						
必要書類の確認 (規則3～)	交付申請書	事業計画書	概算払申請書	実績報告書	交付請求書	検査調書	
	○	○	○	○	○	○	○

④「交付申請額」、「概算払の額」は、公益財団法人鹿児島県体育協会（以下、「体育協会」）への金額を記載している。なお、体育協会は、令和3年4月1日付けで「公益財団法人鹿児島県スポーツ協会」に名称変更している（会長は知事）。

表記のとおり、国体での県勢アスリート達の活躍を期し、競技力向上に資することを目的とした補助金である。令和2年10月の国体開催に向けて強化対策等が進められていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で計画どおりに事業ができなかったこともあり、交付確定額は申請額より少ないものとなっている。

「競技スポーツ強化対策事業補助金」(No. 151) 58,785千円は、全て体育協会へのものであり、「競技力向上対策事業補助金」(No. 152) 336,044千円のうち、310,739千円が「強化指導員配置事業費」として体育協会へ交付されている。

強化指導員配置事業の「強化指導員」とは、名称から受けるイメージからはやや違和感があるが、国体で優秀な成績を収めることが期待されている県代表候補選手のことである。1年又は半年の期限付き雇用契約で体育協会の所属となり、県水泳連盟、県テニス協会、県レスリング協会など県内各競技団体に強化指導員として「配置」されるものである。大会に向けて自身の技能を高めることが主であるが、強化指定校等で指導にも当たっている。令和2年度は国体の開催が予定されていたこともあり、25の競技団体に93人が配置されている。

この事業費は、全て強化指導員に係る人件費であり、1人当たり一律月額25万円の報酬が支給されている（別途、通勤手当）。要は、各競技の代表候補の選手達に、生活費の心配をすることなく競技力の向上・強化に努めてもらい、国体で好成績を上げてもらおうというものである。

月額 25 万円という額は他県とおおむね同じ水準とのことである。

(意見 70) 強化指導員配置事業費の予算措置について

体育協会を通じて事業を行うことの意義、効果等について異存はない。

しかし、本事業の主催は県であり、社会保険料の事業主負担分等を含めた事業費の全額が県の補助金で賄われている事実に鑑みれば、実態としては県が強化指導員を丸抱えしているのと変わらない。したがって、補助金というより、「報償費」又は「扶助費」に近い性質のものであると思う。

また、仔細だが、「給与支給調書」を見ると、各人の報酬からは社会保険料の本人負担分、源泉所得税と併せ、個人住民税も（必ずしも各人毎月というわけではないが）控除されている。金額的には僅少ではあるが、県が交付した補助金の一部が県税として県に回収（納付）されている格好となっており、補助金の意義に照らして是と捉えるのか議論の余地があるかもしれない。

業務委託での事業実施の可否を含め、予算措置のあり方について検討されてはどうか。

以上